

といふ事の。怪かる誓約も。おはしきけるなり。抑此誓盟の起原をなほいはし。上に引出たる天皇御病。いみじくならせ給へりし御時。東宮の辭退坐ける御言に。請奉_ニ鴻業_ニ付_ニ屬_ニ太后_ニ。令_ニ大友王_ニ奉_ニ宣_ニ諸政_ニ。臣請奉_ニ爲_ニ天皇_ニ云々とあるに。眼を留めて味ひ視るへし。東宮のかく倭姫皇后にと宣へりしは。近例ある御事にて。其は此より以前。岡本宮天皇崩御せ給ひて後。皇后實皇女。天津日嗣知食して。天豐財重日足姬天皇と尊號し奉り。御弟輕皇子に御位を傳へまし。其天皇崩御坐て。御重祚_ニらせ給へりしか。めてたく天下所治けるはさらなり。大津宮天皇々太子とままして。政こち給へりし例の隨を。奏し聞えまじけるなり。なほいはし。大友皇子は御母も尊からざるによりて。東宮御出家の即。皇太子にも立せ給ふまじきを含めてそ。さやうには宣ひたりけんかし。いかにも的當れる御言なりければ。武郷云。このあたりの論。上に引る信友のとは。聊かこと也。天皇はた然なん制_ニさせ給ふへき御事なるを。なほ大友皇子にこそこの御心の。遣る方なさに。東宮の奏し給へりし例をしも。引除給ひなごして。尤_ニ誓約_ニすらなごしめ坐けるなり。されは群臣の中にも。東宮御遁世坐々たる上は。皇后こそ天位は知食すへき御事なれと。いひもし思ひもしたるか。いとなん多かりけんかし。そは何を據としていふそならば。盟誓の中に。奉_ニ天皇詔_ニ。若有_ニ違者_ニとあるを味ふへし。天皇詔とは。道理はいかにもあれ。大友皇子を天位に即け奉らんの詔なり。違者は。東宮の宣ひける。皇后登極の的例を。さもと諾ひ奉りて。何くれと議論するるか。彼此聞ゆるを。凡に指給へるなればなり。と云れたり。さも有へき論なりかし。○丁巳は二十四日なり。○灾

近江宮。信友云。時勢によりて推考るに。もしくは吉野の前坊に。心よせある人の所爲にはあらざりしかと。いさゝか疑なきにあらず。と云り。○壬戌は二十九日なり。○新羅王。東國通鑑に。新羅文武王十一年なり。

十二月癸亥朔乙丑。天皇崩于近江宮。癸酉。殯于新宮。

乙丑は三日なり。○天皇崩。扶桑略記云。十年立_ニ大友太政大臣_ニ爲_ニ皇太子_ニ。十二月三日天皇崩。同五日大友皇太子即_ニ帝位_ニ。生年二十五。水鏡にも。天智天皇十二月三日うせさせ給ひにしかは。同五日大友王子位に即給。とあり。さて此天皇の崩御には。怪しき説ありて曰。水鏡に。十月にそ。大伴太政大臣は東宮に立給し。十二月御門御馬にたてまつりて。山しなへおはして。林の中に入てうせ給ぬ。いつくにおはすといふことをしらす。只御くつのおちたりしを。みさゝきにはこめたてまつりしなり。また僧堯忠記所引。崇福寺々記に。堯忠寛正二年記。歷代帝王國忌の事。を記す條の首書。云。天智帝御國忌。往古は十一月三日と。十二月三日と。兩度修し奉ることあり。或書に。天皇十一月初に。山科にみゆきし給ひて。天に登らせ給ふ。供奉し奉れる人。驚き奉る事限なし。三十日許へて。御沓を得出て。みさゝきには藏め奉りしとかや。若し十一月三日には登天し給ひて。見失ひ奉りし日。三十日はかりへてといへは。十二月三日。御沓を求め出したる日か。又即位四年庚午に崩し給へりとあり。庚午年は即位より三年な

り。日本紀云。天智天皇七年春正月丙戌朔戊子。皇太子即天皇位。注云。或本云。六年歲次丁卯三月即位。丁卯の年を元年とすれば。四年は庚午に當れり。然れども崩御に於ては。一年の相違あるへからず。日本紀の十年十二月三日を。正説とすへき歟。と云るなど。いかにしてかゝる異説を唱へ出けむ。いとも不審き事なり。また御崩年も。此記によれば前年庚午なり。これもまた異説なり。さては壬申年までは。中一年あり。いとも疑はしきことなり。さて又御年壽本書には闕たれども。諸書に見えたるどころ。みなたかひあり。まつ舒明紀十三年。此時東宮年十六。とあるに據て數ふれば。今年まで凡三十年なり。然らば御年四十六なり。興福寺年代記に。四十六とあり。本朝通鑑にもし。かあり。かくては。推古天皇三十四年の降臨なり。一代要記。水鏡には。五十三とあり。かくては。推古二十七年の降臨なり。天武に三歳の御兄なり。また神皇正統記。正統錄。皇年代略記。紹運錄。興福寺年代記。一本如是院年代記には。五十八とあり。かくては。推古二十二年の降臨。天武八歳の御兄なり。和田英松云。四十六とあるに據て考。五十八とあるに據れば。御父母并に皇太子大友。持統の資孫にも。遠ふことなしと云り。右の外にも。法王帝説に。皇極天皇四年乙巳。近江天皇生年二十一とあり。さては御年四十七なり。これもまた叶ひかたからむ。さてかく天皇は。二日に崩坐て。中一日を置て。同五日大友皇子。俄に天皇位に即給へり。この帝位に即給ひし事。此本紀には。故有て洩されたるならめと。たしかなる書ともに見えたれば。今其をこゝに引て云へし。上にも云る扶桑略記云。十二月三日天皇崩。同五日大友皇子即帝位。生年二十五。紹運要略の立太子月立にも。以扶桑記抄之。として。如此記せり。廿五は廿四に作るへし。年中行事秘抄云。天智天皇十年春正月己亥朔庚子。大友皇子始爲太政大臣。天智天皇

男也。後爲皇太子。即帝位。水鏡云。天智天皇十二月三日にうせさせ給ひにしかは。同じき五日。大友皇子位をつき給ひて。大鏡云。天智天皇十年十二月三日うせ給ひて後。大友皇子我位につかんとし給ひしに。明る年の七月二十六日。この皇子をおろして。おほあまの皇子。位に即給ひて。天武天皇と申し給ひき。又云。太政大臣になり給ひぬる人は。うせ給ひてのち。必いみなと申ものあり。しかりといへども。大友皇子は。やかてみかごに立給へり。みかごなからうせ給へれば。いみなと。又云。鎌足大臣の子の事を云條に。その姫君は。天智天皇のみこ。大友皇子と申しし時。みめになり給ひけり。この皇子太政大臣の位にて。つきには位に即て。同じ年のうちに。帝となり給ひにき。又疑齊辨に引る大鏡裏書に。西宮記を引ける文にも。天智天皇十年。任太政大臣。十二月即帝位。など。まさしくあれは。此より以下は大友帝の御世なり。さるを此本紀には。大友帝の御世代を除きて。天智天皇より。直に天武天皇に接續けて記されしより。此皇子の即位をも省けるなり。此は時の議ありて。しか定められしにはあるへけれと。事實の上より見れば。通えぬ事多し。其心して讀むへし○癸酉。十一日なり○殞于新宮。新宮は。新に殞宮を造りたるなり。此御喪の時の事とも。萬葉集二に。天皇聖躬不豫之時。大后奉御歌。大后は倭姫皇后なり。また天皇崩御之時。倭太后御作歌。天皇崩時婦人作歌。天皇大殯之時歌二首。額田王。舍人吉年。また大后大歌。石川夫人歌。また從山科御陵。退散之時。額田王作歌。八隅知之。和期大王之。恐也。御陵奉任。山科乃。鏡。山爾云々。御陵も本紀には漏たり。諸陵式に。山科陵。近江大津宮御

宇天智天皇。在二山城國宇治郡。兆域東西十四町。南北十四町。陵戸六烟。とあり。今山科郷御陵村。宇御廟野中にあり。陵前に祠あり。治部式に。國忌天智天皇十二月三日忌崇福寺とあり。國忌と云事は。次の天武御世に定られたる事なるか。此天皇は。永世まで變らぬ御事なり。神皇正統記云。この天皇中興の祖にまします。光仁の御祖なり。御國忌は時に隨ひて改まれども。これは永く變らぬ事になりなき。とあり。公事根源も同じ。此天皇をば。太祖神武天皇に配へて。中宗と申して。御代はかはれども除きまつら御定と成し給へるなり。

于時童謠曰。美曳之弩能。曳之弩能阿喻。阿喻舉會播。施麻倍母曳岐。愛俱流之衛。奈疑能母騰。制利能母騰。阿例播俱流之衛。其於彌能古能野陛能比母騰俱。比騰陛多爾。伊麻拖藤柯爾波。美古能比母騰矩。其阿箇悟馬能。以喻企波々箇屢。麻矩儒播羅。奈爾能都底舉騰。多拖尼之曳鷄武。

童謠。此童謠の注者。大海人皇子と。大友皇子の御上をよみたりと云る。けにさもあるへし。されど守部も云る如く。いと耳遠くして。定かには聞知かたし○美曳之弩能。曳之弩能阿喻は。御吉野之吉野

之年魚なり。吉野は年魚に名ある所なり。守部云。此二句は。大海人皇子尊の御上に比し奉るか。天智天皇の御隱謀を。速悟して。吉野山に欺き入坐けるを云とさきこゆ。とあり○阿喻舉會播。年魚こそはなり○施麻倍母曳岐。島邊も吉きなり。解に。あゆこそは。島邊に居るか宜しきをこなり。と云り○愛俱流之衛は。嗚呼苦しむなり。愛は阿と通ひて。共に歎息の聲なることは。記神武天皇御歌に。亞々志夜胡志夜。亞は要の誤なるへし。阿々志夜胡志夜と。並へ歌ひ給へるにて。こられたり。今世にもしか云事あり。さて下の衛も歎辭なり。守部云。萬葉十四に。かみつげぬさぬの莖立折はやし。安禮波麻多牟惠。ことごとすとも。此惠におなじ。おもふに阿那邇夜志とも。阿那而惠夜とも云るを見れば。夜と同意の歎息なるへし。と云り○奈疑能母騰。中臣本藤を勝に作る。下同し。水葱之下なり。集解云。按奈疑水草名。貝原氏本草曰。浮蓋生水中。葉厚似慈姑。俗曰水葵。又澤桔梗。有白碧二花。とあり。是なり。倭名抄菜蔬部。藪。水菜可食也。水葱奈木。一云藪菜。とあるとは別物なり。水葵は可食ものにあらず○制利能母騰。芹之下なり。倭名抄。芹和名世里。菜生水中也。とあり○阿例播俱流之衛。我者苦しむなり。解云。島へこそ鮎の居るへき所なるに。水葱か下。せりか下にあゆのあるは。苦しかるへきと也。さるは大友の皇子の。處地をはなれて。山中に入て。くひれ給ふさとしなるへし。と云り。守部も右の意に見て。阿例は大友皇子の吾なり。一首の表は。みよしのよしの鮎。その鮎こそは。しはし河島の水淀に潜むとも。さてあらめ。えと苦しむ。水葱のもと。芹のもと濁り水に。溢れさま

よふらん。其鮎の。吾は苦しむと云にて。其裏の意は。こたひ吉野に入給ふ太子は。しほし潜みおはすとも。さてあらん。今に世中亂て。大津宮を溢れ出給ふ皇子は。此コノ彼カノさまよひて。久苦し。吾は苦しむと云はかりの。憂目見給ふらんと。よそへたるなるへし。されどかふる歌の意を。昔よりもかくも解得たる人あらされは。今かく云も。たゞ己か推量なり。見む人その心あるへしと云り。もし右ならは。其御世に。いたく憚るへき歎なれども。其は後の成行につきて。思ひ當れはこうあれ。其時にしては。何の事と。又信友は。此諸も知らるへきよしなきか。即意諺なれば。事の旨は。ひたふるに隠れてあるは。更に憚るへき所はなかりしなりけり。又信友は。此諸は。天武天皇の吉野に入坐て。辛楚困難し給ふこと。なほ鮎の清流に住すして。濁川の水。水蕪芹なごの下に住むか如く。苦くてあるに譬へ諷せるなりと解り。かく解かは。阿例は大津人皇子の吾なり。○於彌能古能。臣之子之ナリ。守部云。物部八十伴緒を云。此は臣之子之と心得へきにやと云り○野陸能比母騰俱は。八重之紐解なり。解云。八重と云るは彌重にて。甚しく云んとてなり。さてその解とは。官軍の諸將。大友の皇子を。八重に取圍めるを。其圍を破り解んとするに。たごへたるなるへしと云。守部は俱下に爾を合て。八重の紐をとくに心得へし。以上二句は。大海人皇子方の軍兵か。大津の圍を解にと云譬へと聞ゆ。解はたかへり。と云り○比騰陸多爾。一重たになり。一重なりともの意なり○伊麻拖藤柯爾波。未解者なり。未解かぬにの意を。かく云は古言の例なり。記八千矛神御歌に。淤須比遠母。伊麻陀登加泥婆。これも同じ。解云。官軍の圍は。いまた一重たにとかぬにとなり○美古能比母騰矩。皇子之紐解なり。解云。皇子の軍の速に敗れたるを譬たるなりと云ひ。守部は。以上二句は。たゞ一重たに彼圍

を未解さるほとに。はや破れて皇子の落給ふに。そへたるならん。一首の意は。皇太子の御方の臣之子等か。大津の八重圍を解に。いまた一重たに解さる間に。はや皇子大紐ときて逃給ふはかり。いとあへなく亡ひ給ふそとなり。諸抄の釋答と云り。また信友は。天智天皇俄に世を去り給ひて。世間は紐の八重に結ほられて解けぬかことし。大臣等。未其一重をも解始むる事あたはぬ間に。大海人皇子既く兵を起して。始め給ふ舉あるへしと諷せるなり。と云り○阿箇悟馬能。赤駒之なり○以喻企波々箇屢。行憚なり。以は發語なり。守部云。憚るとは。幅ある物の。狭き間に入かたきを本にて。此は駒の進みあへさるを云に。實に藤フチカクツ蔓マツ真葛等の。延纏へる野原には。足にからみて。馬は行憚むものにそある。萬葉三。白雪母伊去波伐加利とあるは。不盡嶺の高きに。雲のはかりて。行なやむよしなり。貴人に云も。准へて心得へしと云り○麻矩儒播羅は。真葛原なり。守部云。此は葛と云に。諸の蔓草を包たり。藤井を葛ツツ井とも書る類なり。と云り○奈爾能都底舉騰。何之傳言なり。守部云。何之とは傳言するをいひ消つ辭なり。葛よりつときたるは。葛の類は。抹ひの外。さて延纏りたるものなればなり。と云り。○多拖尼之曳鷄武。直將吉なり。之は助辭なり。守部は直爲而の意に見られたり。さて一首の意は。解云。赤駒の行憚るか如く憚て。人傳に傳言せんよりは。直にいひより給ひなは。和睦し給ふ事もあらむにと云意と聞ゆ。と云り。信友は。吉野宮へ人をさしつかはして。治むとおもほせるに。その道に防禦のあるか。馬たにも往難るはかりに。葛の蕃延ハヒノヒたることくに聞ゆとて。猶豫給へるは。何なる人の流言を。信み給へるにか。今時を失

はず。直にこなたより物じたらん。必宜しかるへきものをさなるへし。これらの童謡をもて。なほ時情の味しらるゝなり。天武紀に。大友皇子謂群臣曰。將何計。一臣進曰。運謀將後。不如下急聚三駿騎。乘跡而逐之。とある謀も。此歌の意には。既に機の後れたるを。それたに随ひ給はさりつるは。いとあちきなき御事なりけり。と云り。

己卯。新羅進調使。沙浪金萬物等罷歸。是歲。讚岐國山田郡人家。有鷄子四足者。又大炊省有八鼎鳴。或一鼎鳴。或二或三俱鳴。或八俱鳴。

己卯は十七日なり。○大炊省。職員令に大炊寮とあり。頭一人。掌諸國春米。雜穀分給。分充諸司。假令粟充主。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。大炊部六十人。とあり。この大炊寮を。倭名抄水。大豆充。大膳之類也。に。於保爲乃豆加佐と訓るは誤なり。常陸風土記行方郡條に。古老曰。倭武天皇。坐相鹿丘前宮。此時膳炊屋舍。構之浦濱。編船作橋。通御在所。取大炊之義。名大生之村。とあるを。信友云。大生は大炊の義とあれば。必オホヒと訓へきなり。今オホフと呼は。其は訛とすへきなり。和名抄に。大炊の唱。於保爲とあれど。義に於て穆かならず。此風土記を以訂すへきなり。と云り。さることなり。本の訓はかへりて正し。○八鼎。倭名抄。鼎和名阿之賀奈倍。とあれど。此の鼎は釜なり。漢書五行志曰。史記周威王二十三年。九鼎遷。鼎宗廟之寶器也。宗廟將廢。致鼎將遷。故置。與此所謂鼎不同也。と云り。名義金瓚なり。是は大炊寮大八島竈神に坐す。内膳司に祭る庭火御竈神

と共に。四時祭式に預り給ふ神にて。續紀十一に。天平三年正月。神祇官奏。庭火御竈四時祭祀。永爲常

例。内膳司なるは。西宮部。清社連宮條。内膳御禮。奉遷他所。本注に。以生甫。重胤云。庭火御竈二神は。大炊寮内膳

司に坐す神々なり。文德實錄。齊衡二年十二月。大炊寮大八島竈神。齋火武主比神。庭火御竈神。並

授從五位下。とありて。大八島竈神は。即齋火神と共に。庭火御竈神は。庭火神は。内膳司神なれば。上

省八鼎とある是にて。竹取物語に。大炊寮の飯炊く屋の云々。八島の鼎は。とあれば。右の御竈神と

申すは。足鼎にておはしけり。同じ御竈神にておはしませとも。大炊寮なるは。御名を大八島竈神と

稱奉り。内膳司におはし坐をば。庭火皇神と稱奉りて。兩所共に。忌火神と相並ひ。鎮坐るにそ有け

る。但し右は何れも式外なり。庭火皇神と稱奉りて。兩所共に。忌火神と相並ひ。鎮坐るにそ有け

給へる御事は。高橋氏文に。豐日連乎。令火鑽二天。此乎忌火止爲天。伊波比由麻閉天。供御食。並大八

洲爾。天。八乎止古八乎止咩定天。神嘗大嘗等爾。供奉始支。とある意味にて。甚深所縁ある事と見え

て。古の御世には。甚止事なき御政と爲させ給へる事は。天下の貧福に就て。其著明き者は炊烟なる

を以。其炊烟の高く立昇るをなん。無上き愛き例とは成せりける。庭火皇神の。出火云。是我所。庭火

新世之。八季垂。地。於。庭火皇神。無上き愛き例とは成せりける。庭火皇神の。出火云。是我所。庭火

に移して。かの下野の室の八島をも。とか云にそありける。○鳴。釜鳴の事。此に始めて見えたれど。

後々も時々ありて。延喜式に鎮釜鳴祭あり。拾芥抄に。釜鳴怪部ありて。吉凶の日を示せり。其

中に中吉小吉などもあれば。凶きのみにもあらずなり。さて此鼎の鳴くことは。其頃凶き兆にト
ひて。天下の亂れむとする怪には。載したりしなるへし。

日本書紀卷第二十七終

終字秘閣本になし

日本書紀通釋卷之六十三

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十八

天淳中原瀛真人天皇 上 天武天皇

御名義。美稱なることはもとよりなれど。細かにわきていはく。此天皇御幼名。大海人皇子と申ししは。
御乳母の姓に據れるなることは。天皇崩御の時に。是日肇進^レ奠^レ即誅^之。第一大海宿禰菟蒲誅^ニ壬生事^ト。
あるにて知られたり。さて後には。瀛真人皇子とも。申し奉りしものなるへし。これ大海人に縁ある
御名也。持統紀三年の下に。此御名見
えたるを以。しかいふなり。かくて天皇御即位の後に。其御名の上に冠らせ奉りて。天淳名原とは稱
奉りしなるへし。瀛は即海原の瀛なるか故に。天之海原^{ツチノウミ}と冠らせて。淨名原^{シヨウナガハラ}。同義なるへきよ。稱へまつ
りしなり。御母皇極天皇。御名^{ミナカミ}寶^{タカラ}皇女と申ししを。即位後に天豐財と申し。御兄天智天皇。御名^{ヒラカス}開
と申ししを。即位後に天命と冠らせ奉りしに同じ。さて此天皇の宮號を。淨御原と稱すも。亦淨海原^{シヨウカイ}
の義なる。みな其御幼名大海人と申ししによれるなり。信友は。生坐時海人の祥瑞に由れるならん
と云れたれど。なほ御乳母の姓なるへし。なほ宮號の下
にも云ることあり。併見るへし。○天武と申すは。集解に。周語曰。王曰。三事者何。射父對曰。天事^ス武^ス。地

事。文。民事。忠信。注乾稱剛健。故武。などあるによれるなるへし。○さて此天皇の本紀は。信友云。案るに釋日本紀此上卷の部にのみ。日本私記に引たる。安斗宿禰智徳。調。連淡海。和邇部臣君手か日記を引たり。其三人は此紀に見えたる如く。大海人皇子の舍人にて。吉野より御從に侍ひて。御軍に勤仕奉りし人々なるを。其三人の日記を引て。此紀の上卷の中の文と異なるを。注せるか中に。少のたかひある事をさへに。件の記の文を擧たるをおもへは。なへては此紀と同じかりけん。かくて思へは。此紀の上卷に見えたる御軍の事は。おほかた彼三人の日記を探りて。記されたるにもやあらむと云れたり。さて其日記の文は。本文の下に擧注せるを見るへし。

天武天皇紀

天淳中淳中。此云農難。原瀛真人天皇。天命開別天皇同母弟也。幼日大海人皇子。生而有岐嶷之姿。及壯雄拔神武。能天文遁甲。納天命開別天皇女菟野皇女。爲正妃。天命開別天皇元年。立爲東宮。

注淳中云々の六字。天皇の下にあるへき例なり。集解はしか改めたり。○幼日。信友云。幼字初の義に心得へし。日嗣知食すまては。此御名にておはしましき。と云り。○大海人を。大サマと訓めるは。約めては然も申しなるへし。○岐嶷。本に疑を疑に誤りたり。今小寺本集解等に據て改む。○天文遁甲のことは。既に云り。此天皇の遁甲に能く通し給ひしこと。本紀中にも見えたり。○菟野皇女は。既に出。

後御諡持統天皇と申奉れり。○天命開別天皇元年は。同天皇七年戊辰の事なり。此事次に云。○立爲東宮。前紀に此事を逸したり。よりにて信友云。天武天皇の皇太子に立給へることを。本紀に天智の御世の元年に係て。月日を擧すして。たゞに立爲東宮と記されて。むねとある天智紀に。其立太子の事を載されず。紀中なへての例と異なるも。いかにそや。然るに扶桑略記に。天智七年二月戊寅日。倭姫皇女立爲皇后。以大海皇子立皇太子。と見え。水鏡にも。七年二月東宮に立給ふとあれど。天智紀には。同年月日に。立皇后の事をのみ載されて。立太子の事はあらず。其より前の正月の條に。戊子日。皇太子即天皇位。前年三月に遷都し。壬辰日。宴群臣於内裏。と見えたる事を。鎌足公傳に。七年正月。皇太子即天皇位云々。朝廷無事。遊覽是好。人无菜色。家有餘蓄。民咸稱太平之代。帝召群臣。置酒濱樓。酒酣極歡。於是皇太弟。以長槍。刺貫敷板。帝驚大怒。以將執害。大臣固諫。帝即止之。皇太弟初忌。大臣所遇之高。自茲後殊親重之云々。と記せり。皇太弟憤り給へる事のおはしけるか。さらても酒に酔しれ給ひて。ふと然る暴行爲給ひたるなるへし。かゝる暴行し給ひけるによりて。時から群臣の見るめにも。御慮をおきて。執事さんごへ爲させ給ひたりけんを。いくほともなく。二月に皇太子に立て給ふへくもあらず。然れども。さる御失をも宥め給ふとして。例の鎌足公にそ。詔合せ給ひたりけん。やかてその月戊寅二十日に。立皇后の時。品つけて皇太弟と申すに。なし參らせられけるを。皇太子と書なせるにて。實は紹運要略。紹運録等。天智七年戊辰爲皇太弟。とあるを正しかるへき。上に引たる鎌足公傳に。是年の正月の事に。皇太弟と書るは。後をめぐらして記せる文と

して見るべし。然るべき。また天智紀には。御世の始より。八年五月壬午までは。太皇弟。また皇太弟など書され。同年十月庚申の條より。始て東宮太皇弟。また皇太子。また東宮など記されたるも。またいかにそや。天武紀元年中^壬に及て。時人の語に係て。皇太弟宮とも。東宮とも。また所^三居吉野^二太皇弟など書されたるは。儲位を避り給へる後のことなから。なほ其かみの實^{トクハ}の稱なるべきを。うちまかせては。天皇と書されたるころもあるは。またいかにそやきこゆ。さて紀中の例。日繼の皇子に立給へる事を。立爲^三皇太子^一。或は立爲^三太子^一など記されたるに。此紀にのみ。立爲^三東宮^一と見え。紀中此稱を交へ用られたり。すへて紀中に皇太子をさして。東宮と書されたる事は。漢文さまの潤飾文にこそは。稀々には見えたれ。うちまかせて。東宮とのみ書されたる例無きを。此天皇にのみ係て稱せるは。つきなく見ゆ。これに依て竊に考るに。實は天智天皇の御世。大海人皇子を。皇太子には立てたまはず。皇太弟と稱^{イラス}に爲し給ひて。おのつから皇太子の如くにて。おはしましけるにもや有ん。もし然らば。紀の原文には。皇太弟とのみ記されたりけるを。改刪らるべきに。まさしく皇太子に立給ひたりし趣に。ものせられけるが。文人の疎にして。稱呼の文を訂しあへず。かくは成^{トクハ}はさりつるなるべし。と云り。さることなり。

四年冬十月庚辰。天皇臥病。以痛之甚矣。於是遣蘇賀臣安麻侶。召東

宮。引入大殿。時安摩侶素東宮所好。密顧東宮曰。有意而言矣。東宮於茲疑有隱謀。而慎之。天皇勅東宮。授鴻業。乃辭讓之曰。臣之不幸。元有多病。何能保社稷。願陛下舉天下。附皇后。仍立大友皇子。宜爲儲君。臣今日出家。爲陛下。欲修功德。天皇聽之。即日出家。法服。因以收私兵器。委納於司。

四年。秘閣本中臣本京極本考本。及本文傍書に。十年とあり。按るに此より下の十二月までの事は。天智紀に十年十月庚辰云々と載られて。干支も事實も合へり。庚辰は十七日なり。しかれば此年は。十年辛未なること明らかなり。十年とあるに従ふべし。但し此本紀は。天智天皇七年を元年と。前文に書たれば。こゝも十年を四年と書たるにて。これも又當時の書に。しかありしまゝを載せたるにて。自ら前紀とたかへるなり。今みたりに改めかたじ。されは通證に此を。即位四年也。前紀書曰三十年とあるは。さる事なり。○庚辰は十七日なり。○蘇賀臣安麻侶。考本には賀を我に作れり。下同し。此人は續紀天平元年八月丁卯。左大辨從三位石川朝臣石足薨。淡海朝大臣大紫連子之孫。少納言小華下安麻呂之子也。とあり。蘇賀臣安麻侶即此なり。其子石足の時。改めて石川朝臣となれるなり。○引入大殿。天智

紀に引_レ入_レ臥内_一とあり○願東宮。本に願を領に誤る。今諸本に據て正す○有意は。物語書にじはく出たる詞にて。心遣ひする義なり○疑有隱謀。信友云。此時いかに危き隱_シの謀ありたらむも知_レへ_カす。前に鎌足大臣など言_ハ合せて。齊明天皇の御前にて。入鹿を謀殺し給ひし御慮_サまにも。思合せ奉られてなむ。と云れたり○元有多病。本に有字を脱せり。今中臣本考本等に據て補ふ○附皇后。本に附を陸に誤れり。今中臣本其他の本に據て改む○宜爲儲君。天智紀には。請奉_ニ洪業_一付_ニ屬_一大后。令_ニ大友王奉_ニ宣_一諸政とありて。儲君とはあらず。又大友皇子を。大友王と貶しめ記されたり。稱呼此紀と合はず。かく二方に記されたるも。前に七年とあるを元年と記し。十年とあるを四年とあるか如く。其探記せる原書の異なるまゝに書て。正し肯へ給はさりしなるへし○出家法服。天智紀には。臣請願奉_ニ爲_一天皇。出家修道。天皇許焉。東宮起而再拜。便向_ニ於_一内裏佛殿之南。踞_ニ坐_一胡床。剃_ニ除_一鬚髮。爲_ニ沙門_一。於是天皇遣_ニ次田生磐_一送_ニ袈裟_一とあり。さて持統紀に。此頃の事に。沙門天澄中原瀛真人天皇と記されたり○兵器悉納於司。天皇の意しらひ爲し給ふこと。至れりと申すへし。此事天智紀には記されず。

壬午入_ニ吉野宮_一。時左大臣蘇賀赤兄臣。右大臣中臣金連。及_ニ大納言蘇賀果安臣等送_ニ之_一。自_ニ菟道返_一。或曰。虎著_ニ翼_一放_ニ之_一。是夕御_ニ鳥宮_一。癸未。至_ニ

吉野_ニ而居_一之。是時聚_ニ諸舍人_一謂_ニ之_一曰。我今入_ニ道脩行_一。故隨_ニ欲_一修道_ニ者留_一之。若仕欲_ニ成_一名者。還仕_ニ於_一司。然無_ニ退者_一。更聚_ニ舍人_一。而詔_ニ如_一前。是以舍人等。半留半退。十二月天命開別天皇崩。

壬午は十九日なり。中間一日隔たまへるはかりなるも。いと速かなり○入吉野宮。萬葉一なる天皇御製歌に。三芳野之。耳我嶺爾。時無會。雪者落家留。開無會。兩者零計類。其雪乃時無。如。其雨乃間無。如。隈毛不落。思乍叙來。其山道乎。とあるは。必此御道次の御製なるへし。けに思ほしも合へぬ俄かの御出途にて。御心の内いかに思ほす隈々多かりけん。思遣奉られたり○大納言蘇賀果安臣。天智紀には。紀大人臣。巨勢人臣と共に。爲_ニ御史大夫_一とあるに。此紀には。みな大納言と換へ書されたり。これまた前紀とは。採給へる記録の異なるなり。職員令に。大納言四人。掌_ニ參_一議庶事。敷奏宣旨。侍從獻替とあれど。令制に當て。謾りに改削せるにはあらず。當時二方に官名を稱せるに據て。かくも記るものなり。其説は既に天智紀に云り○自菟道返の下。中臣本に焉字あるよろし○虎著翼放之。此語漢籍韓子に。無_レ爲_ニ虎傅翼_一。將_ニ飛入_一邑。擇_ニ人而食_一之。と云る語に據て。評し奉れるものなるか。まづは此天皇を惡さまに申しとなり。信友云。此ころなとは。善さまにこそは。潤飾_スすべきわざなれ。かく惡さまにものすへきにあらず。此は實に時人の語にて。未然に世の亂を察れりし微語なりけるに依

て。語も書も傳へたりける説にこそはあるへけれ。但し此虎翼の語は。無くても事實には闕ることなきを。など改作の時には削れさりけむ。と云れたるは。いと味氣なき論なりけり。此信友の論は。天武天皇を惡さまに思ふもあるなりけり。今按に。此評は時人の語にはあるへからず。近江朝廷にして。天皇を除き奉らむとの密謀に。預りしもの語なり。さるは大臣納言等。天智天皇の御心を承て。臥内にして天皇をたわやく除き奉らんと。思ひ設けしかと。それを豫に知看して。ことよく其謀を遁れ坐る。意外の御辭讓に。今は何とも爲へき術なく。此密謀の人々も。手を空く爲しか。いと遺憾くそ思ひたりけむ。さるにても此天皇の。其機を既く察し給ひしことを思ふに。實に慮の外にて。かくては後々も。いかなるさまに世を觀望し給ふらんと。空恐ろしく。互に裏に思ひ惱みて。遂には此謀りし人々の上にも。善き事あらじと。悔しき思ふか餘りに。此虎翼の嘆はも發じたりけり。されは此語。時人の頼に天皇を惡さまに申したる辭にあらず。我が隱謀のたかひたるを。口惜しむが餘りに。かゝる語をも發じたりしなりけり。されは此評。天皇の御上にとりては。さのみ惡しさまに申せるにもあらず。其時の事實を。後にして知るへき由縁とも。自らなれるを。何しに改作などし給はん。信友の説は穿てりと云ふへし。また同人の説に。庚辰より此日に至るまでの事。天智紀との異同。右に注せるか如し。原本かくのごとく。前後の紀に同じ事を重記し。又其實實文例の。かゝ違ふへきにあらず。改作の時疎にして。かく成ぬ文となりたるものなるへし。と云れたる論もいかとなり。此人の論。すへて此紀をば。

後に改刪せしもののみ云れたれど。それたしかなる證もなし。まこと改刪したらんには。かく前後打あはぬ事あるへきやうなし。あまりに撰者を軽く見成したる。此人の僻なり。かの偽作の長良公本などを。深く信じ過たるより。かゝる事も云はるゝなりけり○島宮。高市郡島庄村にあり。既出○癸未。二十日なり○至吉野而居之。吉野宮古くは應神紀雄略紀に見ゆ。此御世に近きは。齊明紀に。二年十月幸于吉野宮。と見えたり。信友云。古宮の廢れたりけるを。更に造り給へるにて。其宮の在けるに入居給へるなるへし。前に古人大兄。皇極天皇の讓位せむと詔つるを。辭ひて出家して。吉野山に入ておはしたるも。此宮なりしなるへし。さて又此時。妃鸕野皇女持統天皇も。相伴ひ給ひけり。持統紀に。十年十月。從沙門天淳中原瀛真人天皇。入吉野。と記されたる是なり。また御子草壁皇子。忍壁皇子をも。伴ひ給ひたるなるへし。壬申年六月。皇子吉野を發給へる時。妃も共に率て出坐る事。下文に見えたり。さて此大海人皇子。東宮を辭りて。吉野宮に入給へる時の趣。舒明天皇の皇子古人大兄と。輕皇子との御行に。似させ給へるところあり。さて大海人皇子。十月二十日吉野に入給ひ。同月のうちに。大友皇子を皇太子に立給へり。日は詳ならねど。二十日に云々の事ありて。いくかもあらぬに。立太子の御事ありしなり。かくて翌十一月丙辰二十日に。大友皇子。内裏西殿織佛像前に於て。左右大臣等六人。ともに誓盟を爲し。又次に壬戌二十日にも。また五臣大友皇子を奉して。天皇の前にて盟を爲したり○諸舍人は。春宮坊の舍人なり○半留半退。この半留りける輩。壬申の亂にいさをこ

く仕奉れる事。下に見えたり。岡部東平云。當時天皇に従ひて。吉野に供奉せる者は。大概近習舍人なり。獨り村國男依連。和珥部君手臣。身毛廣君は。舍人の列にあらず。又大伴馬來田連。黃書大伴造も。亦舍人なり。柿本人麿朝臣も。吉野に留りし舍人内ならむと云り。信友云。此留りたる舍人等は。皇子の陰心を察りて。随ひまゐらせむと定め。後にい

さをしく仕奉りたる報なり。と云れたるは。此天皇に陰謀の御心ありと見做して。云る説なるへけれど。うれば例の穿ちたる説なり。此舍人とも。さる下心ありてにはあらで。年頃仕はれ奉りし御恩誼に。報い奉らんとての心にこそあらめ。かゝるさまに天皇を誣ひ奉れる。いとあぢきなし。かの成務天皇放之と云る所に。云る説を考合はすべし。○天命開別天皇崩。天智紀に。十二月癸亥朔乙丑。天皇崩于近江宮。癸酉十一。十一。殘于新宮。とあり。

元年壬申

元年春三月壬辰朔己酉。遣内小七位阿曇連稻敷於筑紫。告天皇喪於郭務棕等。於是郭務棕等咸著喪服。三遍擧哀。向東稽首。壬子。郭務棕等再拜。進書函與信物。

元年壬申なり。去年十二月三日。天智帝崩し給ひて。同き五日。大友皇子帝位に即給へること。既に天智紀に諸書を引て云り。されは。この壬申年春夏の間は。大友帝元年なり。さて此年七月壬子二十以後。實に此天皇の御寓の元年なり。然るをこれをかにかくに論じて。明年癸酉を。天皇の元年とじたるは。いはれなし。この事下に委く云り。さて信友云。此天皇今年五十九歳の御時なり。但し此は

正統記に。崩りの享年を七十三と記されたるに依る。紹運録に六十五とあるに依れば。五十一歳になり給へり。と云り。此天皇の御年のことは。下に委く云へし。○己酉は十八日なり。○内小七位。按に内位の事。こゝに始て出たれど。此名目は冠位を制給ひし時より始りけん。天智天皇三年。二十六階を制。給ひし時に。始りしなるへし。内位とは。外位に對へて。尋常の位を云。式部式云。凡元正行列次第。外位不得。列内位上。江次第云。諸官給雖。下姓。叙内階。自餘依姓。叙内外階。若有疑姓者。先叙外階。後日依愁。叙内階云々。三代格。神龜五年奏。五位已上子孫。累世之冠蓋。及明經秀才。堪爲儒者。即叙内位。自餘先叙外位。積勞入内。などあり。通典に。隋制九品。自大師。始。謂之流内。唐因。隋有。流外勳品。自諸衛。錄。及五省。今史。始。按に。小七位は小建に當れり。下文に諸王。二位三位四位あり。されは此時既に。位と。する名目もありしならめと。諸臣にて位と稱せしもの。此の他に見えず。恐らくは。小七位は小建の誤にもあるへし。○阿曇連稻敷。十年紀に出。○告天皇喪於郭務棕等。天智紀十年十一月。唐國使人郭務棕等六百人。また其國より歸朝の沙門道文等か送使。一千四百人。參渡れりし事見えたり。これなり。さて上にも云りし如く。此は近江朝廷にての事にて。前年十二月。天智天皇崩給ひ。大友天皇の御世知食せる由を。告せ給へる文なり。持統紀に。六年五月。詔筑紫大宰率河内王等。曰云々。復上送。大唐大使郭務棕。爲御近江大津宮。天皇所造阿彌陀像。と載られたるは。此度造たりし佛像なるへし。信友云。郭務棕か事は。善鄰國寶記に。菅原在良。勸下隋唐以來。本朝書例云々。天智天皇十年。唐客郭務棕等來聘云々。天武天皇元年。郭務棕等來。安置大津館。

客上書函。題曰大唐皇帝敬問倭皇。印本皇を王と作り書。又大唐皇帝勅日本國使衛尉等小卿大分等。書曰。皇帝敬致書於日本國王。と記せるは。實の記録の傳れるに據れるものなり。そは次に擧たる。郭務悰等再拜進書函與信物。と記されたる度の事にて。安置大津館。と記したるをもて。大友天皇の大津の都へ。召上給へる事明確なるをや。然るに天武天皇元年としも書るは。大友天皇を除き奉れる。後の年紀に當へて記せるものなり。かくて推考れば。五月壬寅に。郭務悰等に大物賜ひたるも。大津の都にての事にて。三月己酉。郭務悰等。筑紫に在て。天皇の妻の事を奉り。甲申。郭務悰等罷歸。と記されたるは。その都を發て罷歸れるなり。然るに紀には書函信物を上れる事を。御使の筑紫に至りて。勅を諭たる己酉日より。わつかに四日に當る壬午日に係て。筑紫にての事の如く記されたるは。是も後に改刪られたる事。疑なかるへし。と云り。次に云○壬子。二十一日なり○進書函與信物。これ右に引る菅原在良勘文に。安置大津館。上書函。とあるこれなり。この大津館を。信友は近江大津なりといへとも。今按に。これは近江なるにはあらて。筑前國遠賀郡なり。其は齊明紀に所謂。御船還至于娜大津。居磐瀨行宮。天皇改此名曰長津。とある大津なり。さらば郭務悰大津都まで來れるにはあるへからず。なほ筑紫にての事なりけり。

夏五月辛卯朔壬寅。以甲冑弓矢。賜郭務悰等。是日。賜郭務悰等物。總

合純一千六百七十三匹。布二千八百五十二端。絁六百六十六斤。戊午。高麗遣前部富加抔等。進調。庚申。郭務悰等罷歸。

壬寅は十二日なり○絁六百六十六斤。扶桑略記には。斤を屯に作れり。こも屯の誤なるへし。さて略記に。此條を本紀二年の下に載たるは。誤なり○庚申。三十日なり○郭務悰等罷歸。筑前娜大津より。本國に罷歸れるなり。さて上にも云る如く。三月己酉より。此に至るまでは。みな近江朝廷にて。大友天皇の御政なり。さらば此天皇の前紀と見てあるへし。

是月。舍人朴井連雄君。奏天皇曰。臣以有私事。獨至美濃。時朝廷宣美濃尾張兩國司曰。爲造山陵。豫差定人夫。則人別令執兵。臣以爲非爲山陵。必有事矣。若不早避。當有危歟。或有人奏曰。自近江京至于倭京。處々置候。亦命菟道守橋者。遮皇大弟宮舍人。運私糧事。

舍人。本に脱したり。今中臣本京極本に據て補へり○朴井連雄君。續紀一に。梗井連小君とあり。朴井は物部氏なり。大日本史云。舊事紀曰。守屋子物部雄君連公。天武帝時。賜氏上内大紫冠位。按守屋被

殺。在用明帝二年。至壬申之亂。相距八十八年。頗非無疑。故不取。と云へるは。さることなり。此人五年紀に。發病而卒とみえたり。氏上内大紫冠ならは。卒と書へきよしなし。同氏なれど別人なり。さて續紀に。大寶元年勅。先朝論功賜封。榎井連小君一百戶。宜依令四分之一傳子。とあり。○奏天皇曰。略記に。大友皇子。既及執政左右大臣等。相共發兵。將襲吉野宮。時舍人朴井連雄君奏曰。とあり。○朝廷。略記に近江朝廷とあり。○爲造山陵。天智天皇の御陵なり。此御陵の事既に云り。信友云。此に爲造山陵云々と云へるは。此時より前に。御葬の事は畢りて。御陵の山作の人夫に託けて。兵士を呼集給ひたりしなるへし。此御陵修營の事。續紀大寶三年十月の下に見えたり。御葬より。わづかに三十二年を歴たり。さるは此御世の亂によりて。前の御代御代の山陵の如く。殿にはえもの給はざりつるから。いくほごもなきに。壞崩たる處のいてきたる。修營せられたるなるへし。と云り。○若不早避。本に早を界に誤る。○倭京。下文に倭古京とあるこれなり。倭京は大和高市郡にて。後飛鳥岡本宮と稱して。齊明天皇より。天智天皇大津に遷都し給へるまでの都なり。此より前に。舒明天皇此地に都を遷し給ひける事を。遷飛鳥岡本宮。更定宮地。號曰後飛鳥岡本宮。と見えたり。前なると同じ所にて。飛鳥の地なり。これらの事は。既に繼々云おけり。さて信友云。此倭京を。下に倭古京ともあるは。然る事なるを。このほかにも。徒に倭京とあるはいと混はし。と云れたり。○處々置候。扶桑略記に。處々置軍云々。また世傳云。大友皇子之妃。是天皇女也。竊以謀事。隱通消息。と記せり。

此事他書にも見えたり。國風記。葛野王者。大友太子之長子也。母淳見原帝長女。市內親王とあり。○菟道守橋者。山城國宇治橋なり。帝王編年記大化二年下に。元興寺道登道昭。奉勅。始造宇治川橋石上銘云々。大化二年丙午之歲。構立此橋。濟度人畜云々。とあり。續紀にこれを道昭一人として記るは誤なり。これらのことは。ことに餘り要なければいはず。さて守橋の事は。古今集歌に。ちはやなる宇治の橋守なれをし。あはれとはおもふ年の經ぬれば。と見えたり。信友云。此歌のよみさまを思ふに。この歌主のことは。昔のなごりのかたばかりに。橋守の在しなるへし。と云り。○運私糧事。按に事は者の誤か。

天皇惡之。因令問察。以知事已實。於是詔曰。朕所以讓位遁世者。獨治病全身。永終百年。然今不獲已。應承禍。何默亡身耶。六月辛酉朔壬午。詔村國連男依和珥部臣君手。身毛君廣曰。今聞近江朝廷之臣等。爲朕謀害。是以汝等三人。急往美濃國。告安八磨郡湯沐令多臣品治。宣示機要。而先發當郡兵。仍經國司等。差發諸軍。急塞不破道。朕今發路。

讓位とは。信友云。皇太弟を辭し給へる事ながら。讓とは。大友皇子に讓り給へるよしきこえたり。

と云れたり○壬午。二十一日なり○村國連男依。此姓系詳ならず。倭名抄。大和國添下郡村國。美濃國各務郡村國。神名式。同郡村國神社あり。續紀三。美濃國言。村國連等志賀一三産二女。とあるに依らば。男依は美濃人なるへし。なほ同書二十五。美濃少掾正六位上村國連島主。坐逆黨。類史八十七。延暦十七年二月。美濃國村國連惡人。なとも見えたり○和珥部臣君手。孝昭紀に。天足彦國押人命。此和珥臣等始祖也。とあり。既に云り。此人續紀にも出。但し古は。此姓單に和珥臣とのみ稱せしを。此に始て和珥部と書るは。何時より改め稱へるにか。續紀姓氏錄も同じ○身毛君廣。身毛君雄略紀に注せり。續紀に牟宜都君比呂に作る。記に大碓命生子押黑弟日子王。此者牟宜都君等之祖。とあり。さて此三人は。續紀大寶元年勅。先朝論功行封時。賜村國小依百二十戸。牟宜都君比呂。和爾部君手八十戸。賞雖各異。同居中第一。宜依令四分之一傳子。とあり○安八磨郡。和名抄美濃國安八郡。續紀安八萬王あり。又味蜂間アミヒチマとも書ること。他書に見えたり○湯沐令。本に令を命に誤る。通證云。謂湯沐邑令也。釋爲下主。温泉之官誤。と云り。信友云。大海人皇子の湯沐料の地の司なり。延喜春宮坊式に。東宮湯沐二千戸とあり。當昔の戸數は。いかなりけむ。しらねと。東宮にておはしける時の湯沐の地を。舊のまゝに進られ給ひたりしなるへし。下文に。運湯沐之米。伊勢國駄云々。とも見えたり。伊勢にても。湯沐の地のありけるなり。漢書高帝紀に。以沛爲湯沐邑。師古注に。凡言湯沐邑者。謂以其賦稅。供湯沐之具也。とあり。これにて明らかし○多臣品治。持統紀十年八月庚午。以直廣壹。授多臣品

治。並賜物。褒美元從之功。與堅守關事。とあり。此人は多神宮注進狀に。此書の事は。多清眼十一世孫。小錦下品治藤敷とあり。太安麻呂の父なるよし見えたり○急塞不破道。信友云。後の事ながら。大寶の軍防令に三關とあるを。義解に伊勢鈴鹿。美濃不破。越前愛發。と見えて。共に畿内の要路なり。かくて按るに。件の三關は。此御世より前に置れたりしなるへし。下文の伊勢の國司守の塞鈴鹿山道。とあるところの注にも考證すへし。然るに。藤原兼良公の應仁六年の藤川記に。不破の關屋を見侍るに云々。關屋の中に。ちひさきは。このあるを。里人に尋ねはへれば。これなん清見原をいはひ奉るといふ。まことや。彼御世に軍を防かんとて。建られし事なれと。今は關のやうにもあらぬを見はへりて云々。と記し給へり。清見原の天皇を齋ひ奉れる事は。新世の古事を懐ひ奉りて。關司の祀り來れるなるへきを。彼御世に創めて建られたる關のこと。しるし給へるは。疎なる御事なるへし。さて今不破郡關原宿の南に。古の關の跡なりといふ所あり。持統紀十年紀に。多臣品治に。爵並物を賜ひて。褒美元從之功。與堅守關事。と見えたる守關は。此時の功に當れり。と云り○朕今發路。同人云。如此捉給ひたるは。吉野より出發て。東國の方より。速に天津都に襲入給はむ御慮かまへなり。但し此は豫て品治に。うちよく示しおかせ給へる事のありしなるへし。さらば。男依等か復命をも聞食さて。かろかろしく發路し給ふへきに非らず。亦品治か除にも諸國に。豫て事發らは云々。命せあはせおかれたる人々の。多かりしなるへし。其等は次々に出會奉れる人々の行もて。推量し

へし。と云り。

甲申。將入東。時有一臣。奏曰。近江群臣。元有謀心。必告天下。則道路難通。何無一人兵。徒手入東。臣恐事不就矣。天皇從之。思欲返召男依等。

甲申。二十四日なり。○將入東。秘閣本入字なし。信友云。東は和にして。もはら伊賀伊勢わたりを。さしたる文なり。それより近江路をさしても。し給ひ。大津の都に向ひて。情狀を明らかに給はむとて。發ませる由に。御言舉給へるなるへし。さて續紀に。尾張宿禰大隅か。此壬申の度の功を處分せる文中に。淡海朝廷諒陰之際。義興警蹕。潜出關東。于時云々。とあるは。此時の御舉動を云るなり。さて竊に按に。件の文は。後世より申す潤飾の漢文とはいへども。諒陰之際義興警蹕。といへるまでは。中々に物害ひなる文なるへし。其全文は下に引へし。と云り。○元有謀心。本に元を无に誤る。今中臣本信友本校本に據る。○必告天下。本に告を造に誤る。今本書傍書。中臣本考本等に據る。害に造るも誤なり。○徒手は。通證に謂無備衛也。と云るか如し。○思欲返召男依等。一臣の奏に從て。男依等を召返さむと思欲しかとも。又更に御心に神策を廻らし給ひて。別に下條の命を施し給ひしなり。

即遣大分君惠尺。黃書造大伴。逢臣志摩于留守司高坂王。而令乞驛鈴。因以謂惠尺等曰。若不得鈴。廼志摩還而復奏。惠尺馳之往於近江。喚高市皇子大津皇子。逢於伊勢。既而惠尺等至留守司。舉東宮之命。乞驛鈴於高坂王。然不聽矣。時惠尺往近江。志摩乃還之復奏曰。不得鈴也。

大分君惠尺。記に神八井耳命。大分君之祖。倭名抄豐後國大分。景行紀に傾田。舊事紀に大分國造あり。既に云り。惠尺は。天武紀四年六月。薨于私家。とあり。○黃書造大伴。續紀。大寶元年七月壬辰勅曰。先朝論功行封。賜黃書造大伴一百戶云々。天平寶字元年四月。大伴壬申功田八町。中功合傳二世。和銅三年十月辛卯。正六位上。これより前大寶三年紀に。七月甲午。正五位下山背守とあり。誤あるへし。黃文連大伴卒。詔贈正四位下。並弔賻之。以壬申功也。靈龜二年四月癸丑。壬申功臣子賜田の中に。大伴か息從七位上糠麻呂あり。○逢臣志摩。欽明紀に逢臣讚岐と云女見えたり。逢臣系詳ならず。集解に。即多臣と云へるは非なり。○留守司。大和の古京に置れたる司なり。○高坂王。系未詳。十二年四月壬戌。三位高坂王薨。○驛鈴の事。孝德紀に詳かなり。○高市皇子大津皇子。二皇子共に天皇の御子なり。此時高市皇子の御年。いまた二十歳になり給はず。大津皇子は十歳

の時に當れり○東宮之命。信友云。大海人皇子。去年東宮を辭給ひたれど。如此云はしめ給へるなり。此後隱の邑中にて。天皇入東國と唱しめ給へるも。同じ御心おきてなり。おもひ合せ奉るへし。と云り○復奏曰不得鈴也。又云。かの一臣の議よりも前に。近江の朝の御企を知召けるに依て。深謀を定めて。かく速にもし給へる趣なるに。一臣の議に依て。思欲返召男依等と云々と命せ給ふへきにあらず。然れば。まこと此時に。男依等を召返し給はむの御慮にはあるへからぬを。亦さらに計策を設けて。かの一臣の議に従ひ給ふさまにて。東國よりものし給ふ事を止めて。彼等を召返し給ふ由にて。留守司高坂王に。驛鈴を乞はしめ給ひて。其王の吉野に隨ひ給ふへきや否やと。試させ給へるなり。今推考るに。鈴を得ざるによらず。惠尺は近江に往て云々と命せ給へるなるへし。志摩は鈴を得ぬ由。即日復奏せり。大伴は稍後れたりときこえて。即日菟田吾城に追次て。御供に仕奉れる由。共に次に見ゆ。志摩の事は見えす。と云り。

是日。發途入東國。事急不待駕而行之。儵遇縣犬養連大伴鞍馬。因以御駕。乃皇后載輿從之。逮于津振川。車駕始至。便乘焉。

是日。尙二十四日なり○發途入東國。信友云。これ始よりの御慮にて。彼一臣の議に従ひ給はさりつる事しるへし。さて鎌足公傳に。帝召群臣。置酒濱樓。酒酣極歡。於是皇太弟。以長槍刺貫敷板。帝

驚大怒。以將執害。大臣固諫。帝即止之。皇太弟初忌大臣所遇之高。自茲以後殊親重之。後值壬申之亂。從芳野向東土。歎曰。若使大臣生存。豈至於此困哉。そのたまひしよし見えたるは。この時の御事なり。あなかしこ。かゝるきはに臨み給ひては。しかすかに。然もこそはおもほしたりけめ。と云り○事急云々。按に一臣の奏は。道路の通じ難からん事を申ししかは。驛鈴を得て行かんとおもほして。高坂王に乞給ひしなり。然るに鈴を得さりしのみならず。高坂王の向背をも知給ひしかは。急速に發途し給へるなるへし。其故に一臣の議に従はさりしならんか○縣犬養連大伴。天武紀九年に。臨病即降大恩云々とあり。文武紀。大寶元年正月癸卯。直廣壹縣犬養宿禰大侶卒。遣淨廣肆夜氣王。就第宣詔。贈正廣參。以壬申年功也。又七月壬辰勅。先朝論功行封。賜縣犬養連大侶等十一人各一百戶。宜依令四分之一傳子。なとあり○皇后載輿從之。皇后持統帝なり。持統紀に。從天淳中原瀛真人天皇。避難東國。鞠旅置諸要害地云々。從始迄今。佐天皇多所毗補。と載られて。此時專軍政を補佐給ひたりしなり。是時御年二十八にて坐まじき○津振川。大和志に。吉野郡北至宇陀界。村里。津風呂。在龍門莊。疑是。とあり。今上津風呂下津風呂と云村なり。川あり。宮瀧の下にて吉野川に入る。さてこゝより龍門庄を過て。宇陀郡に入れば。菟田吾城なり。

是時。元從者。草壁皇子。忍壁皇子。及舍人朴井連雄君。縣犬養連大伴。佐

伯連大目。大伴連友國。稚櫻部臣五百瀬。書首根摩呂。書直智德。山背直
小林。山背部小田。安斗連智德。調首淡海之類。二十有餘人。女孺十有餘
人也。

草壁皇子は。天皇の御子。御母持統帝。是年十一歳。日並知皇子と申す御事なり。○忍壁皇子。草壁皇
子御弟なり。或は刑部親王に作れり。續紀三。慶雲元年。益封二百戸。同二年。三品忍壁親王薨。天武天
皇之第九皇子也。とあり。御年のほとおしはかるへし。此時の事を扶桑略記には。引率男女息と記せ
り。○佐伯連大目。姓氏錄左京神別。大伴宿禰條に。大伴宿禰云々。雄略天皇御世。以天朝負賜大連公。
大連公は室。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若一身難堪。望與愚兒語。相併奉衛左右。勅依奏。是大
伴佐伯二氏。掌左右開闔之縁也。佐伯宿禰。大伴同祖。道臣命七世孫。室屋大連公之後也。佐伯連。木根乃命
後也。とある。男。丹波眞太王之
は詳ならず。天武紀。十三年十二月。佐伯連賜姓曰宿禰。とありて。此頃は連姓にてありしを。かく宿禰
を給へるなり。さて此人。持統紀五年に。以直大貳。贈佐伯宿禰大目。并賜贈物。とあり。然るに續紀
大寶元年勅。先朝論功行封。賜佐伯連大目八十戸。宜依令四分之一傳子。とありて。連に復して記
したるはいかゞ。史の失なるへし。此氏直姓もあり。仁明紀文德紀清和紀に見えたり。宿禰後に朝臣
を賜はれり。朝野群載大府記等に見ゆ。○大伴連友國。持統紀六年に。直大貳并に贈物を賜はれるよし

みゆ。○稚櫻部臣五百瀬。本に百を十に誤。今諸本及持統紀續紀に據る。此人持統紀十年に。直大壹を
贈り。贈物を賜ひたり。續紀大寶元年七月勅。先朝論功行封。賜若櫻部臣五百瀬八十戸。宜依令四
分之一傳子。とあり。○書首根摩呂。書首は桓武紀に。東文稱直。西文稱首。とある文に同じ。この事既
に應神紀に云り。此人は十年に授小錦下位。賜姓曰連。持統紀六年。贈文忌寸智德直大壹。并賜贈
物。續紀大寶元年七月勅。先朝論功行封。賜書首尼麻呂一百戸。天平寶字元年十二月の下に。禰麻呂
か壬申功田八町。中功合傳二世。慶雲四年十月戊子。從四位下文忌寸禰麻呂卒。遣使宣詔。贈正四位
上。并賜緇布。以壬申功也。とあり。墓誌云。壬申年。將軍左衛士府督。正四位上文禰麻呂忌寸。慶雲四
年丁未九月二十一日卒。按に卒れる月日。紀と違へり。穗井田忠友云。天保二年九月二十九日。於大和國
宇陀郡八瀧村圃間。堀得文氏墓誌。卒去爲十月戊子。推干支則實二十四日。恐是奏聞之月日也。墓誌豈
謬哉。蓋似以贈位爲生身位者。未見傍例。と云り。さて靈龜二年紀に。四月癸丑壬申功臣子賜田
の中に。禰麻呂か息正七位下馬飼あり。○山背直小林。此後見えす。○山背部小田。山背部は山背直と同
姓也。續紀一。贈勤大貳山代小田直廣肆とあり。部を脱せり。小田の田を本に由に作る。今下文及釋紀
に因て改む。○安斗連智德。姓氏錄左京神別。阿刀宿禰。石上同祖。山城國神別。阿刀宿禰。石上朝臣同祖
饒速日命孫。味饒田命之後也。阿刀連同上。なほ攝津國和泉
國なるも同じ。天武紀十三年十二月。阿刀連賜姓曰宿禰。
氏人にては。續後紀。攝津豐島郡人。迹連繼麻呂等。改爲阿刀連。繼麻呂本阿刀連。祖父乙淨。天平中誤

畧述氏。故檢庚午年籍。請改之。また三代實錄六。阿刀物部貞範。賜姓良階宿禰。神饒速日命之裔孫也。などあり。智徳は釋紀に。私記安斗宿禰智徳日記と云る。此人なり。○調首淡海。姓氏錄左京諸蕃。調連。水海連同祖。百濟國努理使主之後也。畧田天皇御世歸化。孫阿久太。男彌和。次賀夜。次麻利。彌和。億計天皇御世。蠶織獻絶絹之様。仍賜調首姓とあり。續紀元明元正聖武紀等には。調連とあり。此人は續紀四六に見えて。九に正五位上に進みたり。萬葉一。大寶元年九月。太上天皇幸于紀伊國一時歌一首見えたり。持統紀三年。調首老人。拜調首言司。續紀大寶元年八月。詔贈調首老人正五位上とあるを。集解に此淡海と同人とせしは誤なり。○二十餘人云々。信友云。二皇子のほか二十餘人。悉舍人なり。さて吉野宮には。男女一人も残り給はざりつと云ふことあり。

即日。到菟田吾城。大伴連馬來田。黃書造大伴。從吉野宮追至。於此時。屯田司舍人士師連馬手。供從。駕者食。過甘羅村。有獺者二十餘人。大伴朴本連大國。爲獺者之首。則悉喚令從駕。

即日。これも尙二十四日なり。○菟田吾城。神名式大和國阿紀神社。延曆儀式帳に宇太乃阿貴宮。萬葉集に阿騎大野とあるは。此地と聞ゆ。大和志に。宇陀郡迫間本郷二村。有吾城野とあり。今明山と云山あり。○大伴連馬來田は。續紀に據に。大徳咋子連の子なり。續紀三十七。延曆元年條に。大伴宿禰伯麻呂傳に。馬來田賜内大紫。交道足云々とあり。天武紀十二年六月大伴連望多麩。天皇大驚之。則遣泊瀨王而弔之。仍擧壬申之勳績。及先祖等每時有功。以

顯寵賞。乃贈大紫位。發鼓吹葬之とあり。續紀には内大紫とあり。此人の勳績紀中に載せず。○追至。信友云。此二人も舍人と聞ゆ。さて此二人追至れる上は。吉野宮に残留れる人はあらずなり。○屯田司。又云。これ東宮におはしましける時の屯田司なるへし。○土師連馬手。續紀。文武三年十月。直廣參土師連馬手。和銅四年二月。從四位下土師連馬手卒とあり。○甘羅村。大和志。宇多郡有葛村。疑此とあり。されど甘羅は。吾城より菟田郡家までの間にあるへし。葛村にては地理たかへれば。志の説は從ひかたし。葛村は室生の方より。中山峠越にかゝる道なり。○大伴朴本連大國。姓氏錄左京神別。榎本連。道臣命十世孫。佐豆彦之後也とあり。此氏姓なまもの。靈異記。今昔物語。小右記。符宣抄。東鑑等に見えたり。榎本は。和名抄山城國乙訓郡郷名にあり。是は大伴氏彼地に家居して。遂に本姓に加たるなるへし。○爲獺者之首云々。信友云。この獺者は。大國密に命をうけて。既にかたらひおきつるか。此地にて參會たるなるへしと云り。

亦徵美濃王。乃參赴而從矣。運湯沐之米。伊勢國駄五十匹。遇於菟田郡家頭。仍皆棄米。而令乘步者。到大野。以日落也。

美濃王。傳詳ならず。二年紀に。小紫美濃王云々。造高市大寺司。十四年紀に彌努王。持統紀八年に。以淨廣肆三野王。拜筑紫大宰帥とある同人と見えたり。下文に粟隈王之三子三野王とあるは別人なり。粟隈王は。敏達帝の曾孫にて橘諸兄公の父なり。信友云。此王此時何地におはしけるにか知られねど。

れも既に密にかたらしおき給へるか。軍人を率て來り給へるなるへし。さて。件の文によるに。此時に至りて。御從の男子は。前の二皇子に。この美濃王の外に。宗とある軍人五十人はかりになりたりと聞ゆ。と云り○伊勢國駄五十匹は。地租税の米の駄なり。駄は荷負馬なり。扶桑略記には米駄三十匹とあり○郡家は。郡司の居所なり。後には是を字音に唱けり。和名抄淡路津名郡郷名久宇希とあり。さて宇陀郡の郡家は。今の萩原驛ならんか。たつぬへし○令乗歩者。信友云。こゝにて伊勢國の湯沐米の駄あへる事も。實は豫て其處の令田中臣足麻呂に。命せつけ給ひたるにて。實は馬と兵具を得給ふ御謀にてそ有けん。なほ下にいふを考合すへし。伊勢湯沐令田中足麻呂。下にみゆ。と云り○大野。大和志に。宇陀郡大野在內牧村。とあれと。これは地理いたたかへり。それは伊賀にかゝらすじて。伊勢へ出る道なり。この大野は。宇陀郡を過て。既に山邊郡なり。大和より伊賀の名張へ越る道にして。今も大野村大野寺あり。宇陀郡の界近き所なれば。萬葉に宇陀大野とあるもこゝなるへし。

山暗不能進行。則壞取當邑家籬。爲燭。及夜半。到隱郡。焚隱驛家。因唱邑中曰。天皇入東國。故人夫諸參赴。然一人不肯來矣。

當邑。即大野村なり○隱郡。和名抄伊賀國名張郡奈波利。隱字を書るは。古言に隱す事を。ナハリ。ナマリとも云る故に借たるなり。萬葉の歌に數多見えたり○唱邑中。本に唱を昌に作る。今集解小寺

本信友校本に據る○天皇入東國。竟寧本に。天皇の下避難の二字ありと云へり。從ふへし。但しこの天皇は東宮に作るへし○一人不肯來。本に不を於に作る。今諸本に據る。信友云。伊賀は大友天皇の御母の本郷なれば。此わたりに其御縁人のありて。こゝに近江の朝廷に親しみ奉り。心よせ深き人の多かりけむ。此驛家を焚たて。天皇東國に入給ふ云々と唱させて。御威を示して人心を試み。かつは驛家を焚亡ひて。驚騒かじめ。又馬を奪はせて。軍人に乘せなごし給ひけん。かにかくに。近江の官軍を妨給へる御行なり。然一人不肯來とは。近江朝廷に心よせ深かりけるか故なるへし。さて此夜また又伊賀驛家を焚給へること。下文に見えたり。其處に云ふを考合すへし。と云り。

將及橫河。有黑雲。廣十餘丈。經天。時天皇異之。則舉燭親秉式。占曰。天下兩分之祥也。然朕遂得天下。歟。即急行到伊賀郡。焚伊賀驛家。還于伊賀中山。而當國郡司等。率數百衆歸焉。

橫河は。孝德紀に名聖橫河とあり。名聖は名張なり。古事記序に。投夜水。而知承基。と書せるこれなり。橫河は後の伊賀風土記に。伊賀郡中郡也。東限澤墳。西限高師川。北限橫川。南限豐國。以國名爲三郡名。と見えたり。今長田川とさしゆる。それなるへしと信友云り。菅笠日記に云。名張に至る。阿保よりは三里と云や。町中にこのわたりしりたる。藤堂の何かしぬこの家あり。其門の前を過て。

町家のはつれに。川の流れあふ所に。板橋を二わたり。なほり川やなせ川とそいふ。いにしへなほりの横川といひけんは。これなめり。通鑑云。隱驛家。在伊勢郡。と云るは。長田川とは異なり。いつれなるらん。よくたつぬへし○乗式云々。式は漢國にて式といふ器を乗りて。天文を察ひ。時日などを占ふ方とさきこゆ。史記の日者傳に。卜者必分策定卦旋式云々。注に。式即式也。旋轉也。式之形上圓象天。下方法地。用之則轉天綱。加地之辰。故曰旋式。漢書王莽傳。天文郎按式於前。師古曰。式所。以占時日。天文即今之用。式者也。など見えたり。上文に此天皇の御事を。及壯雄拔神武。能天文通甲。と贊記されたるをも。おもひ合せ奉るへし○遂得天下歟。さて此時の占方は。とまれかくまれ。神教を占へて。御慮を決め行ひ給へるなり。と信友云り。さる事なり。延喜六年竟宴歌に。此天皇を。在原朝臣友于。與古加波能。安多利爾多知之。久毛乎美氏。阿麻乃比津支波。衣氏之支美奈利○伊賀郡。倭名抄伊賀國伊賀郡。風土記に。猿田彦神始此之國。爲伊勢加佐波夜之國。時二十餘萬歲知此國一矣。猿田彦神女吾娥津媛命云々。此神之依知守國。謂吾娥之郡。其後清見原天皇御宇。以吾娥郡。分爲三國之名云々。後改伊賀。吾娥之音轉也。伊賀郡其郡之一也。とあり。この風土記は。古風土記に。あらず。疑はしき説あり。○伊賀驛家。通鑑に此を疑今阿保驛とあるは。然るへし。さて信友云。此伊賀驛家は。近江へ入給ふ驛次にはあらぬを。ことさらに襲入て。焚給へるにて。前に隱家を焚給へると。同じ御行なるへし。還于伊賀中山と記されたるにても。わざとものし給ひたること明かなりと云り○還于伊賀中山。中臣本に還を。逃に作れり。其に據らば。

なほ伊賀驛家を御路次にて。其より刺萩野に通じ給へるなり。されどこはなほ還なるへし。さるはこの中山は。今行くへき御路次にはあらねど。故ありてこに故に立寄給ふなれば。過路し給へるを。還とは云りしなるへし。跡の方へ少し立戻り給ふ意もて。書れしものと見るへし。中山は通鑑に。在伊賀郡岡田村。下河原村之間。今中山寺之名存。と云り。源賴朝及金葉集に歌あり。菅笠日記云。明はてとやとりを出づ。伊勢地の宿をなり。十町はかり行て。道の左に中山といふ山のいはほ。いとあやし。河つらの伊賀の中山云々。かく云は。きのふこえしあほ山よりいつる。阿保川のほとりなり。朝川わたりて。その河へをつたひゆく。岡田別府などいふ里を過て。左にちかく阿保の大森明神と申神おはしますは。式に伊賀郡大村神社などをあやまりて。かくまうすにはあらじや。なほ川にそひつとゆきく。阿保の宿の入口にてまたわたるとあり○當國郡司等云々。信友云。前にも隱驛家を焚給ひ。またこも伊賀驛家を焚給ふに恐れて。當國內郡司等。各軍人を促し聚めて。出來れるなり。但し其時の事狀を察ふに。六月二十四日云々の事ありて。午時もすきたりけむ。吉野を發給ひて。をりしも短夜の夜半はかりに。隱驛家を焚たまひ。たうち伊賀に到て。驛家を焚給へるも。なほ後夜の中の事なるに。其夜の明ざるほど。如何にしても。國內の郡司か。軍人を率て來るへきにあらず。故おもふに。大津朝廷より官軍を整へて。儼に吉野を討給はむとて。密に伊賀の郡司等に詔ありて。軍卒を整へてありしを。吉野皇子も。既に其事を知召けるによりて。二所の驛家にいちちやく逆寄に打入りて。御威を示し給へるを。郡司

等いたく恐懼れて。云合せて降、隨ひたるなるへし。但し後の伊賀風土記に。伊賀郡の下に。和歌山有
淨見御所。昔日淨見原天皇。與大友皇子爭戰之地也云々。と云る事見え。また伊賀史に。天武天皇與大
友皇子相戰。原詠歌曰。風早之。伊勢乃神遠母。美千比幾豆。多々多寸氣豆女。猿田云爾。故號地。和歌
山。祭神猿田彦也。此歌逸子記。といへる事も見えたり。此は古事記の序に。聞夢歌而想纂業。と見
えたる古事を。詠りつゝも。談り傳へたりしものなるへし。また伊賀名所記に。和歌山亦若山。清見原天
皇。大友皇子之御位を争ひ給ひし時。あまたと國をせめいとみ給ひしに。此國は御母君の古郷とて。
大友に屯し給ふ事二月はかり。淨見にくるを追て。此國に至り給ひ。此若山に陣取給ひし。其處
を今にきよみの御所と云ふなり。と見え。伊賀記にも。和歌山。今上神戸村と云に屬てありとそ。ま
た同記に。城山之内山田郡にあり。大友御在城之所也。城村權現。大友ヲマツル所也。また後の伊賀
風土記に。阿蓋郡の下に。鳥飛山。此山甚低而。又其形奇也。昔大友皇子來此山。暫休之。刀鋒多殘置。今
國俗謂之鋒岡者。此其緣之本也。なといへる事も見えたり。これら風土の傳説にて。悉くは信かたけれ
ど。此時の事に參考ふるに。もしくは此時天皇。潜に軍將にまされて。この伊賀に幸し給ひたりける
か。御軍敗れけるによりて。密に大津宮に。返りおはしましつゝにもやありけん。と云り。

會明。至荊萩野。暫停駕而進食。到積殖山口。高市皇子自鹿深山。越以

遇之。民直大火。赤染造德足。大藏直廣隅。坂上直國麻呂。古市黑麻呂。竹
田大德。膽香瓦臣安倍。從焉。

會明は。二十五日乙酉の會明なり。○荊萩野。本に萩を萩に作る。通證に。荊萩當作荊萩。音次秋。倭名
抄。爾雅注。松。小木叢生有刺也。和名太良。とあり。但荊は荊と。荊萩は荊と。荊萩野。今詳ならず。地理につ
て考ふれば。これは阿拜郡の内にて。積殖に遠からぬあたりにあるへし。もしくは今の上野などのあ
たりか。其邊よかつぬへし。上野は四達の地なればなり。これを通證に。今云多羅尾。與近江甲賀
郡信樂郷相接。といへるは。地理太く異なり。信樂の方に幸まじふにはあらず。此般の幸まじふは。伊賀伊勢を
にこそあれ。近江甲賀郡信樂のあたりは。北に向ひたる方にて。それより朝え給は。越て直に東國へと志し給ふ
んには。近江の勢多の邊に出へきなり。甚く踏次たかへり。なほこの事は次に云。信友云。此時の皇子の御舉動をおもひ奉
るに。まつ二十四日に。大和の留守司の驛鈴を。得ざる事を聞食すすなはち。云々の御ありさまにて。
吉野宮を發給ひて。日暮に宇陀の大野に到り給ひ。短夜の夜道に。山中をものして。隱伊賀の驛家を
焚きて。御威を示し給ひけるに。當國の郡司等。數百衆を率て降り來れり。かくて二十五日會明に。
近江の荊萩野にて御食し給へり。武知云。荊萩野を近江のと云るは。すへて其御思兼の深き。御舉動のいちはや
き。御威の神々しき。はるかに後の甚き亂世のますら武雄にも。をさくきこえぬはかりの御性に
なむまじくける。次々の御ありさまも悉しかり。と云り。さる事なり。○積殖山口は。阿拜郡にて。

今上中下柘植村あり。そこなり。加太越の山口なり。大神宮儀式帳に阿閉柘植宮。和名抄に伊賀國阿拜郡柘植郷。後の伊賀風土記にも。阿閉郡柘植山。柘植里。などあり○自鹿深山越。本に山字脱たり。今水戸本信友校本に據る。さて此鹿深は。下文にも。紀臣阿閉麻呂等か。率數萬衆。自伊勢大山越之向倭。とある大山と一つ路にて。今所謂伊勢鈴鹿郡鹿太越の山にて。鹿深の加太と轉れるなるへし。伊賀風土記に。伊賀國云々。西限高師川。東限家富唐岡。北限篠嶽。南限中山。とあり。これなり。然るに通證に。鹿深即近江甲賀郡。此今所謂信樂越也。と云れたるに。信友も從ひたれと非なり。さては更に地理に協はす。なほ次に云○以遇之は。さきに惠尺の告たるに據て。高市皇子の參來坐るなり。上に大分君惠尺等を近江に遣はして。喚高市皇子大津皇子。逢於伊勢とあるを承て。今高市皇子既に近江を脱れて。伊勢の鹿深まで至り坐るなり。これにてもこの鹿深の。近江甲賀郡尾越ならぬ事を知へし。逢於伊勢と宣へるを。いかて近江甲賀郡の路にかゝりて。伊賀には入坐へき○民直大火。姓氏錄和泉神別。民直。大中臣朝臣同祖。天兒屋根命之後也。また民直。天穗日命十七世孫。若桑足尼之後也。とあれど。大火は續紀に。大寶三年七月壬子。贈從五位下民忌寸大火正五位上。遣使弔賻。以壬申年功也。とありて。民忌寸は坂上氏同祖なれば。右の神別にはあらず。この事は。欽明紀七年。川原民直宮とある人の下に詳に云り。合せ考へし○赤染造徳足。續紀天平十九年八月。賜正六位上赤染造廣足。赤染高麻呂等九人。常世連姓。とあり。姓氏錄左京諸蕃。常世連。燕國王公孫淵之後也。とあると同姓

なり。又東大寺正倉院文書に。赤染部首あり。除目大成鈔に赤染宿禰あり。拾芥抄に赤染朝臣あり。これらみな同族なるへしと。氏族志に云り。大隅守赤染時用女赤染右衛門。名高き歌よみなり。さて此徳足。これより後見えず○大藏直廣隅。齊明紀二年。大藏衣縫造の下に云り。廣隅の事も見えず○坂上直國麻呂。欽明紀二十一年。東漢坂上直の下に注り。國麻呂の事も見えず○古市黒麻呂。姓氏錄河内諸蕃。古市村主。出自百濟虎王。とあり。東大寺正倉院文書に。孝謙帝時。攝津大屬古市村主寸食と云入見ゆ。同姓なるへし。黒麻呂の事も見えず○竹田大徳。姓氏錄左京皇別。竹田朝臣。阿倍朝臣同祖。大彦命男。武淳川別命之後也。左京神別。竹田連。神魂命十三世孫。八束歷命之後也。とあり。大徳は何れの系なるか詳ならず。また竹田宿禰あり。除目大成鈔。類聚符宣抄に見ゆ。竹田史あり。拾芥抄に見えたり。皆其族詳ならず。此人も後に見えず○膽香瓦臣安倍。姓氏錄左京神別。伊香連。大中臣同祖。天兒屋命十世孫。巨知人命之後也。とあり。氏族志云。按帝王編年記云。伊香津臣子梨富命。伊香連之祖。藤原系圖說與之合。據此巨知人蓋梨富子孫也。其裔孫世爲近江伊香社神主。見伊香系圖。伊呂波字類抄。有伊香宿禰。とあり。按に安倍は臣姓なれば。此等と異なるへし。倭名抄。近江國伊香郡伊加古。神名式伊香具神社。さて安倍も此後見えず○從焉。信友云。昨二十四日。留守司の鈴を得ずは。惠尺馳之往於近江。喚高市皇子大津皇子。逢於伊勢。と命給ひき。此時高市皇子。近江におはしましけるか。速にものして。宗とある大火等七人を從にて。天皇のおはしませるをうかひて。此積殖の山口に。參會給へるにて。これも既に密にのたまひあはせおき給へ

る事著し。と云り。

越^ツ大山。至^ニ伊勢鈴鹿。爰國司守三宅連石床。介三輪君子首。及湯沐令田中臣足麻呂。高田首新家等。參^ニ遇于鈴鹿郡。則且發^テ五百軍。塞^ニ鈴鹿山道。到^リ川曲坂下。而日暮也。以^テ皇后疲^ラ之。暫留^テ輿而息。然夜暄欲雨。不得^レ淹息。而進行。於是寒之。雷雨已甚。從^ニ駕者。衣裳濕以不堪寒。及到^リ三重郡家。焚^シ屋一間。而令^レ燠^ニ寒者。

大山。下文にも。自^リ伊勢大山。越^テ之向^テ倭。とあり。大山は鹿深加太より鈴鹿かけての。此あたりの總名なるへし。信友は。大山は鈴鹿山なるへし。里人今御山とも云ひ。なへてはた坂とのみ呼へり。と云り。こはさることなれども。こゝにては。むねと加太山の峠を云と見るへし。按に大安寺縁起資財帳に。伊賀郡大山蘇麻庄一處とあれば。伊賀伊勢兩國に亘りて。鹿太越の山路の總稱にもあるへし。なほよく考へし。○至鈴鹿は。和名抄伊勢國鈴鹿郡鈴鹿郷須々加とあり。信友云。上にも論へる如く。昨日菟田の郡家の頭にて遇たる。運湯沐之米。伊勢國駄五十匹云々。とあるは。既に此國の湯沐令に命置て。迎へしめ給へるにて。實は馬を得給へるなり。米と云るも。實は兵器にてそありけむ。と云り

○國司守は。釋紀に伊勢國司守と云り。司は國を治る職名に附て云ひ。守介は長官次官にて。其人に就て云なり。○三宅連石床。此氏垂仁紀に云り。石床は九年紀に卒るよし見ゆ。○三輪君子首。此人下卷に子人に作れり。然るに此の訓は。コガ。ウヘと訓るは非なり。此人五年紀に卒るよし見えて。そこに云り。○田中臣足麻呂。此氏推古紀に見えたり。上文に運湯沐之米。伊勢國駄云々。と見えたるは。此人の運へるなり。續紀文武二年六月丁巳。直廣參田中朝臣足麻呂卒。詔贈^ニ直廣壹。以^テ壬申年功也。とあり。○高田首新家。此氏孝德紀に見ゆ。續紀大寶三年七月。贈^ニ正六位上高田首新家從五位上。遣^レ使吊賻。以^テ壬申年功也。とあり。さて天平七年十月の下に。此新家の孫足人か事に係て。新家か事を。營任^ニ美濃國主稻。屬^ニ壬申兵亂。以^テ私馬^ニ奉^ニ皇駕。幸^ニ美濃尾張國。天皇嘉之。賜^ニ封戶。と見えたるは。此時の事にあたれり。慶雲元年七月乙巳。贈從五位上高田首。功封四十戶。四分之一傳^ニ子无位首名。○塞鈴鹿山道。扶桑略記には。此下文の丙戌六十の下に載られたる。天照大神を拜給へる事に引つゝけて。伊勢國司發^ニ五百軍。塞^ニ鈴鹿關。と記せり。大鏡にも同じつゝきに。伊勢國におはして。云々の國の守五百人の軍をおこして。鈴鹿の關を固め奉る。と見えたり。これは近江の軍の來らざらん爲に。外より塞けるなり。信友説はたかへり。鈴鹿の關も。軍防令に見えたる三關の一所にて。因に上に引たるか如し。○到川曲坂下。倭名抄。伊勢國河曲郡加波和。○夜暄。本に暄を暄に誤れり。今諸本に依て正せり。○及到三重郡家。倭名抄。伊勢國三重郡美倍。記に。倭建命幸^ニ到^リ三重村之時。詔云。吾足如^ニ三重勾^ニ而甚疲。故號^ニ其地^ニ謂^ニ三重。とあるは名

義なり。高葉に。吾皇三重乃河原ツカガハ、ミヘ。焚屋一間。信友云。六月にしてかくありけり。すへてこれまでの御辛苦ウツクシのほど。おし量り奉るへし。と云り。

是夜半。鈴鹿關司遣使奏言。山部王石川王。並來歸之。故置關焉。天皇便使路直益人。徵丙戌。且於朝明郡迹太川邊。望拜天照太神。

鈴鹿關司。軍防令云。三關者。設鼓吹軍器。義解謂。伊勢鈴鹿。美濃不破。越前愛發等。とあり。此時すてに關司も。國司守とよもに。天皇に心をよせ奉りてありしなり。故此關も。今は天皇の御爲の要塞となれるなり。○山部王。系未詳。此王後に近江に歸りしか。七月に犬上川濱にて。近江方に殺されたり。○石川王。詳ならず。八年紀に吉備にて薨じ給ふとあり。下に云ふ。○路直益人。姓氏錄右京諸蕃。路宿禰。坂上大宿禰同祖。東人直之後也。氏族志云。坂上系圖引。姓氏錄。爲山木之後。續紀延暦六年六月。正六位上。路忌寸泉麻呂等。改忌寸。賜宿禰姓。蓋是族也。とあり。さて益人後に見えず。○丙戌。二十六年なり。○朝明郡迹太川。和名抄伊勢國朝開郡阿佐介。迹太川は通證云。今所謂朝開川。考地圖。今朝開川南。別有迹太川。出海。とあり。考へし。○望拜天照太神。信友云。望拜を古訓に。タヨセニヲカミ給フとあり。タヨセの言めつらしけにおほえて。因に考るに。惠慶法師集に。障子の繪に。須磨の浦のかたをかきたるに。神の社に。舟よりゆく人の。波の高ければ。たよせにみてくら奉る所をよめる。

たよせとはおもはさらなむわたつうみに。いのる心は神を知るらん。白波の一本に色みえ或本にふみてくらを。たよせにうけよ神の此神。とよめり。案ふに件の歌詞のタヨセは。遙に坐す神を。此方へ寄せ奉る義にて。タはた々軽く加へて云ふ例の辭なるへし。また夫木抄に。光長。此森の紅葉の錦たてなから。道のたよせにぬさ奉る。また久安百首に。小大進。このひかねつゝまじとする女郎花。たよせにをると思ひうとむな。源實法眼集に。七月七日。たよせにやけふはかさましたなはたの。空にたなひくさゝかにの糸。なとよめるをも。かよはして考ふへし。但しタヨセは。うちまかせて望字の意には叶はされど。望拜をタヨセニヲカムとは訓へきなり。さて釋日本紀に。私記曰。按安斗智德日記云。二十六日辰時。於朝明郡迹太川上。而拜禮天照大神。と云るは。此時の御事なり。さて件の日記主の智徳は。上文に吉野宮を出給へる時。供奉れる舍人の中に見えたり。また年中行事秘抄に。天武天皇白鳳元年四月十四日。以大來皇女。獻伊勢神宮。依合戰願也。と見えたるは。此時の御祈の報賽なるへし。此はこの下卷に。二年四月己巳。欲遣侍大來皇女子天照大神云々。とある時に當れり。と云り。なほ此事。大神宮雜事記に。天武天皇白鳳二年壬申。太政大臣大伴皇子企謀反。疑奉天照天皇之御心。内伊勢大神宮令祈。給必合戰之間。令勝御。前以皇子(女カ)天。皇大神宮御杖代。可齋進之由。御祈禱有感。復合戰之日。天皇勝世利。仍御即位二年癸酉九月十七日。天皇登臨於伊勢大神宮。志天。令申。なほ信友か云れたる趣を。切めていはく。此天皇始大事を思はしたちて。吉野宮を御祈給倍利。ともあり。 出給ひけるより。神々に御身の禍を歎詛へ給ひて。殊に天照大御神に。御禱坐ましけるによりて。神々の御助有て。速に事成し給ひて。御世をも知食御事とはなり給へるなるへし。其はまづ古事紀序に。

此天皇の御事を讃稱奉れる文に。潜龍體元。洊雷應期云々。聞夢歌而想纂業。と書るは。皇太子を
 辭給へる後に。日嗣知しめすへきささこの歌を。御夢中に聞しめしたりし由なり。此はそのかみの正しき傳説
 なるへきを。書紀にも作書
 にも見また天武紀に。伊賀の横河にて。有黒雲廣十餘丈。經天。時天皇異之。則舉燭親乘式。占曰。
 天下雨分之祥也。然朕遂得天下之歟。と見えたるは。神慮を占へて。御慮を決め給へるなり。また伊勢
 にて望拜天照大神。と見えたるは。殊さらに祈禱し給へるなるへし。また行宮興野上。而居焉。此夜雷
 電雨甚。天皇祈之曰。天神地祇扶朕者。雷雨息矣。言訖即雷雨止之。また御軍の最中に。倭國にて高市社
 に坐事代主神。牟佐に坐生靈神の託宣に。於神日本磐余彥天皇之陵。奉馬及種々兵器。と教たまひ。
 又吾者立皇御孫命之前後。以送奉于不破。而還焉。今且立官軍中。而守護之。また自西道軍衆將に至
 之。宜慎也。と教給ひ。又村屋坐彌富都比賣神の託宣に。今自吾社中道。軍衆將に至。故宣塞社中道。
 と示し給へる事ありて。いづれも其靈驗に合ひて。御軍の利を得給へり。また萬葉に。人麻呂朝臣の
 長歌に。此時の御軍の狀をよめる中に。御軍士乎。安騰毛比賜云々。相競端爾。渡會乃齋宮從。神風爾
 伊吹感之。天雲乎日之目毛不令見。常開爾覆賜而。定之水穗國乎云々。とよめり。此神風の事は。こと
 さらによみ入れたるなるへければ。決して正しき靈驗ありける事疑なし。さて其渡會の齋宮は。天照
 大神の大宮なり。前に述太川邊にて。天照大御神を望拜給ひ。この御祈禱を愛感に聞食て。然は護
 助給へる事の。揭然かりしなるへし。そもく此天皇の此御軍に勝給ひ。大御自御世知食せる御事

は。恐かれと。遠つ御代々々の例にあるへくもあらず云々。既に東宮に立給へる御身の。云々のいは
 れにて。止事得給はず。御許を承て。東宮を避辭て出家し。鬢髮を削除り給ひ。御袈裟をさへに給は
 りて。僧服を着。沙門となりて。吉野宮に入居坐まじけるに。なほ禍を承給ふへき機の露はれきこゆ
 るを。あまりにあちきなく。かつはくちをじくも。恨めしくも。御真心におもほしつめ給へる事を。わ
 りなく天照大御神に愁訴給ひて。祈禱給へる趣を。愛感給ひて。神々にも命せて。守護助けさせ給ひ
 て。遂に御世をも知食させ給へるなるへし。さて大友天皇の御事は。この外に漢學に好給ひて。辱も
 韓人沙宅紹明等を賓客として。物學ひし給ひて。西戎風の文武の材幹おはしまし。かへりてはものそこ
 なひとなりて。遠神祖の道に隨ひ給はず。神祇を尊ひ給へる趣なる御所爲も。をさくきこえ給はず。
 天日嗣の大事を。御私心にかけて。あなちにもものし給へるから。御祖神等の見離ち給ひて。守護給
 はさりしなるへし。あなかしこ。顯世の人倫の間に。定れる義のみをもては。神の情狀は測りかたき
 御事にそありける。と云れたる。云得たる説なりかし。

是時。益人到之奏曰。所置關者。非山部王石川王。是大津皇子也。便隨
 益人參來矣。大分君惠尺。難波吉士三綱。駒田勝忍人。山邊君安麻呂。小
 墾田猪手。埜部眠枳。大分君稚臣。根連金身。漆部友背之輩。從之。

益人の下。本に益字あるは衍。今削る。○隨益人參來矣。信友云。吉野より惠尺を近江に遣はし。高市皇子大津皇子に。ともに伊勢に參會ひ給へ。曰ひつけ給ひたりき。故高市皇子は。昨日積殖山口に參會給へるにて。其は惠尺か寂に傳へ申せる故なるへし。大津皇子も。近江におはしましけるを。次に傳へ申せるによりて。後れて夜半に。關まで來り給へるなり。惠尺か此御徒にあるを以知へし。と云り○難波吉士三綱。本に士を上に誤る○駒田勝忍人。姓も人も他に見えず。氏族志に。按續後紀。美濃山縣郡少領均田勝淨長等。改賜中臣美濃連。均恐駒誤。とあり。なほ考へし○山邊君安麻呂。姓氏錄。右京皇別。山邊公。和氣朝臣同祖。垂仁天皇々子。鐸石別命之後也。同。とあり。この人も他に見えず○小墾田猪手。舒明紀に小墾田臣とあり。集解には補へり。猪手も見えず○渥部眠枳。十二年九月。渥部造賜姓曰連。とあり。系は未詳。姓氏錄山城神別。西渥部。鴨縣主同祖。鴨建玉依彥命之後也。とあり。同異は知らず。眠本に賦に作る。今兼永本及釋紀に據て改む○大分君稚臣。本に君を若に作る。今活字本小寺本に據る。此人八年紀に。兵衛大分君死云々。賜外小錦上位。とあり○根連金身。姓氏錄和泉國皇別。根連。布留宿禰同祖。天足彥國押人命之後也。とあり。金身他にみえず○漆部友背。漆部用明紀に出。本に友を支に作る。今中臣本及釋紀に依て改む。此人他に見えず○從之。信友云。此時大津皇子。わつかに十歳になり給へるを。はやく三綱等八人。吉野宮に心をよせて。近江より此皇子を輔けて。御從にて參れるものなる事決し。扶桑略記に大津皇子六七人男相具。率三千人軍參來。塞美濃

不破之道。とあり。六七人男とは。惠尺三綱等か事ときこゆ。又率三千人軍云々は。此下文に。男依か發美濃師三千人云々。とあるに當りて聞ゆるを。本つける書をわろく書されるにか。又寫誤あるか。なり。

天皇大喜。將及郡家。男依乘驛來奏曰。發美濃師三千人。得塞不破道。於是天皇美雄依之務。既到郡家。先遣高市皇子於不破。令監軍事。遣山背部小田安斗連阿加布。發東海軍。又遣稚櫻部臣五百瀬。土師連馬手。發東山軍。是日。天皇宿于桑名郡家。即停以不進。

男依は。村國連男依なり。次に雄依に作れり。續紀二には小依に作れり○塞不破道。これまた近江軍を。不破道に出さしめんと塞けるなり。信友云。男依は去二十一日。君手廣等と。急に美濃へ遣はされ。告安八磨郡湯沐令多臣品治。宣示機要。而先發當郡兵。仍經國司等。差發諸軍。急塞不破道。朕今發路。とある事を奉行ひて。ここに至りて其由を告申せるなり。と云り○務は。恐くは勞の誤なるへし○到郡家。伊勢の桑名の郡家なり。下文に見えたり○安斗連阿加布。姓氏錄左京神別。阿刀宿禰。石上同祖。山城阿刀宿禰。石上朝臣同祖。饒速日命孫。味饒田命之後也。阿刀連同上。攝津阿刀連。

神饒速日命之後也。なほ和泉にも見えたり。十三年十二月。阿刀連賜姓曰宿禰。とあり。阿加布も佗に見えず。○東海軍は。東海道なり。○東山軍。私記曰。按安斗連智徳日記曰。令發信濃兵。とあり。○是日。尙二十六日なり。○桑名郡家。内宮儀式帳に桑名神戸。和名抄に伊勢國桑名郡桑名郷久波奈。通證に。勢陽雜記曰。桑名郡矢田村有小祠。相傳祭天武天皇。此蓋頼宮跡也。と云り。此御社桑名驛に近く西の方にあり。さて信友云。去二十一日の夕つかたなるへし。云々の急卒なる御ことにて。吉野を發給ひ。六日にあたる今日までに。かくはかりいち速く事成し給ひて。桑名の郡家に宿り坐まして。進み給はず。重りかにおはしまして。稜威をかよやかに給へるは。いとよく軍の道を得給へる御事なるへし。古事記序に人事共浴。虎歩於東國。と書るは。此頃の御いきほひをいへるなり。續紀。天平寶字元年十二月壬子。太政官奏言の中に。從五位上尾張宿禰大隅。壬申年功田三十町。淡海朝廷諒陰之際。義興警蹕。潛出關東。于時大隅參迎奉導。掃清私第。遂作行宮。供助軍資。其功實重。准大不及。比中有餘。依令上功。合傳三世。と見えたり。此時の事に當りてきこゆ。此時大隅が第桑名に在りて。其處に宿給へるにや。と云り。

是時近江朝。聞大皇弟入東國。其群臣悉愕。京内震動。或遁欲入東國。或退將匿山澤。爰大友皇子。謂群臣曰。將何計。一臣進曰。遲謀將

後。不如急聚驍騎。乘跡而逐之。皇子不從。則以韋那公磐鍬。書直藥。忍坂直大摩侶。遣于東國。以穗積臣百足。及弟五百枝。物部首日向。遣于倭京。

近江朝の下。考本及扶桑略記に延字あり。本は脱たるなるへし。大皇弟は。當時の稱に依て書たりしもの。其まゝにて改められさりしなり。○將何計。信友云。こゝに至りて。如此詔へること。御意定の意を。いかに給ふへき。あなかしこ。天智紀なる三首の童謡も。この時に思ひ合はされてなん。古事記序に。皇興忽駕。凌渡山川。六師雷震。三軍電逝。と書るは。かゝる稜威をいへるなり。と云り。○韋那公磐鍬。此氏宣化紀に出。磐鍬下に逃走せるよし見ゆ。○書直藥。下に生捕らる。○忍坂直大摩侶。押坂直皇極紀に見ゆ。此人も捕へらる。○穗積臣百足。倭にて殺さる。○五百枝。本に五字脱たり。下文に據て補ふ。此人も倭にて捕へらる。○物部首日向。此氏垂仁紀に出。姓氏錄大和皇別。布留宿禰條に。物部首正五位上日向。天武天皇御世。依社地名。改布留宿禰姓。日向三世孫邑智也。とあり。此人も倭にて捕へらる。後に免されしなるへし。

且遣佐伯連男於筑紫。遣樟使主磐手於吉備國。並悉令興兵。仍謂男

與磐手曰。其筑紫大宰栗隈王。與吉備國司守當摩公廣嶋二人。元有隸大皇弟。疑有反歟。若有不服色。即殺之。於是磐手到吉備國。授符之日。給廣嶋令解刀。磐手乃拔刀以殺也。

佐伯連男。續紀四に。授大倭守從五位下佐伯宿禰男從五位上。とあり。後に降れるなるへし。○樟使主磐手。此氏詳ならず。本に盤字あるは衍なり。中臣本及釋紀になきに依る。此人後見えず。○吉備國。信友云。按るにそのかみ筑紫は。筑前筑後にわたり。吉備國は。備前備中備後に。美作までにわたりたる國名ときこえたり。と云り。○栗隈王。天智十年紀に。以栗隈王爲筑紫帥。とあり。こゝは大宰下に。帥字脱たりしなるへし。○吉備國司守。本に司字脱たり。今考本に依る。○當摩公廣嶋。此氏は用明紀に出。○到吉備國。本に吉字を脱せり。今中臣本考本に據て補。○符は押手なり。此事は既に云り。○拔刀以殺也。信友云。吉野方の御軍の。都外に滿々て。不破鈴鹿の要害をも塞かれたるに。倭京はさることなから。逃げき吉備筑紫の國に。御使を遣して。反心あらんかと疑ひおもほせる。筑紫の大宰。吉備國守等に勅して。兵を徴し給ひ。有不服色。即殺之。詔命給へるは。何なる御慮にか。さてまた磐手が廣嶋を殺せるは。不服色ありつらめと。文には見えず。と云り。

男至筑紫。時栗隈王承符。對曰。筑紫國者。元成邊賊之難也。其峻城深湟。臨海守者。豈爲內賊耶。今畏命而發軍。則國空矣。若不意之外。有倉卒之事。頓社稷傾之。然後雖百殺臣。何益焉。豈敢背德耶。輒不動兵者。其是緣也。時栗隈王之三子。三野王。武家王。佩劍立于側。而無退。於是男按劍欲進。還恐見亡。故不能成事。而空還之。

栗隈王承符對曰云々。信友云。この言の趣にても。大友天皇の御世なること。自つから著さかうへに。承符といひ。社稷といひ。臣と申給へるにて。ますく其御世のありかた著し。さてこの王。實は既に吉野方になりておはしけるか故に。邊賊の事を言たてして。通れ給へるなり。と云り。○三野王。姓氏錄左京皇別。橘朝臣條云。敏達天皇々子。難波皇子男。贈從二位栗隈王男。治部卿從四位下美努王。娶從四位下縣犬養宿禰東人女。從一位縣犬養宿禰三千代夫人。生左大臣諸兄。中宮大夫佐爲宿禰。贈從二位牟漏女王。續紀和銅元年五月。從四位下美努王卒。贈從二位。栗隈王之男。左大臣橘諸兄之父也。とあり。萬葉集に百小竹之三野王とあるは。此王なるへし。○武家王。この王所見なし。○空還之。信友云。此磐手男等か。吉備筑紫に云々せる頃は。既に大津にては。天皇の御事ありし後に當るへし。と云り。

東方、驛使磐楸等。將及不破。磐楸獨疑山中有兵。以後之緩之行。時伏兵自山出。遮藥等之後。磐楸見之。知藥等見捕。則返逃走。僅得脫。

磐楸等は。藥。大摩侶と共に三人なり。上に見ゆ。將及不破。東國へ行むとしてなり。緩之行。秘閣本之字無し。考本之を々に作るは誤なるへし。遮藥等之後。藥。大摩侶の二人か後をなり。此二人にて捕られたる事。二十七日の下に見えたり。則返逃走。近江の方へなり。

當是時。大伴連馬來田。弟吹負。並見時。否。以稱病退於倭家。然知其登嗣位者。必所居吉野大皇弟矣。是以馬來田先從天皇。唯吹負留謂。立名于一時。欲寧艱難。即招一二族及諸豪傑。僅得數十人。

大伴連馬來田は。去二十四日。天皇吉野宮を發給ひて。菟田吾城に到給へる時。黃書連大伴と共に。追次參れり。大伴は其日志摩と共に。留守司に驛鈴を乞給へる御使に遣されたるか。志摩は豫て命ありけるまゝに。其を得ぬ由を復命したる由見えたるに。大伴か事の見えざるは。別に命せつけ給へる事なごのありて。志摩よりはやく後れて。追次たりけんを。馬來田か後れて。大伴と共に到れるは。二心になりて猶豫たりしか故なるへし。かくてこゝに見時否とあるは。此御軍の間に。近江朝の軍

の勢の。勝りたる事のありけるを見て。又二心になりて。弟吹負と云合せて。病と稱して大和の家に退りて。世のさまをうかひをりたるなりと。信友か云るは。臆測にわたれり。吹負か名。こゝにはじめて見ゆ。兄とくもに追次て。御供に立たりしなるへし。吹負また小吹負。或は男吹負ともあり。地名に據れる名なるへし。十二年八月紀に。卒れるよし見ゆ。續紀。天平勝寶元年壬五月。中納言正三位大伴宿禰牛養菟。大德阡子連孫。贈大錦中小吹負之男。とあり。登嗣位者云々は。當時大友皇子。嗣位に昇りてはまじませと。永くはえ保ち給はし。吉野の皇太子こそ。まことの帝位に即給はめと云ことを。豫て知れりしなり。然るに信友か此文を。今の天皇に代りて。御世を知食すべきは。吉野宮の皇子なりといへる由なるを。此紀の例の婉曲く書成されたるものなり。と云れたるは。例の穿ちたるなり。先從天皇。信友云。馬來田吉野方の勢の強くなれるを見聞て。御世は此皇子ぞ知食さむと。また心を反し決めて。弟の吹負に先たちて。吉野方の御軍に參り來て。心みせしく仕奉れるなり。此時吹負も同意なりつる事。此の上下の文にて明らかなり。そもこの馬來田は。此御軍にさせる功も聞えず。もとよりしか心も定まらぬ。わろさかき倭人ときこゆるを。十二年六月丁巳朔己未。大伴望多菟。天皇大驚之。則遣泊瀨王而弔之。仍舉壬申年之勳績。及先祖等每時有功。以顯寵賞。乃贈大紫位。發鼓吹葬之。と見えたり。馬來田か功。紀中に見えず。事平きて後。よく御慮をとりて媚仕へ。寵をうけたりしか故なるへし。何の御世の事にかありけむ。先祖等の每時功ありし由を。こと

さら舉加へて。じか贈位などして。寵賞し給ひたるものなるへし。と云れたるは。功臣を誣ひ。時帝をも誹議しまわせたる。いとあぢきなし。みな臆測の説なれば。とるに足らず。吹負留謂。信友云。兄馬來田は。再吉野方の近江の軍陣に參り。吹負はなほ其大和の家に留まれるなり。さて其家は百濟にありける事。下文に見ゆ。百濟村今廣瀬郡にありとそ。と云り。〇僅得數十人。吹負か吉野方として功たりつる事は。二十九日の條より始て。次々に見えたり。持統紀に大倭樂榮と記されたるは。もはら此吹負か事とさきこえたり。

丁亥。高市皇子遣使於桑名郡家。以奏言。遠居御所。行政不便。宜御近處。即日。天皇留皇后。而入不破。

丁亥。二十七日なり。〇奏言。高市皇子既に和整に屯しおはしまして。其處より申し給へるなり。此次に自和整參迎とあるをもて知へし。〇遠居御所。通證云。遠居之御所也。舊讀誤。と云れたるか如し。遠居に對へて。即ち宜御近處と云り。〇留皇后而入不破。通證云。桑名至於熱田之海路。謂問遠濟。蓋天皇憶皇后。故爲名云々。と云り。信友云。萬葉集天武天皇の御代の歌の下に。天皇崩之後。八年九月九日。奉爲御齋會之夜。夢裏習賜御歌一首。明日香能清見原宮爾。天下所知食之。八隅知之吾大王。高照日之御子。何方爾所念食可。神風乃伊勢能國者。與津藻毛靡。足波爾。鹽氣能味香乎禮流國爾。味凝文爾。寸高照日之御子。と

見えたる御歌を。此におもひ合せらるる事あり。其はまつ端作に。天皇崩後八年といへるは。天武天皇の崩後八年にて。持統天皇の御代の七年に當れり。御齋會は。持統天皇二年二月の詔に。自今以後。毎取國忌日。要須齋也。と見えて。この九月九日は。天武天皇の國忌御齋會なり。かくて件の歌さまを思にも。決めて持統天皇の御歌にて。此さし次の其御代の下に入へきか。前後に混ひたるものなるへし。さて御歌は。もはら天武天皇を稱へ奉り給へるにて。神風の伊勢能國者云々以下は。桑名に停り給へる時より。ことに御勢の盛になりて。不破に入り給ひ。いくほとなく事遂して。日嗣知食せるよしを。讚美給へるなり。其はと皇后はなほ。桑名に留りておはしましければ。そのをりの事ともを。國忌の御齋會につけては。ことさらにおもほし出て。天皇を崇め慕ひて。よませ給へるなるへし。かくて御歌の意は。起より云々の八句は。天皇を讚美奉り給へる御言なり。何方に思ほしめせかとは。天皇吉野宮に入ましける時より。危難を凌ぎて。東國に入ませる間の御心つかひの。いかばかりにか思ほしめしたりけむと。夫皇の辛苦給ひし舊を。またさらに懐いて。嘆き給へる御情を。たゞ二句に簡めてのたまへるにて。いと感ふかくきこゆる御言なるへし。かくて伊勢國は。與津藻も靡さし波にとは。天皇伊勢の桑名に坐けるほどより。ことに稜威の甚しきに恐れて。諸國靡さ従ひ奉れる状を諷へ。鹽氣のみかをれるとは。海上の潮疊のさしのほる日影に。やかて霽わたる如く。世の亂の治れるさまを。御名稱の高照日と申すに諷へて。讚稱へ給へりとそ聞えたる。然るはそのかみ皇后桑名

に留ませる時。御目馴れ給ひつる海邊のさまを。おもほし出てよみ給へるなるへし。と云り。

比及郡家。尾張國司守小子部連鉤。率二萬衆歸之。天皇即美之。分其軍。塞處々道也。

郡家は。尾張のなるへし。○小子部連鉤。此氏雄略紀に出。本に鉤を釣に誤る。今諸本に據て改。○分其軍云々。信友云。下文八月丙戌の下に。尾張國司小子部連鉤。匿山自死之。天皇曰。鉤有勳者也。無罪何自死。其有隱謀歟。と見えたり。これに依りて推察るに。鉤は大津朝廷の忠臣にて。此時謀を定めて。二萬の軍衆を率て。詭りて降り來り居て。隙を窺ひて天皇を捕りまめらせんと。巧たりけるを。天皇速く察りまして。其軍衆を分て。處々の道の塞の軍に。加へ給へるなり。さてもなほ御慮をつかひて。あへしらひ給ひけんから。其謀の如く行ふ事あたはず。さるほとに官軍利なくて。大友天皇御事ありければ。いふかひなく悲に堪すして。自死したるにこそ。さて又此死れる事聞食て。鉤有勳者也。無罪何自死。其有隱謀歟。とのみ曰ひて。おはじつるは。しかすかにいともて鎮りたまへる。太御心もちるにこそはおはしまじか。と云り。

到于野上。高市皇子自和楚參迎。以便奏言。昨夜自近江朝。驛使馳至。

因以伏兵。而捕者。則書直藥。忍坂直大麻呂也。問何所往。答曰。爲所居吉野。大皇弟。而遣發東國軍。韋那公磐鍬之徒也。然磐鍬見兵起。乃逃還之。

野上は。和名抄美濃國不破郡野上郷。これなり。○和楚。各務郡なり。此地の事は下に云。○捕者則。本に則字なし。今中臣本に依て補。○爲所居吉野大皇弟とは。詭て天皇の御方なりと申し立しものなるへし。また按に。爲下に遮字など脱たるにもあるへきか。さらば大皇弟を遮り奉らむとして。其か爲に淡海朝より。東國軍を發さしめし者也。と言しにもあるへし。此藥等か事。昨日の條に見えたり。釋紀に。私記曰。案調連淡海安斗宿禰智徳等日記云。石次見兵起。乃逃還之。既而天皇問唐人等曰。汝國數戰。國也。必知戰術。今如何矣。一人進奏言。厥唐國。先遣看親者。以令視地形險平及消息。方出師。或夜襲。或晝擊。但不知深術。時天皇謂親王云々。と引載たり。信友云。淡海智徳は上に見えたる如く。共に舍人にて。吉野より御供に仕奉れる人なり。但し智徳は此紀に安斗連とあり。私記に宿禰と書るは。後に姓を改賜ひたる上を以。稱へるなるへし。さて唐人とは。齊明紀に六年十月。百濟佐平鬼室福信。遣佐平貴智等。來獻唐俘一百餘人。今美濃國不破片縣二郡唐人也。と見えたる輩なるへし。その俘を献れる年より。當年まで十三年に當れり。此度かの唐人等を行宮に近く召置て。件の事

の外にも。毎に己か國の軍の狀を語らせて聞食し。取用給へる事をおはしましたりけむ。かゝるをりから。彼等をさへに喚出して。戰術を問はしめ給へるは。いと大なる御心用ひになんおはしましたしける。と云り。さる事なり。

既而天皇謂高市皇子曰。其近江朝。左右大臣及智謀群臣。共定議。今朕無與計事者。唯有幼少孺子耳。奈之何。皇子攘臂按劍奏言。近江群臣雖多。何敢逆天皇之靈哉。天皇雖獨居。則臣高市。賴神祇之靈。請天皇之命。引率諸將。而征討。豈有距乎。爰天皇譽之。携手撫背曰。慎不可怠。因賜鞍馬。悉授軍事。皇子則還和蹺。天皇於茲行宮。與野上而居焉。此夜雷電雨甚。則天皇祈之曰。天神地祇。朕者。雷雨息矣。言訖。即雷雨止之。戊子。天皇往於和蹺。檢校軍事。而還。己丑。天皇往和蹺。命高市皇子。號令軍衆。天皇亦還于野上而居之。

幼少孺子耳。本に幼下小字あるは行なり。今中臣本。及本の傍書に依て削れり。信友云。此時御軍中に

おはしませる草壁皇子。大津皇子。共に幼くおはせること。上に云へるか如し。通鑑云。此時草壁太子十一歲。大津皇子九歲とあり。高市皇子は公卿補任に。持統十年七月十三日薨。年四十二歲。或四十三。と見えたれば。この時御歳十八か十九かにておはしとなり。この王を激勵しめ給はむとて。如此日へるなるへし。と云り。さる事なり。○雖獨居。本に居字なし。考校本。及安斗智徳日記に居字あり。本の舊訓に據るにも。ありし本に據れるなるへし。故今補○則天皇。秘閣本則字無し○戊子。二十八日なり○己丑。二十九日なり○還于野上而居之。萬葉集に。高市皇子尊城上殯宮之時。柿本朝臣人麻呂作歌。上安見し。吾天皇の。きこしめす。背面の國の。真木立不破山越えて。狛劔和蹺か原の。行宮に天降居して。天の下治給ひ。食國を定め給ふと。鶏か鳴東の國の。御軍士を喚たまひて。ちはやふる人をやはせと。服はぬ國を治めと。皇子なから任たまへは。大御身に大刀取佩し。大御手に弓執持たし。御軍士を誘ひたまひ云々。とよめり。此歌に據りておもふに。和蹺にも行宮を興て。高市皇子を置て。近江の官軍をおさへさせ給ひ。野上より度々其處に往まして。軍事を檢校給ひしなるへし。美濃國人云。和蹺原は。今の不破郡青野原なりと云傳ふと云り。と信友云り。

是日大伴連吹負。密與留守司坂上直熊毛議之。謂一二漢直等曰。我詐稱高市皇子。率數十騎。自飛鳥寺北路。出之臨營。乃汝內應之。既而

繕兵於百濟家。自南門出之。先秦造熊令憤鼻。而乘馬馳之。俾謂於寺西營中。曰。高市皇子自不破至。軍衆多從。

是日は。尙二十九日なり。此に又別に。大和國にての事をのせられたるなり。○大伴連吹負。上文に唯吹負留謂。立名于一時。欲寧難。即招一二族。及諸豪傑。僅得數十人。と見えたり。○留守司。大倭舊京留守司なり。○坂上直熊毛。信友云。上にも此下にも。留守司高坂王と見えたるは。其司の上官にて。熊毛は次官なるへし。と云り。續紀天平寶字元年十二月。太政官奏曰。贈大錦下坂上直熊毛。壬申年功田六町。歷涉戎場。輸忠供事。立功雖異。勞功是同。比校一同。村國連小依。依令中功宜傳二世。とあり。また靈龜二年四月癸丑壬申。功臣子賜田の中に。贈大錦下坂上直熊毛息。正六位下宗大。と云るも見えたり。○飛鳥寺。高市郡飛鳥村にあり。○臨營。營は留守司高坂王。軍を興して屯居る處なり。下文に寺西營。また據飛鳥寺西槻下爲營。とも見ゆ。○百濟家。吹負か家なり。今廣瀨郡に百濟村あり。○秦造熊。本に秦を奏に誤る。今考本小寺本集解本に據る。さて此人も後に見えず。○憤鼻。水戸本に鼻下揮字あり。憤鼻の事は既に云り。信友のこゝに引れたるは。聊あやまりあり。但しこゝに云へる憤鼻は。旅服の短き揮なるへし。近江より急きて馳至れる狀にものしたるなり。下文に考合すへし。と云れたるは。さる言なり。集解に。謂。擗也。示急迫之狀。とあるは是からず。○俾謂。中臣本謂を唱に作る。○西營中。留守司の營なり。上に注へり。○軍衆多從。熊にかく云はしめたるなり。

爰留守司高坂王。及興兵使者。穗積臣百足等。據飛鳥寺西槻下爲營。唯百足居小墾田兵庫。運兵於近江。時營中軍衆。聞熊叫聲。悉散走。仍大伴連吹負。率數十騎。劇來。則熊毛及諸直等。共與連和。軍士亦從。乃舉高市皇子之命。喚穗積臣百足於小墾田兵庫。爰百足乘馬緩來。逮于飛鳥寺西槻下。有人曰。下馬也。時百足下馬遲之。便取其襟。以引墮。射中一箭。因拔刀斬而殺之。乃禁穗積臣五百枝。物部首日向。俄而赦之。置軍中。且喚高坂王。稚狹王。而令從軍焉。既而遣大伴連安麻呂。坂上直老。佐味君宿那麻呂等。於不破宮。令奏事狀。

興兵使者。さきに近江の朝廷より。この百足及弟五百枝。物部首日向を。倭京に遣して。令興兵とあり。故興兵使者と記されたるなり。○飛鳥寺西槻下。六年紀に。二月癸多彌島人等於飛鳥寺西槻下。とあり。○小墾田兵庫。小墾田は高市郡。兵庫は和名抄豆波毛乃々久とあり。○兵は。兵器なり。兵器を近江

の朝に運ふなり○叫聲。秘閣本叫を叫に作れり○諸直は。上に注へる漢直なり○襟は。衣領なり。字鏡集類聚名義抄に。キヌノクヒとよめり。下文には襟をミノノクヒともよめり。又コロモノクヒとも訓てあるへし○斬而。中臣本斬を撃に作れり○穂積臣五百枝。物部首日向。此二人共に興兵使者なり○稚狹王。こゝに始て見ゆ。留守司におはしたるなるへし。七年紀九月。三位稚狹王薨。とあり○大伴連安麻呂。朱鳥元年紀に。直廣參大伴宿禰安麻呂とあるは。此氏宿禰になされたる後なり。續紀に。大寶元年に直大壹より從三位に叙し。尋て式部卿と爲り。朝政に參議し。また兵部卿に遷り。慶雲二年に大納言に任じ。太宰帥を兼ね。正三位に進み。後大將軍を兼ね。和銅七年五月。大納言兼大將軍正三位大伴宿禰安麻呂薨。帝深悼之。詔贈從二位。安麻呂難波朝右大臣大紫長徳之第六子也。とあり。萬葉集には。佐保大納言と稱へるよし見えたり。歌もあまたあり。子旅人。孫家持。みないつれも名高き人ともなり○坂上直老。此氏後に忌寸となれり。續紀。文武三年五月辛酉。詔曰。國勳之義。榮自前修。創功之賞。歷代斯重。蓋所以下以昭壯士之節。著不朽之名者也。汝坂上忌寸老。壬申年軍役。不願一生。赴社稷之急。出於萬死。冒國家之難。而未加顯秩。奄爾隕殞。思瀧往魂。用慰冥路。宜贈直廣壹。兼復贈物。とあり○佐味君宿那麻呂。本に佐を位に誤る。今活字本中臣本及下文に據る。宿那麻呂下文に少麻呂とあり。姓氏錄右京皇別。佐味朝臣。上毛野朝臣同祖。豐城入彦命之後也。日本紀合。とあり。十三年紀に。十一月佐味君。賜姓曰朝臣。とあり。此氏人にては。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。越

前丹生郡大領佐味君浪麻呂あり。宿那麻呂。下文十四年紀に。直廣肆佐味臣少麻呂とあり○不破宮は。軍營なり。下文にたゞ營とあるも是なり。

天皇大喜之。因乃令吹負拜將軍。是時三輪君高市麻呂。鴨君蝦夷等。及群豪傑者。如響悉會將軍麾下。乃規襲近江。因以撰衆中之英俊爲別將及軍監。初向乃樂。

三輪君高市麻呂。下文には直大肆大三輪朝臣云々とあり。此氏の事は既に出。續紀。慶雲三年二月庚辰。左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒。以壬申年功。詔贈從三位。大華上利金之子也。また大寶元年詔に。先朝論功行封時。賜大神朝臣高市麻呂一百戶。宜依令四分之一傳子。とあり。懷風藻には從三位中納言とあり○鴨君蝦夷。本鴨下茂字あり。今釋紀及下文に據て刪る。蝦夷は持統紀九年四月に。以直廣參。贈賀茂朝臣蝦夷。并賜贖物。本位勤大壹。とあり○因以二字。秘閣本に無し○別將及軍監。別將本の傍訓に依れば。別は副字の誤なるへし。軍防令。凡將帥出征。兵滿一萬人以上。將軍一人。副將軍二人。軍監二人。軍曹四人。錄事四人。とあり。別將は即副將なり。倭名抄に。判官。鎮守府曰軍監。萬豆利古止比止。とあり○初向乃樂。本に初字上。庚寅二字あるは誤なり。集解に。據釋述義。刪。とあるは然る言なれば。今はそれに從れり。この事釋紀に私記曰。多生郎。按云。六月辛酉朔之内。已有庚寅。

而又七月庚寅朔辛卯云々。六月下旬。七月上旬之間。何有二庚寅。愚實惑此案。但案和珥部臣君手日記云々。六月是小月也。早可消。六月之庚寅云々。とある。さることなり。然るに信友か。此私記の説を論じて云れけるは。此は文義をよくも考へず。また下文の例をも。思ひ合せざる説にて疎なり。さて此六月は小月にて。庚寅なし。こは此直下の七月庚寅朔の事なるを。上文に大和にての事を記せる因に。こゝに記されたるものなり。下文にも立かへりて。前の日を更に擧て。事を記されたることもあり。相似たる例なり。但し其は紀中此卷を除ては。例なき記されさまにて。こゝに六月の下に書連たるはいかにそや。例の此御世の紀の記者の失なるへし。と云れたるは。私記の説にてよくきこえたるを。中々にむつかしく云ひて。果は記者の失なるへしなと云る。あちきなき論なり。殊に此卷を除ては。例なき記されさまなりなと云るは。自らも窮したるさまを。あらはしたるなり。さて別將軍暨等。かの飛鳥寺の西の營に會たりけるか。近江を襲はむ事を規て。まつ乃樂に向ひたる由なり。

日本書紀通釋卷之六十四

飯田武郷謹撰

天武天皇
元年七月

秋七月庚寅朔辛卯。天皇遣紀臣阿閉麻呂。多臣品治。三輪君子首。置始連菟。率數萬衆。自伊勢大山。越之向倭。且遣村國連男依。書首根麻呂。和珥部臣君手。膽香瓦臣安倍。率數萬衆。自不破出。直入近江。恐其衆與近江師難別。以赤色著衣上。然後別命多臣品治。率三千衆。屯荊萩野。遣田中臣足麻呂。令守倉歷道。

辛卯は二日なり○紀臣阿閉麻呂。下卷に在伊賀國紀臣阿閉麻呂とあり。下文に東道將軍と見ゆ。三年紀に卒れるよし見えたり○置始連菟。この氏孝徳紀に出。續紀天平寶字元年十二月の下に。宇佐支か壬申功田五町。中功合傳二世と見え。また靈龜二年四月癸丑。壬申功臣子賜田の中に。贈小錦上置始連宇佐佐息。正八位下蟲麻呂。みえたり○伊勢大山。上にもみゆ。鈴鹿山なり。但しこゝなるは。其山つゞきの鹿太越なり。今も其處を越て。伊賀を経て。大和に入る道あり○向倭。此は前に撰衆中

之英俊。爲別將及軍監。初向乃樂。とありて。亦此阿閉麻呂等をして。大和の方より來らむ近江方の軍を塞へつ。吹負等と力を戮せて。大和を治めしめ給へるなり。かくて四日に大和にて。吹負か近江方軍に敗られて逃たる時。墨坂にて菟か軍の至れるに逢たる事。下に見ゆ。書首根麻呂。信友云。此人は吉野宮を發給へるとき。御供の中に見えたる舍人なり。近頃大和國宇多那八瀧村にて。掘出せる墓誌に。壬申年將軍左衛士督正四位上文禰麻呂忌寸。慶雲四年歲次丁未九月二十一日卒。とあり。壬申年將軍と誌せるは。上文に撰衆中之英俊。爲別將及軍監。と見えたる。別將になされたりけるを譽として。子孫の壬申年將軍とは書るなるへし。此餘位署銘文の事など。おのれ別に勘たるものあり。と云り。○入近江とは。專大津をさして。軍を進め給へるなり。○以赤色著衣上。通證云。荒井氏曰。此後世笠標之所由起也。とあり。信友云。衣の上に戎字脱たりげなり。はるか後世の軍に。鎧に笠符袖符などして着る事のあるは。おのつから合へり。當昔はかり御慮を用ひ給へること。なへてならぬ御事なり。萬葉集に載たる。柿本人麻呂の。此度の御軍の狀をよめる歌に。春野燒火の。風の共靡ること。とよめるも。この戎衣上の。赤色の徽識なるへき事決し。なほ其歌は。下に引いていふへき事あり。と云り。○別命多臣云々。品治は。上文に見えたる。倭に向ふへく命せ給へる軍將の中の一人なるを。更に別に選すくりて。荊萩野に屯させ給へるなり。この地の事は既に云り。○令守倉廩道。近江國甲賀郡藏部郷久良布と。和名抄にあれど。それにあらず。荊萩野。倉廩。共に伊賀國ならては地理叶はず。

或傳に。近江甲賀郡に屬。今伊賀國甲賀郡とあり。上栢植の内也。倉部村とてある處なり。近江の境に近しと云り。よくたつねへし。信友云。此伊賀をば。ことに御心許なく。おもほせるか故なるへし。と云り。さるることなり。

時近江命山部王。蘇賀臣果安。巨勢臣比等。率數萬衆。將襲不破。而軍于犬上川濱。山部王。爲蘇賀臣果安。巨勢臣比等。見殺。由是亂。以軍不進。乃蘇賀臣果安。自犬上返。刺頸而死。

近江。信友云。ことに近江とあるは。前文の例にては。近江朝廷。また近江朝など書さるへきを。たゞに近江とあるはいかゞなれば。朝廷などの字の脱たるにかとおもはるれど。下文にも近江放精兵云々ともあれば。脱たるにはあらず。と云り。○山部王。上に見えたり。次に反心の機あらはれて。殺され給ふ。そこに云。蘇賀臣果安は。御史大夫なり。既に出。軍中にて自死したる事次にみゆ。軍畢りて後子某流さる。○巨勢臣比等も。御史大夫なり。既に出。軍畢りてのち。子某孫某共に流さる。○犬上川。帝王編年記に。大友皇子率數萬兵。軍犬上川。自注に近江國犬上郡とあり。萬葉に狗上之鳥籠山。和抄に近江國犬上郡見えたり。江左三郡録と云書に。今の高宮川。即犬上川なりと云り。また或説に。今里人は多賀社の北を流る。川を。犬上川なりと云り。よく尋ぬへし。○山部王云々見殺。信友云。按に山部王は。此軍將に任され給へりしなるへし。殺され給へる故は。此にて心變して。吉野方にならむ

と爲給へる事の顯はれたるなるへし。其を六月二十五日の夜半。伊勢の三重わたりにて。鈴鹿關司の。山部王石川王來歸之。故置關。と吉野に告せるによりて。敵に遣はしたるに。其二王たちにはおはさて。大津皇子にておはしけるよじ見えたり。其實は山部王石川王の。従はむとて來り給へるか。關外に待給へる間。障る事などの出來て。立還り給へるに。さしちかひて。大津皇子の參り給へるなるへし。然らずは關司のさはかりの違を。告申すへきにはあるへからず。かくて山部王。もとより吉野方に心よせおはしけるによりて。此とき反伐し給はむの機ありけるによりて。討れ給へるなるへし。さて石川王も。はやく吉野方になりて。功しかりしときこえたり。八年紀に。吉備大宰石川王。病之薨。於吉備。天皇聞之。大哀。則降大恩云々。贈諸王二位。と見えたるを思ひ合すへし。と云へり。○栗安臣云々。刺頸而死。又云。栗安臣。軍將山部王を誅したるによりて。軍人驚動亂れて進まず。故栗安其功なき事を恥て。返りて自死たるなるへし。比等はいふかひなくなるとに在けるか。後に配流の刑に行はれたること。下文にみゆ。と云り。

是時近江將軍羽田公矢國。其子大人等。率己族來降。因授斧鉞。拜將軍。即北入越。

羽田公矢國。姓氏錄左京皇別。八多真人。出自諡應神皇子。稚野毛二侯王。記に。若野毛二侯王。娶其

母弟百師木伊呂辨。亦名弟日賣真若比賣命。生子大郎子。亦名意富々杼王云々。意富々杼王者。波多君之祖也。とあり。十二年紀に。十月羽田公賜姓曰真人。續後紀承和四年六月。敕位正六位上八多真人清雄曾。姓氏錄所載。姓氏錄には。刊改られし。故下卷には。羽田真人八國とあり。朱鳥元年紀三月丙午に。卒られたるよじ見ゆ。○と見えて。其事見えす。拜將軍は。矢國を云なり。○入越。信友云。直に麾下には置給はず。矢國が大津朝の將軍なりとを。耻かしめ給はず。更に將軍に拜して。越を治めに遣はしたるは。遠き御慮つかひなるへし。越は今の越前。越中。越後より。なほひろくかけたる。古の總名ながら。此時なるは越前をさして入らしめ給へるなり。なほ下に。矢國が出雲臣。狗ととも。三尾城を攻降せる下に論ふへし。と云り。

先是。近江放精兵。忽衝玉倉部邑。則遣出雲臣狗。擊追之。

玉倉部は。記景行段に。到玉倉部之清水。以息坐之時。御心稍寤。故號其清水。謂居寤清水也。とあり。今の美濃國不破郡垂井驛なり。其說既に景行紀に云り。不破の行宮に遠からぬ地なり。○出雲臣狗は。續紀大寶二年八月。授出雲狗從五位下とあり。さて同年九月。出雲狗賜臣姓。とあるは同人か。おほつかなし。○擊追之。こゝに通考すへき事あり。さるは下文に。大和にての事を。初將軍吹負向乃樂。至稗田之日。有人曰。自河内。軍多至。則遣坂本臣財。長尾直真墨。倉橋直麻呂。民直小鮪。谷直根麻呂。率三百軍士。距於龍田。復遣佐味君少麻呂。率數百人。屯大坂。遣鴨君蝦夷。率數百人。守石

手道。是日坂本臣財等。次于平石野。時聞近江軍在高安城。而發之。乃近江軍知財等來。以悉焚稅倉。皆散亡。仍宿城中。會明臨見西方。自大津丹比兩道。軍衆多至。顯見旗幟。有人曰。近江將壹伎史韓國之師也。財等自高安城降。以渡衛我河。與韓國戰于河西。財等衆少不能距。先是遣紀臣大音。令守權坂道。於是財等退。權坂。而居大音之營。是時河內國司守來目臣鹽籠。有歸於不破宮之情。以集軍衆。爰韓國到之。密聞其謀。而將殺鹽籠。鹽籠知事漏。乃自死焉。とある二百六十一字は。此日二の事なり。通考すへし。

壬辰。將軍吹負屯于乃樂山上。時荒田尾直赤麻呂。啓將軍曰。古京是本營處也。宜固守。將軍從之。則遣赤麻呂。忌部首子人。令戍古京。於是赤麻呂等。詣古京。而解取道路橋板。作楯堅於京邊。以守之。癸巳。將軍吹負。與近江將大野君果安。戰于乃樂山。爲果安所敗。軍卒悉走。將軍吹負僅得脫身。於是果安追至八口岳。而視京。每街堅楯。疑有伏兵。乃稍引還之。

壬辰は三日なり。是より大和國にての事なり。○荒田尾直赤麻呂。中臣本秘閣本。赤麻呂の赤を明に作

る。次も同じ。下文に荒田尾直赤麻呂と云あり。同人なるへし。姓氏錄和泉皇別。荒田尾直。高魂命五世孫。劔根命之後也。十年紀四月。荒田能麻呂一に荒田尾直に作る。賜姓曰連。とあり。氏族志云。按除自大成鈔。鳥羽帝時。有讚岐少目荒田宿禰藤。未詳何族。と云り。○古京。飛鳥岡本宮なり。○宜固守。本に固を國に誤る。今秘閣本中臣本考本小寺本に據る。○忌部首子人。十年紀に子首の子を脱したり。其は續紀二三四五六等に。忌部宿禰子首とあるにてしられたり。さて續紀養老三年壬七月。散位從四位上忌部宿禰子人卒とあり。さて此人の事重胤云。壬申の役に功有し事は。御紀に遣赤麻呂忌部首子人。令戍古京とありて。荒田尾直赤麻呂と共に。飛鳥の舊都を成れる也。續紀大寶元年六月。正五位上忌部宿禰色布知卒。詔贈從四位上。以壬申年功也。と有るは。子人が弟なり。兄子人も。其二年三月。從五位下忌部宿禰子首。進位一階。と有て。從五位上に任されたるより。次々養老二年正月。詔授從四位下。癸巳。四日なり。○大野君果安。姓氏錄右京皇別。大野朝臣。豐城入彦命四世孫。大荒田別命之後也。日本紀合。十三年紀十一月。大野君賜姓曰朝臣。とあり。さて果安は何國の人なるにか。未考へす。近江朝にて。將軍に拜されて下されたる事も。上に見えず。續紀天平十四年十一月。參議從三位大野朝臣東人薨。飛鳥朝糺職大夫直廣四果安子也。とあり。陸奥國多賀城神に。按察使兼鎮守將軍。從四位上勳四等大野朝臣東人。又大野東人。天御中主尊十世孫。天照神命之後也。據此則神別也。非皇別也。と云り。これは大野東人。又御手代東人。と名の異なるを一人としたる誤なり。御手代氏は神別なれど。大野氏に神別なるはあらず。○八口岳。詳ならず。さ

れと古京近くの地なることは明らかし。舒明紀に入口采女館女あり。これも何郡なるや詳ならず。さて此八口を。古本には八田とあるに就て。集解に八田在城下郡といひ。信友は。和名抄に大和國添下郡の郷に見ゆ。萬葉集の歌に。八田の野ともよめり。今も矢田村と云ふがありて。矢田寺と云もありと云る。共に非なり。城下郡にては。古京は視るへからず。まして添下郡にては甚く隔たれり。かにかくに。古京近きあたりの岳ならては叶はず。さて本に岳を企に作れり。今京極本に據る。考本には岡とあり○京は。上に所謂倭古京にて。本營の處なり○稍引還之。ここに下文入れて見なへし。それも大和にての事にて。近江軍當諸道多至。即並不能相戰。以解退。是日。將軍吹負。爲近江所敗。以獨率一二騎走之。逃于墨坂。逢菟軍至。更還屯金網井。而招聚散卒。於是聞近江軍至。自大坂道。而將軍引軍如西。到當麻衝。與壹岐史韓國軍。戰葦池側云々。則近江軍悉走之云々。將軍更還本營。時東師頻多臻。則分軍各當上中下道而屯之。唯將軍吹負。親當中道。於是近江將犬養連五十君。自中道至之。留村屋。而遣副將廬井造鯨。率二百精兵。衝將軍營云々。鯨軍不能進。是日。三輪君高市麻呂。置始連菟。當上道。戰于箸陵。大破近江軍。而乘勝兼斷鯨軍之後。鯨軍悉解走。多殺士卒云々。自此以後。近江軍不至。とあり。信友云。これ四日の事にて此日に當れり。又件の次の文に。先是。軍金網井之時。とありて。高市牟佐村屋の三神。吉野方の軍を守護給へる由の教言ありて。即其驗ありし事をも記されたり。これら略に廻らして知へし。と云れたり。さて是まで大和にての事

なり。

甲午。近江別將田邊小隅。越鹿深山。而卷幟抱鼓。詣于倉歷。以夜半。之。衝梅穿城。劇入營中。則畏己。率與足麻侶衆難別。以每人令言金。仍拔刀而毆之。非言金乃斬耳。於是足摩侶衆悉亂之。事忽起。不知所爲。唯足摩侶聰知之。獨言金以僅得免。乙未。小隅亦進。欲襲荊萩野營。而忽到。爰將軍多臣品治遮之。以精兵追擊之。小隅獨免走焉。以後遂復不來也。

甲午。五日なり○別將。信友校本には。一本別を副ともあり。と云り。中臣本の訓。スケノイクサノキミとあれば。それもあしからず○田邊小隅。田邊史。雄略紀に出○鹿深山。本に鹿を麻に作る。今中臣本考本に據る○抱鼓。本に抱を拖に作るに就て。曳也と注せるは非なり。今は京極本中臣本に據る○詣于倉歷。上に遣田中臣足麻呂。令守倉歷道。と見えたり○衝梅。私記に梅與杖同とあり。口木なり○營中。足麻呂か營なり○令言金。通證云。所謂暗號也。と云り。後世に夜撃の合言と云り○乙未。六日なり○荊萩野。上文に命多臣品治。率二千衆。屯荊萩野營。とあり○忽到。中臣本忽を急に

作る○將軍多臣品治。信友云。品治既に將軍に拜されたりと云。但し此紀の文法。たゞの隊長をも將軍と書るにかと。おもはるゝところあり。と云り。

丙申。男依等。與近江軍。戰息長。橫河破之。斬其將境部連藥。戊戌。男依等。討近江將秦友足於鳥籠山。斬之。

丙申。七日なり。去に二日より今日まで。連日事あり。さて扶桑略記に。以下辛亥に至るまで。六日丙申。八日戊戌。十二日壬寅。二十一日辛亥に作れり。望之云。按に六日より二十一日に至るまで。皆一日を差へり。是は皇圓の謬にて。傳寫の誤にあらず。と云り○男依等。上文二日條に。男依等自不破出。直入近江。とあり○戰息長橫河。扶桑略記に。途戰云々とあり。息長橫河は。諸陵式に息長墓在近江國坂田郡。續紀に従不破發。至坂田郡橫川頓宮。兵部式に橫川驛みえたり。信友云。息長は大名の地ときこゆ。更科日記に。不破の關。阿曇の山など越て。近江國おきながと云人の家にやどりて云々。とあり。萬葉十三。また二十にも。此地を見えたり。仙覺が萬葉釋に。息長は坂田郡穴郷の内にありと云り。和名抄に阿那とあり。東大寺古文書に。近江國坂田庄息長村ともあり。息長川は。今官道醒井番場驛の間に能登瀬村あり。のせ川と云もあり。湖の出口にては。天の川とも淺つま川とも云。其川なり。今も米原驛の遠からざる所に。つくま村ありと云り。これ萬葉十三の。師名立都久麻左野方。息長之遠智能小首。とあるにあへり○境部連藥。齊明紀に坂合部連藥とあり○戊戌。九日なり○鳥籠

山。近江國犬上郡にあり。萬葉集に。狗上之鳥籠山と詠り。兵部式に鳥籠驛あり。

是日。東道將軍紀臣阿閉麻呂等。聞倭京將軍大伴連吹負。爲近江所敗。則分軍。以遣置始連菟。率千餘騎。而急馳倭京。壬寅。男依等。戰于安河濱。大破。則獲社戶臣大口。土師連千島。丙午。討栗太軍。追之。辛亥。男依等到瀨田。

是日。尙九日にて。是より大和の事に係れり○東道將軍云々。上文二日條に。遣紀臣阿閉麻呂云々。自伊勢大山越之向倭。とある軍將四人の中なり。此文にて將軍なること知られたり。信友云。東道は。もし南道の寫誤にはあらぬか。近江より大和は南に當れり。と云り。按に近江より東方伊勢を経。倭に向ひしか故に。東道と云るなり。南道かと云るは非なり○吹負爲近江所敗。去し四日。於乃樂山。爲果安所敗。とあるこれなり○急馳倭京。菟も阿閉麻呂と共に。去二日向倭とある軍將の一人なり。信友云。此文の趣を考るに。阿閉麻呂等。いまた大和に行着る途にて。吹負が敗を聞て。まつ菟を急ぎ遣りて。救はしめたるなり。二日より今日まで。中間六日なり。さて此八日九日の頃より。十三四日の頃までの事なるべし。下文に。大和にて吹負が軍敗れて。墨坂まで走たる事の次

の文に。遇逢菟軍至とありて。また合戦の事見えたり。さて吹負定倭地。二十二日に大坂を越て往難波とあり。と云り○壬寅。十三日なり。これより又近江の事なり○安河濱。和名抄近江國野州郡。萬葉集に安河とありて。今もかくれなし。野州村と云もあり○社戸臣大口。此氏は阿倍臣と同祖なり。孝徳紀に。阿部渠會倍臣の下に注り○獲は生獲なり○丙午。十七日なり○討粟太軍。和名抄近江國栗太郡久留毛止。さてこの軍の事。記されさま疎なり。そのかみも詳ならさりけん○辛亥。二十二日なり○瀬田。栗太郡なり。此地の事今も隠なし。上にもしはく出たり。さて此までの御軍の御事を。古事記序に。皇輿忽駕。凌渡山川。六師雷震。三軍電逝。と作り。

時大友皇子。及群臣等。共營於橋西。而大成陣。不見其後。旗幟蔽野。埃塵連天。鉦鼓之聲聞數十里。列弩亂發。矢下如雨。其將智尊率精兵。以先鋒距之。仍切斷橋中。須容三丈。置一長板。設有蹋板度者。乃引板將墮。是以不得進襲。於是勇敢士。曰大分君稚臣。則棄長矛。以重擐甲。拔刀急蹈板度之。便斷著板網。以被矢入陣。衆悉亂而散走之。不可禁。將軍智尊。拔刀斬退者。而不能止。因以斬智尊於橋邊。

群臣等。略記云。亦率數萬兵。とあり○營於橋西。勢田橋なり。續紀二十五に。至近江燒勢田橋。とあり○列弩。和名抄弩於保由美。大弓の義なり○智尊。略記に。粟津朝廷大將軍智尊とあり。通證に。釋音讀。不舉姓氏。未審。と云れたるか如し○大分君稚臣云々。八年紀云。大分君稚臣卒。當壬申年大役。爲先鋒之。破瀬田營。由是功。贈外小錦上位。とあり○將軍智尊。本に將を時に誤る。今中臣本考本其他の本に依る○斬智尊於橋邊。橋邊は瀬田の橋の西邊なり。按に此記されたる趣は。稚臣か一人勇敢て橋を度りて。陣に入たるによりて。大成陣云々とある官軍の。悉亂れて。散走りたる如くにて。事實とほりて聞えかたし。入陣の下に。男依等か軍衆勢を得て。悉橋を度りて。衝入たる由の文の脱たりげなり。さて其大に戦たるは。粟津原なるへし。下文に粟津岳。また粟津市と。逼進めるをもおもふへし。さて又今按ふに。此時にのぞみて。橋中を切斷たる儲。あまりに拙きに似たり。然るは如此ものじおきて。川を隔て挑ほとに。豫て官軍の援來りて。吉野方の後より。襲ふべき約ありて。其を待つて。前後より攻撃へき謀なりけるか。事たかひて。あへなく御軍の破れたるにやありけむ。さて上文の二日に。遣村國連男依。書首根麻呂。和珥部臣君手。膽香瓦臣安倍。率數萬衆。自不破出。直入近江。恐其衆與近江師難別。以赤色著衣上。七日に。男依等與近江軍。戰息長橫河云々。九日に。男依等討近江將秦友足於鳥籠山。斬之。と見えて。男依等不破より出て。近江に入ある。これなり。不破より横河に入る次は。續紀天平十二年の下に。從不破發。至坂田郡横川頓宮。

と見えたるをおもふへし。かくて今按に。二日に高市皇子和麿を發て。不破より入來れる男依等を率
 おはして。此瀬田の軍をもせさせ給へるなるへし。萬葉集に。高市皇子の殯宮にて。人麻呂かよめる
 長歌のつゞきに。大御身に大刀取佩し。大御手に弓執持たし。御軍士を誘ひ給ひ。調ふる鼓の音は。
 雷の聲と聞きて。吹響せる笛之音は。敵見たる虎か叫吼ると。諸人の脅るまでに。指擧たる幡の靡は。
 冬隠り春野焼火の。風の共靡ける如く。取持てる弓弭のさわき。眞雪ふる冬の林に。風かもしまきわ
 たる。諸人の見惑ふまでに。引放つ箭の繁けく。大雪の亂れて來れ。服はず立向ひしも。露霜の消
 なほ消ぬへく。行鳥の相競ふ間に。渡會の齋宮ゆ。神風にいふき感し。天雲を日のめも見せず。常
 間に覆ひたまひて。定めてし瑞穗國を。神なからふとこきまじて。安みじく吾天皇の。天下政したま
 へは云々。とあるは。決く此瀬田の御軍のさまを。よめりこそきこえたる。さて其處は。上に考へて
 いへる如く。粟津原なるへし。粟津も瀬田の内なり。かくて此の紀の文に。旗幟蔽野。埃塵連天。鉦鼓
 之聲聞數十里。列聲亂發。矢下如雨と記されたるも。當時の記文の趣なるへし。件の歌詞にもよく合
 ひて聞ゆ。但し件の文の中。鉦鼓より如雨と云るまでは。後漢書光武紀なると同じければ。其文によ
 られたるにてもあるへけれど。實に其時の狀の然ありしなるへき事。歌詞にも思ひ合すへし。又幡の
 靡きを。春野焼く火にたとへたるは。古事記序に。此御軍のさまを贊たる文に。杖矛舉威。猛士烟起。
 絳旗耀兵。凶徒瓦解。と作るに符へり。絳旗は赤旗なり。赤旗兵士を耀して。殊に勢を益して見えたる

さまを云るなり。さて其絳旗を。赤旗なりと云る證は。新撰字鏡の原本に。絳古向反。絳。大赤也。と注
 じ。また續疾陵反。平旌也。麾也。旌麾。二字繪也。と注せるを合せて。その義明なり。この二字の義。今
 ある漢土の字書ともに。然はかり詳かに通ゆる注は。いまた見及はず。但し絳を説文に大赤也と注し。
 類聚名義抄に。アケまたアカイロと訓り。かくて此紀には。上文に見えたることく。以赤色著衣上。
 とあるは。かたへを記されて。旗のかたにはおよはさりつるなり。まことは旗も微熾も。赤色を用給
 ひたりけるを。その指擧たる赤旗に。數多の兵士の戎衣の赤微熾の。耀きあひて。競ひ進めるか。春
 野焼く火の風に靡きて。燃るかことく。然こそは見えわたりけんかし。太平記武野野合戦の條に。先陣は平一揆
 野焼く火の風に靡きて。燃るかことく。然こそは見えわたりけんかし。三萬餘騎。小手の袋四輪。符に至るま
 て。皆赤かりければ。殊更耀きて。さて渡會の齋宮の神の神風の事は。紀には載られず。此とき御軍の動し
 見ゆる。といへる事も見えたり。と云れたるはいと
 さありさま。また其神風の畏かりし事。此人靡の歌にて。まさめに見るこちす。と云れたるはいと
 委し。

則大友皇子。左右大臣等。僅身免以逃之。男依等即軍于粟津岡下。是日。
 羽田公矢國。出雲臣狛。合共攻三尾城。降之。壬子。男依等。斬近江將太
 養連五十君。及谷直鹽手於粟津市。於是大友皇子。走無所入。乃還隱山
 前。以自縊焉。時左右大臣。及群臣皆散亡。唯物部連麻呂。且二一人從

之。

粟津岡下。粟津は。續紀聖武卷に。幸近江國云々。次三津頓宮。と見えたり。勢田橋の西方なり。壽永三年木曾義仲の誅れたる所にて。今も志賀郡にかくれなし。源平盛衰記に。その事を記せる所に。粟津岡と見ゆ。○是日。尙二十二日なり。○攻三尾城降之。三尾は近江高島郡なり。繼體紀に出。此三尾城將の名見えす。さて矢國が事は。前の二日の下に。近江將軍羽田矢國。其子大人等。率三族來降。因授三斧鉞。拜將軍。即北入越。と見えたるか。こゝに来れるなり。さるは上に論へる如き御意おきてにて。越前の方を。事狀にしたかひて治しめ。愛發の關路を開きて。ゆくりなく高嶋に襲入て。狛と共に三尾城を攻伐せ給へるなるへし。去二日より十一箇日に當れり。日ころもかなひてきゆ。さて下文に。是日に立かへりて。辛亥二日將軍吹負既定倭地。便越大坂往難波。以餘別將軍等。各自三道進。至于山前屯河南。將軍吹負留難波小郡。而仰以西諸國司等。令進管鑰鑰傳印。とあり。此に回して見るときは。事狀よく通りてきゆ。○壬子。二十三日なり。○大養連五十君。孝德紀に見ゆ。扶桑略記に。近江犬上五十君とあるは。誤なるへし。○谷直鹽手。姓氏錄山城國諸藩。谷直。漢師建王之後也。とあり。氏族志云。文部谷氏系出山木。有宿禰姓。有忌寸姓。坂上系引姓氏錄。宿禰姓。續紀。有直姓。三代桓武帝時。文部谷忌寸改賜宿禰。續清和帝時。山城乙訓郡人。內膳典膳文部谷直平麻呂等。改貫左京。三代實錄。

又有谷宿。谷忌寸。谷直姓。宿禰貫于右京。系出都賀四世孫宇志直。貫于山城。出漢師建王。姓氏錄。日本。按坂上系圖引姓氏錄云。谷宿禰出自山木。據此谷宿禰與文部谷氏。同出宇志。蓋山木之後也。師建王不詳所出。以其爲漢族。故序于此。とあり。この坂上系圖は。今の姓氏錄になき文なり。○走無所入。按に此時近江京都は。兵火に罹りしものなるへし。燒失のことは史に見えねども。懷風藻に。時經亂離。悉從煨燼。とあるにて。こかしられたり。萬葉一。人衆の過近江京都。時歌に。大宮者此間等離。大宮者此間等離。春草之茂。生有。霞立春日之輝。百種城之大宮。見者悲毛。とあるも。たゞに荒たるのみならず。宮殿の見えぬまなるは。火に罹りし證とすへし。 されは今は走りて入給ふへき所なきなり。○還隱山前。廟陵記に。山前長等山之山前也とありて。今の三井寺の地なること。次々に云へし。さるは信友云。此地は下文に。別將軍云々。進至于山前。屯河南。とも見えたることにて。其は滋賀郡長等山の山前にて。當昔の一區の名なりしなるへし。唱は也末樹皮なるへし。佐伎に前字を用いたる事。古書に例多し。此地字治拾遺物語には。山前と稱り。 かくて其山前は。天皇皇子におはしましける時の。家地なりけるか。御軍の敗に堪たまはて。其地に還り隱ひ坐まして。遂にゆきしき御事のありしなり。其期に。天皇皇子與多王に遣。詔たまひけるによりて。其地を陵所として葬奉り。また後公家に奏して。其地に園城寺を建立。またもこの家地を捨て。寺用に宛賜はり。與多王は王號を避て。大友氏と稱て。其寺の主持となりて仕奉り。則ち氏寺と稱て。子孫に傳へたりける間に。御寺の字を御井寺とも呼てありけるを。御井寺後に智證か三井寺と書改たるなり。中古今和歌集目錄。大友黑主傳の條に。皇代記云。天武天皇甲戌。大友太政大臣之子。與多大臣家地。造御井寺。依父遺誠。

建立^{スト}云々。金堂内陣柱記云。今年甲戌。右大臣大友與多等。建立此伽藍^{トイハ}云々。過^{コソ}康平年中見出之。ごあり。東寺に藏る古文書ともの中に。康平二年^{己亥}八月十八日。作者大學頭定範朝臣と標題せる。園城寺龍華會縁起に。先祖大友與多。奉^ニ爲天智天皇。所^ニ建立一也。本是太政大臣之家地也。ごあり。^中さてまた與多は。天皇の第二の皇子にて。他書共に與多王。またた^ニに與多とも記せり。さて此御寺造^{ツク}營らしめ給へる來由は。上に擧たる金堂内陣柱記。皇代記のほかにも。扶桑略記天武天皇十五年の下に。是歳大友太政大臣子。與多大臣家地。建^ニ御井寺。今三井寺是也。依^ニ父遺誠。建^ニ立之。注に私云。若天皇崩後建^ニ立之。歟。可^レ考。ご記し。^{年中行事秘抄にも。此本文の如く記せり。皇代記には。濫觴抄にも十五年の事として記上に引たる如く。天武天皇三年として。如此記せり。}元亨釋書に。園城寺者。大友與多所^レ建也云々。大臣薨。其子與多承^ニ顧命。奏^ニ天武帝一創之。元是大師之家基也。水鏡にも。天武天皇段に。十五年と申すに。朱鳥元年と年號をかへられにき。同年大友皇子の御子與多王。父ののたまひ置しによりて。三井寺をつくり給ひしなり。ご記されたり。今つら^レ當昔の事狀を考わたすに。天皇大御身つから崩給はむごしたまへる。いまはの期に。與多王を召て。太子におはし^レましける時の。この山前の家地に。寺を建立へきよしを。遺詔^{ハクニ}給ひたりしなり。さて然遺詔給へる趣を。畏くも思遺奉るに。崩給ひたる御骸を。やかて其家地に葬奉り。後によきに計らひまをして。其處に寺を建立て。與多王に司^{コト}り奉仕らしめて。御靈の鎮坐す處ごしたまはんと成へし。^中略かくて其御井寺建られたる處。すなはち謂ゆる太政大臣之家地にて。天皇皇子にまじ^レく

る時の宮地なり。其ころ長等山の山前なれば。そのかみ山前といへるは。決して此地なるへし。紀に乃還^ニ山前云々と記されたるは。軍場より山前の故宮に還り隠ひ坐して。遂に崩給へる由なれば。此地にて御事ありしこと明かなり。^{紹運要略には。於^ニ近江國栗津。自密とあり。この栗津は今昔物語集に。天智天皇の栗津郡と云へるをいふに。いし^レへ栗津は。大津までかけたる大名にも呼て。然も語傳たるにて。所}の違へるにはある。さて扶桑略記水鏡には。此山前に還給へるごを。二十二日^辛の事として。明る二十三日^壬御事ありし由記せるは。委^キき傳にて。別に正しき書によれるにぞあるへき。^{但し水鏡印本に。二十}二日^壬なり。今一古寫本に據りて云ふ。山前の地の事を。合川土着云。今三井寺より。や東の湖邊に。山上といふ里あり。山前の説るならんか。と云れど。地理合はされは踏ひかたし。山前は長等山の山前にて。今の三井寺の地に合へり。山上も古き地名ならむには。山前に相對ひたることき地名なりけん。かくて山前の地名は。三井寺の時めく世となりて。自ら廢たるにやあらん。二十二日^辛別將軍等。各自^ニ道進至^ニ山前。屯^ニ河南。ご記されたるは。そのかみ三井寺の前を。北より南さまに流れたる河の在けむを。其向に屯み居りて。逼め奉れるなり。故堪へたまはずして。還りて山前の宮に隱坐まして。あくる二十三日^壬になりて。遂に御事ありしなり。^{かくて。別將軍等か逼め奉れる趣も。御事ありし御ありと。よく通りてごゆるかし。あなかし。ご}さてその山前の河は。今それならんごたにおもはるゝ處もあらずとぞ。されど古ありし川の。後世には濁せはてたる。また古と後ごいたく革りたるなご。諸國に多かる例なれば。山前なるも既く濁せはてと。知られずなりしなるへし。^{なほ其わたりの郷人などをかたらし。よ}く探案へ。されど今ごころみに云は^レ。今時山上^{イハ}といへる處の北に。湖に入る川のあるを。そのかみ山前宮の前面に廻して。北より南さまに鑿通し。湖に入^オじて。宮地の結構とせられたりしにもやありけむ。さて又通證に。三井寺號^ニ長等山。在^ニ滋賀郡。金堂内陣柱記曰。天武天皇十五年丙戌。大友與多麻呂。建^ニ

立此御蓋。與多麻呂大友皇子之第五男也。見當寺傳記。と注せり。この柱記の文。上に引たる古今集目錄に載たる皇代記なること。事は同くて文の異なるは。彼もともに要を採て記せるにかともおもはるれど。御寺建立の事を。彼は天武三年甲戌と記し。此は十五年丙戌と云ひて。其年のたかひて聞ゆるは。彼は造寺の經始をいひ。此は造畢たる年を以。記せるなりと云り。なほこの園城寺の事。委く云れたれど。ここに要なき事ははふけり。本書に附て見るへし。
山前の事。其後の書に見えたるは。香聞日記。永享四年二月十六日。去十日夜山前南庄於。石馬寺と申在所。南藏房と申もの云々。三月七日云々。自山前一夜前飛脚馳參。定直同參。南庄寺觀音寺山相論事云々。などあり。此はここの山前か。又別處か考へし。序に記す。 ○自經焉。扶桑略記には。たゞ自害と記し奉り。御年二十五。懷風藻云。皇子博學多通。有文武材幹云々。廣延學士。云々等以爲賓客。太子天性明悟。雅愛博古。下筆成章。出言爲論。議者難其洪學。未幾文藻日新。とあり。この天皇韓人を愛し。漢風を好みまじして。天帝には甚く寵せられまじしけん。されど今昔物語に記せるを見れば。皇子田獵を好み。猪鹿を殺すを事とし給ひ。常に御身に弓箭を帶ひ。軍士を率て。山に入て獸を狩給ふなど。御性柔仁の方には遠くまじしけん。信友云。今近江の粟津の南。勢田橋の西さまに。鳥井川村といふ處に。御靈社とて在るを。大友皇子を祭れるなりと云傳へたりとぞ。其わたりは。大じき御軍場にて。大友天皇大御みつかから屯し給へる。御迹處なるへければ。そのかみ土人の畏みいそほしき奉りて。御靈を鎮め祭りたるなるへし。此天皇の御事を。さらに土人に云ひ聞せて。なほさりに思奉るまじき由を。示しおかまほしき事にこそ。と云り。さて此天皇の御陵は。地名は右に云る山前にて。

別所村にあり。後書一覽。滋賀郡別所村。 塚字龜つかと稱す。元は三井寺山内の地なりとぞ。さて其地は天皇崩給ひにければ。與多王はからひたまひて。まつ御骸を其地に葬奉りおきて。天武天皇の御世となりての三年におよひて。遺詔の如く其陵地に。園城寺三井寺を創建させて。與多王に司り奉任しめ給へるなり○左右大臣は。蘇我赤兄。中臣金なり○物部連麻呂。姓氏錄左京神別。石上朝臣。神曉速日命之後也。宇麻志麻治命十六世孫。物部連公麻呂。賜物部朝臣姓。改賜石上朝臣姓。此文宇麻志麻治命以下二十九字。舊本に細臣姓。改賜石上朝臣姓。とあるはいかなり。後に石上朝臣とされるは。所謂御姓にて。改姓にあらす。この事は既に藤原氏の下に云り。文字に誤ありげに見えたり。 此人。五年紀七年紀持統紀にもつきく見えて。或は物部と記し。或は石上とも記せり。さて續紀養老元年三月癸卯。左大臣正二位石上朝臣麻呂薨。輔任に年七十八 帝深悼惜焉。爲之罷朝。詔遣式部卿正三位長屋王。左大弁從四位上多治比真人三宅麻呂。就第弔之。贈從一位云々。百姓追慕無不痛惜焉。大臣泊瀬朝倉朝廷大連物部目之後。難波朝術部大華上宇麻呂之子也。とあり○從之とは。散じせず。天皇の御期まで從ひまゐらせしことなり。これを信友が。崩に殉死るなりと云れたるは非なり。麻呂連を見よ。さて下文に立かへりて。癸丑二十諸將軍等。悉會於倭浪。而探捕左右大臣及諸罪人等。乙卯二十將軍等向於不破宮。因以捧大友皇子頭。而獻于營前。とあるを。此に回して。事狀貫りてきこゆ。彼波はもと志賀の地の大名にて。古くより聞えたる處なり。

初將軍吹負向乃樂。至稗田之日。有人曰。自河內軍多至。則遣坂本臣財。長尾直眞墨。倉墻直麻呂。民直小鮪。谷直根麻呂。率三百軍士。距於龍田。復遣佐味君少麻呂。率數百人。屯大坂。遣鴨君蝦夷。率數百人。守石手道。

これより立かへりて。又大和にての事を擧られたり。下文に依りて推上せて考るに。七月庚寅朔に當れり。○稗田は。式添上郡賣太神社。稗田村にあり。今同郡の西。稗田村なり。郡山の近き邊なり。○軍多至は。近江の軍なり。○坂本臣財。此氏雄略紀に出。財二年紀に。大錦上坂本臣卒とあり。此人なり。○長尾直眞墨。此氏本系詳ならず。續紀延暦元年六月。外從五位下長尾忌寸金村爲博士とあり。式大和國葛下郡長尾神社あり。眞墨此後見えす。○倉墻直麻呂。續紀大寶三年五月。倉垣連子人云々。連一本直とあり。慶雲四年正月。棕垣直子人賜姓連。和銅二年正月。棕垣忌寸子人。とあり。六年にもしかあり。忌寸を賜へる。寶龜三年四月。坂上大忌寸苅田麻呂等言云々。先祖阿智使主歸化。詔賜高市郡檜前村。而居焉云々。天平三年。以內藏少屬從八位上藤垣忌寸家麻呂。任少領。とあり。此に依らば此氏は坂上同祖なり。氏族志云。按坂上系圖。引姓氏錄。藤垣氏系出志努子刀禰。又有無姓者。見外記日記。又有姓宿禰者。見除目大成鈔。蓋皆是族也。と云り。姓氏錄。棕垣朝臣。天兒屋根命之後也。とあるは異姓なり。○民直小鮪。六月に出。○龍田は。既に出。龍田

より河内へ越る山路は。今の龍野越なり。これを信友か。今のくらかり峠なるへし。と云るは甚しき非なり。○大坂。此地の事は。紀中をりく出て。既に云り。和名抄大和國葛上郡大坂。記垂仁段に。大坂戸とあるこれなり。八年紀に。初置關龍田山大坂山。と見えたり。古の官道なり。○鴨君。中臣本及本書傍書に。鴨を甘茂に作れり。○石手道。たしかにはあらねど。集解に。按河内志曰。開道岩室越。葛下郡堺至山田郡堺。至山田二十町蓋此。とある。通釋にも。しか云り。まつ叶へるか如し。

是日。坂本臣財等。次于平石野。時聞近江軍在高安城。而發之。乃近江軍知財等來。以悉焚稅倉。皆散亡。仍宿城中。會明。臨見西方。自大津丹比兩道。軍衆多至。顯見旗幟。有人曰。近江將壹伎史韓國之師也。財等自高安城降。以渡衛我河。與韓國戰于河西。財等衆少不能距。先是遣紀臣大音。令守懼坂道。於是財等退懼坂道。而居大音之營。是時。河內國司守來目臣鹽籠。有歸於不破宮之情。以集軍衆。爰韓國到之。密聞其謀。而將殺鹽籠。鹽籠知事漏。乃自死焉。

平石野は。河内志に。平石嶺在平石村上方葛下郡堺。とあり。○高安城。天智紀六年十一月。築倭國高

安城。とあり。此地後に河内國高安郡に入りて。城趾は今服部川の上にと云り。既に出○發之。本に發を登に誤る。今京極本に據る○焚稅倉。本に稅上秋字あるは行なり。今中臣本京極本に據る。さて此稅倉は。天智紀八年に。是冬修高安城。收畿内之田稅。また九年二月に。又修高安城。積穀與鹽。と見えたり。此事の後四年紀に。二月丁酉。天皇幸高安城。とみゆ○仍宿城中。財等か軍士。高安の空城に入て宿れるなり。さて此後續紀大寶元年八月丙寅。廢高安城。云々。とあり○會明。二日辛卯なり○大津は。式に河内國丹比郡大津神社。志に。在丹下宮邑。今稱大宮。とあり。之に依に。大津丹比共に河内國なり。しかるに此大津を。和泉國泉北郡大津浦と爲し者は非なり。また信友は。下文に聞近江軍至自大坂道。而將軍引軍如西。到當麻橋。與壹岐史韓國。戰葦池側。とあると。又高市牟佐二神の教に。自西道二軍將將至云々。と見え。又二神所教の如く。韓國が大坂より來るとあるに依るに。大津とあるは。大坂なるへきを。既く大津と寫誤れるにやあらんと云れたる。更に信かたし。此西方は。高安城の西方なり。將軍引軍如西。また自西道二軍衆將至。とあるは。倭國にての事なり。それを一に見られたるは。いかなる事にか○丹比は。即河内國丹比郡なり○兩道は。高安郡より西方にあたり○壹岐史韓國。此氏舒明紀に出。韓國は。松尾社家系圖に據に。天兒屋根命十八世忍見命。出。其子大富命。母物部。其子十握命。其子若彦。欽明二十八年云々。島主。若彦子磐余。敏達朝。乙等。母紀伊國押押。乙等子韓國。子將云々。と見えたり。然れば此人は。兒屋根命二十三世孫なり○衛我河。河内國志紀郡な

り。記に應神天皇の御陵惠賀之裝伏岡。諸陵式に志紀郡と爲り。雄略紀。顯宗紀。崇峻紀等に此地出たり。此川今は石川とも云ひて。石川郡より北へ流れて。古市郡を経て。志紀郡の東堺を経て。大和川に入る川なり○紀臣大音。この人の傳詳ならず。天智紀に紀大人臣爲御史大夫。とある大人を。信友かオフトと訓て。同人と見られたるは誤なり。此人のことは天智紀に既に云り○令守懼坂道。令を本に合に作るは誤也。今諸本に據て改む。懼坂は萬葉集に。石上乙麻呂。配土佐國時歌。參昇八十氏人乃。手向爲等恐乃坂爾。幣奉云々。吾は追る遠土佐道を。とよめる恐乃坂は。此懼坂にて。大和より河内へ越る坂なるへし。と或人云り。さもあるへし○懼坂道。本に道字脱たり。今釋紀に據る○來目臣鹽籠。此氏孝德紀に出。鹽籠詳ならず○知事漏乃自死。以上二日の事なり。

經一日。中一日を隔てとなり。すなはち癸巳四日なり○以解退。財大音等か戰に堪すして。近江の軍解退たる由と聞ゆ。

經一日。中一日を隔てとなり。すなはち癸巳四日なり○以解退。財大音等か戰に堪すして。近江の軍解退たる由と聞ゆ。

是日。將軍吹負爲近江所敗。以獨率一二騎走之。逮于墨坂。遇逢菟軍至。更還屯金網井。而招聚散卒。於是聞近江軍至。自大坂道。而將

軍引軍如西。到當麻衝。與壹岐史韓國軍戰葦池側。時有勇士來目者。拔刀急馳。直入軍中。騎士繼踵而進之。則近江軍悉走之。追斬甚多。爰將軍令軍中曰。其發兵之元意。非殺百姓。是為元凶。故莫妄殺。於是韓國離軍獨逃也。將軍遙見之。令來目以俾射。然不中。而遂走得免焉。

率一二騎走之。上文に。癸己。將軍吹負與近江將大野君果安。戰于乃樂山。為果安所敗。軍卒悉走。將軍吹負僅得脫身。と見えたる時の事なり。○墨坂。大和宇陀郡なり。神武紀崇神紀に出。此坂。宇陀郡萩原の西にありて。伊賀伊勢へ越る坂路なり。○遇逢菟軍至。去二日。紀臣阿閉麻呂。三輪君子首。置始連菟等。數萬騎を率て。伊勢大山を越て。倭に向ひける途中。九日に。去四日大和にて。吹負が敗軍せる由を聞て。軍を分り。菟三千餘騎を率て。急馳倭京とあるか來れるに逢たるなり。○金網井。詳ならず。桔槔井と云へる井のあるに依りたる地名なるへし。和名抄。桔槔。辨色立成云。桔槔。槌索井也。結高二音。和名加奈豆奈為とあり。今云はねづるへなり。集解に。據下文。蓋高市郡地名。高市郡有飛鳥井。井谷井。遊部井。桑原井。秀泉井。御蔭井等。此時井施鐵索。故有此名耳。と云り。此説然るへし。しかるに信友云。其地は宇陀郡墨坂に近き處と云。ゆ。此

次文に。將軍引軍如西。到當麻衝とあり。方位も叶へり。さて更還屯金網井とあるをおもふに。此處吹負が本營と云えたり。又下文に軍金網井之時云々とて。高市牟狹の二神の著神の事を記されたるは。此時の事なるへし。ことに合考へし。と云れたれど。本營は必高市郡なる古京なるへし。更還とあるも。京にてこそ聞えたれ。墨坂の地は。一時遁れて至りしところなり。二神の著神ありしも。其地の神にしてよく聞えたり。はるかに隔たれる墨坂の事とは見えす。なほ次に云へし。○於是。信友云。此日考かたし。上に遠からぬほとなるへし。と云り。○大坂道。上出。將軍。吹負なり。○當麻衝。和名抄大和國葛下郡當麻郷多以末。正しくは多岐麻といへり。記履中段に。到幸大坂山口。遇一女人。其女人白之。持兵人等。多塞。玆山。自當岐麻道。回應。越幸。とある地理も考合すへし。當麻衝の舊趾は。今葛下郡良福寺村。有衝池。廣三十畝。即衝舊趾。と大和志に云り。○葦池。志云。葛下郡葦田池。在王寺村。廣三百三十餘畝。とあり。よく考ふへし。○來目。姓を脱するか。又名を脱するか。○俾射。俾は行か。

將軍更還本營。時東師頻多臻。則分軍。各當上中下道。而屯之。唯將軍吹負。親當中道。於是近江將犬養連五十君。自中道至之。留村屋。而遣別將廬井造鯨。率二百精兵。衝將軍營。當時麾下軍少。以不能距。

爰有大井寺奴名德麻呂等五人從軍。即德麻呂等爲先鋒。以進射之。鯨軍不能進。

本營は。集解に。按據前文。本營即高市郡岡本。と云る。さることなり。信友はこれを金網井なるへしと云るは非なり。上に云り○東師は。近江の軍なり○上中下道は。大澤清臣云。上津道は。三輪より奈良への街道。中津道は。城下郡藏堂村より北への街道。三宅道と云。今中道と云。下津道は。八木より北への街道なり。と云り。大乘院寺社雜事記。文正元年十一月十三日の下に。上津道防禦事。六方各日罷出云々。仍明日は龍花院番也。と云事見えたり。その比も上つ道の稱はありしなり。今は上街道と云。下つ道は。八木村より北の方二階堂村に至りて。中つ道と一となりて。奈良及郡山に通するなり。さて上中下と定めたるは。高市郡の京より定めたるものと見えたり。これにても金網井は。然るに集解に。下道高市郡といひ。信友は葛下郡當麻の通道なるへきにやと云るは。いづれも推測の説にて。地理に叶はず○大養連五十君は。上に村國連男依か爲に斬らるゝとあれば。こゝは誤なるへし○村屋は。城下郡の地名なり。此自中道云々の事。下文に村屋神若祝曰云々。とある下に注ると。合せ考へし○廣井造鯨。此氏書に見えず。式に近江國栗太郡廣井神社あり。大和志に平群郡五百井村あり。これらの地名によれるか。詳ならず。鯨も詳ならず○將軍營。これも高市郡なり。金網井と云るは非なり

○大井寺。信友云。大井寺詳ならず。按に皇極紀に。百濟大井家とあるを。下文に考合するに。河内國なり。和名抄河内國錦部郡百濟郷あり。今其地に大井村と云ふかありとそ。其地に在ける寺なるへし。敏達紀に宮千百濟大井。とも見ゆ。と云り。

是日。三輪君高市麻呂。置始連菟。當上道。戰于箸陵。大破近江軍。而乘勝兼斷鯨軍之後。鯨軍悉解走。多殺士卒。鯨乘白馬以逃之。馬墮泥田。不能進行。則將軍吹負。謂甲斐勇者曰。其乘白馬者。廬井鯨也。急追以射。於是甲斐勇者馳追之。比及鯨。鯨急鞭馬。馬能拔以出。泥田。即馳之得脫。將軍亦更還本處。而軍之。自此以後。近江軍遂不至。

箸陵は。倭迹々姫命の御陵なり。崇神紀に大市に葬と見えたり。已に出。いま著中村と云。箸御陵の約なり○斷鯨軍之後。信友云。五十君か兵は村屋に留り。鯨は精兵を率て。進て吹負か營に衝入りたれど。徳麻呂等に防かれて。進かねてあるほど。高市麻呂等。上道の軍に勝て。其勢に乗て。中道より至る鯨か後を断て伐ちたるなり。但し其中道より至る由は。下條に見えたり。と云り○甲斐勇者は。甲斐國人にて。姓名のつたはらぬなるへし○本處。上に云る高市郡の本營なり。

先是軍金網井之時。高市郡大領高市縣主許梅。儵忽口閉。而不能言也。三日之後。方著神以言。吾者高市社所居。名事代主神。又牟狹社所居。名生靈神者也。乃顯之曰。於神日本磐余彥天皇之陵。奉馬及種々兵器。便亦言。吾者立皇御孫命之前後。以送奉于不破而還焉。今且立官軍中。而守護之。且言。自西道。軍衆將至之。宜慎也。言訖則醒矣。

高市郡大領。本營近く此大領が住しなるへし。○高市縣主は。記に。天津日子根命者。高市縣主之祖也。姓氏錄右京皇別。高市連。額田部同祖。天津彥根命二世孫。彥伊賀都命之後也。和泉高市縣主。同神十四世孫。建許呂命之後也。○あり。十二年紀十月。高市縣主賜姓曰連。聖武紀。外從五位下高市大國賜連。○高市社所居名事代主神。本に社を社に作る。今秘閣本中臣本釋紀等に因て改む。社とある本に就て。これをモリと訓ることは論なれど。續紀十七に。大神社女を。同二十七日に。大神。毛理實に作れり。高。九雲社など例あれは。社にてもなほモリと訓まん。あしくはあらねど。こはなほ也志呂と訓へし。さて此社は。式高市郡飛鳥坐神社四坐。並名神大月とある。これを。また高市郡御縣坐神事代主神社。舊事紀に。事代主神。坐倭國高市郡高市社。亦曰甘南備飛鳥社。とあるこれなり。此は神壽詞に。賀夜奈流美命能御魂乎。飛鳥乃神奈備爾坐。とある御社にて。主神は。上古は賀夜奈流美命に坐しかとも。後には賀夜奈流美命をは。異處に移

し奉れり。式高市郡加夜奈留美命神社。とあるこれなり。これを帳考に。在栢森村。今稱葛神とあり。さて夫よりしては。飛鳥社は。旨と事代主神を。もとは賀夜奈流美命の。齋奉たりしものと見えたり。かの御縣神は。事代主能御魂乎字奈留美坐とある神なり。同郡なれども高市社とは申さず。この事は神代紀に既に云り。○牟佐社所居名生靈神。神名式高市郡牟佐坐神社。大月次此社今三瀬村にありて。境原天神と稱す云り。さてこの神名。本に生雷とあるを。中臣本考本及釋紀に。生靈とあるに據れり。信友云。其は生産日神と稱すと。おなじ靈にやあらん。然らば生産日神事代主神は。共に式に神祇官に坐。御巫祭神八座の中なり。但し生雷神ならむには。神名式に。遠江國磐田郡に生雷神社。一本には生雷命神社とあり。云り○顯之の訓。阿羅波基登志豆とよむへし。神託を顯はすを云○神日本磐余彥天皇之陵は。畝火山東北陵なり。既に云。信友云。此陵を祭奉るへき事は。上の三神に合せて下に云へし。と云り○奉馬及云々。陵に神馬を献りし故事は。雄略紀にみゆ○立皇御孫命云々。神より天皇を申奉る稱なり。故この神語に。しか申給へるまゝを書せるなり○還焉。天皇の吉野を發給へる頃より。二神其前と後とに立て。不破に營を定め給ふまで。守護り送り奉りて。還り給ひぬとなり。六人部是營云。此天武紀の文に。不て。其後守護し給はるるか如く通ゆれども。附にはあらず。天皇不破に留り坐る後。又其地の産土神に。彼神社の神等の託し給へる故に。御身つからは。本社にかへらせ給へるなるへし。然れども。尙其社に屬坐る異神の中を選みて。送し置給へりしに。は違あるましく。考合さる事あり。○今且立官軍中而。今より且大和わたりの御軍の中に立て。守護り給へる由にて。いとも畏き御事なり。本に而字なし。今中臣本水戸本信友校本に據る○自西道。西道の軍衆とは。近江軍壹岐史韓國か至らむ事を。預に示し給へるなり。下文に見えたり。

故是以便遣許梅。而祭拜御陵。因以奉馬及兵器。又捧幣。而禮祭高市身狹二社之神。然後壹仗史韓國。自大坂來。故時人曰。二社神所教之辭。適是也。又村屋神着祝曰。今自吾社中道。軍衆將至。故宜塞社中道。故未經幾日。廬井造鯨軍。自中道至。時人曰。即神所教之辭是也。

祭拜御陵因以奉馬及云々。此は金網井の營にての事にて。吹負か計らひて。禮祭り幣奉りたりしなり。○然後云々自大坂來。これ前に。自大津丹比兩道。軍衆多至云々。近江將壹仗史韓國之師也。とあること。又上の神教に。且言。自西道。軍衆將至之。とあるに合り。此を信友か。大津は大坂の誤寫なるへき事。上に辨へ注るを。此と考合すへし。と云るは非なり。○村屋神。神名式。城下郡村屋坐彌富都比賣神社。大月次新書。此社今藏堂村と云るに在て。里俗天王と稱す。と通證に云り。○宜塞社中道。信友云。中道は。上に上中下の道とある中道なり。しかるに。こゝに吾社中道と宣へるは。村屋神社は。其中道に當りて在けるに依て。神社の邊より向にて。近江の軍衆を塞へ防くへき由なるへし。と云り。○神所教之辭是也。此は前に大養連五十君は。自中道至之。留村屋云々と見え。また鯨か三輪君高市麻呂等に擊敗られて。走たる事見えたり。共にこの村屋神の教し給ひ護助給へるなり。

軍政既訖。將軍等舉是二神教言。而奏之。即勅登進三神之品。以祠焉。

軍政既訖。此時の亂治りて後の事を。因にこゝに載られたる。これなり。○登進三神之品以祠焉。信友云。二神は。上に見えたる高市牟佐村屋二社の神なり。品を登進とは。當昔の恒例の祭典を更めて。此度の守護の報賽に。其品を登進て祭り給へる由なるへし。當時神に位階を授給へる事は。未あらず。武野云。或人云。神階を進むること。是より以前に見えざれば。是を始むるへき。抑神社に位を授奉るは。幣物を定むるためなるへし。と云り。件の三神の位階の事の。史に見えたるは。三代實錄に。貞觀元年正月。高市の事代主神を。從二位より從一位に。牟佐神村屋神を。共に從五位下より。從五位上に進め給へる由見えたり。但し三神ともに。前々の叙位史ともに記漏されたり。さて此度高市に坐事代主神。牟佐に坐生靈神。村屋に坐彌富都比賣神の。御名を顯はして。ことさらに守護給へる事は。もこより天照大御神の御慮にて。神々相うつなひ給へる上の御計ひなるへければ。あなかしこ。かにかくに議し申すへきにはあらざれど。今こゝに顯はれ給へる三神の由縁を。竊におもひ奉るに。古事記に。大國主神國避のとき。の言に。僕子等百八十神者。即八重事代主神。爲神之御尾前。而仕奉者。遠神者非也。とある條の傳に。此事代主神。渠帥として。諸神の前にたち。後にたちて。天神の御子を守護奉仕らむとなり。天武卷に。高市社に坐事代主神と。牟佐に坐生靈神と二柱。高市縣主許梅に著て。吾者立皇御孫命之前後云々。守護之。と詔へる事をも思合すへし。此神後世まで。神祇官

の八神の列にも入て。祭られ奉給ふも。全天皇の大神を守護奉給ふ由縁なり。こ説はれたる。然る事なり。なほ思ふに。生靈神は。もしくは産靈神の分靈を稱へ奉れる御名にや有らむ。然おもひ奉る由は。彼八神の中の。神産日高御産日二神に次て。玉積産日。生産日。足産日など稱して。祭り奉り給へるは。もより産靈神の靈の功徳を分ち稱へて。祭奉れる上の御名にして。生靈ごしも申すは。もはら人の命の幸くあるへき事を。司り給ふ御靈なれば。然は稱へ奉れるなるへし。三代實録に。貞觀元年正月二十七日。右の八神の中の産日の神たち。五坐相共に。無位より從一位を授奉り給ひ。ほとなく同年二月朔日に。又共に正一位を授奉り給へり。八神の中にて。此産日の五神をすくりて。同等にこそさらに。然ものし給ひたりけるは。産靈の功徳を等しくして。天皇を守護給へるか故なるへき事のおもひ合されてなん。また彌富都比賣神の御上は。神代紀皇孫尊天降の段の一書に。是時歸順之首渠者。大物主神。及事代主神。乃合八十萬神於天高市。帥以昇天。陳其誠款之至。時。高皇產靈尊勅大物主神。汝若以國神爲妻。吾猶謂汝有疏心。故今以吾女三穗津姬。配汝爲妻。宜領八十萬神。永爲皇孫奉護。乃使還降之。と見えたり。これ高皇產靈神。皇孫尊の御爲に。如此計らひ治め給へるにて。すへて此度の神々の御守護の趣に。おもひ合されていと畏し。又神武天皇の御事は。書紀に載られたる古語に。於畝傍之樞原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙搏風於高天之原。而始取天下之天皇。と稱奉りて。現御神の天皇の御始祖と坐し。殊に其大和國の山陵に。御魂の鎮坐ませは。馬兵器等

辛亥。將軍吹負。既定倭地。便越大阪。往難波。以餘別將軍等。各自三道進。至于山前。屯河南。

を奉りて。更に大御世の爲に。軍の利を祈禱奉るへき理なれば。然教し祭らしめ給へるなるへし。さて又此度の高市牟狹村屋の神たちの。驗き御守護の情狀。又神武天皇の陵を祭給ふへき御教あり。ことごとによりても。すへて神を崇奉奉るへき幽理を。つらくに悟り。また尋常の聊き私事なごに。謾に神に祈禱なごすまじき事をも。辨へしるへき事なりかし。と云れたるは。みなさる事ともなり。

辛亥二十一日なり。さきに壬子二十三日

男依等斬近江將大發連五十君。及谷直顯手於栗津市。於是大友皇子走無所入。乃還國山前。以自縊焉。の事までをしるし。

またこれより再たちかへりて。大和にての事をしるすこと。吹負が大和を定て。上り來れる時の事に立かへりて。辛亥二十一日より記して。是より以下は。日次を次第記されて。事實は貫りて通ゆ。されどこはなほ先是とあらまほし。

中臣本傳云。七月庚寅朔也。辛亥二十一日也。上壬子二十三日。癸丑二十四日也。大弟如此辛亥如史之失。可減。戶部侍郎司之。とあるは陳なる説なり。

○以餘別將軍。上に大和にての事の條に。令吹負二拜將軍。是時三輪君高市麻呂。鴨君蝦夷等。及群豪傑者。如響會將軍麾下。乃規襲近江。因以撰衆中之英俊。爲別將及軍監。庚寅初向乃樂。とある人なり。○自三道進とは。大和より三道に分れて。近江に進み入たるなり。其三道の一は難波より。一は

山城より。一は伊賀よりなるへし。然るに此三道を信友か。上に見えたる三道なるへし。と云れたるは非なり。○至于山前屯河南。山前は上に見えたることく。天皇の隠ひ坐る處なり。屯河南とは。其處の河の南に屯み居りて。逼め奉れるなり。かくて明ぬる二十三日に及びて。遂に大友皇子御事ましくけるなり。この山前の地。また河南とある河の事は。既に上に云り。此河南とあるを。宇治河の南といひ。或は淀川の南とある説は。甚く非なり。

將軍吹負。留難波小郡。而仰以西諸國司等。令進管鑰驛鈴傳印。

將軍の上に。中臣本即字あり○留難波小郡。本に留字なし。今は中臣本水戸本考本信友校本に據る。信友云。此は皇子の御事なき以前に。吹負が大和に在ける間に。命せつけ給へるを奉りて。行ひたるなり。其は使を遣し。又軍兵を向け給はむ爲は。然る事にて。なへて稜威を四方八方に示し給へる御所爲にて。此も又いちはやき御計ひにて有ける。さて又難波小郡は。既に敏達紀にも見えたり。攝津志に。西成土古難波小郡と云へるは舊説なるへし。難波古圖にも小郡見えたり。と云り○以西諸國は。攝津國より西の國々なり。その國分は詳ならず。今の俗諺に。東三十三箇國。西三十三箇國と。いひならへるも。古のなごりにやと信友云り○令進管鑰云々。又云。國司等に。任國を放れて。避奉らしめ給ふ御行なり。さてこゝに准ふへきにはあらねど。承德三年の寫本の將門か事を書る記に。將門か言に。尙將門利帝苗裔。三世之末葉也。同者始自八國。兼欲虜領王城。今須先奪諸國印鑑。一向受領

之限。追^上於官堵。然則且掌入八國。且鬻附萬民。と云ひて。上野下野に打入て。國司を逼めて。應の印鑑を奪ひたる事見えたり。と云り。事は異なれども。其旨は同じと云へし。管鑰。本に管を管に作る。關今改め正せり。關門倉庫の管鑰なり。令に中務省大監物二人。掌^レ請進管鑰。大主鈴二人。掌^レ出納鈴印傳符飛鑰函鈴事とあり。驛鈴傳印の事は。孝徳紀に云り。

癸丑。諸將軍等。悉會於彼浪。而探捕左右大臣。及諸罪人等。乙卯。將軍等。向於不破宮。因以捧大友皇子頭。而獻于營前。

癸丑は。二十四日なり。昨二十三日。大友皇子山前にて。既に御事坐しけり○諸將軍等。扶桑略記に吹負等と書るは。誤にはあらざれど。なほ村國男依等をもこめて見るべきなり○彼浪。本に彼を彼に作り。類史に彼とあるに據る。但し此云佐々の五字。類史にはなし。されど字彙篠篆文作^レ彼ともあれば。譌にはあるへからねど。なほ彼は字書に篠の古字とあり。また既にも此字出たれば。彼とあるをよろしかるべき。中臣本には。こゝをも篠に作り。集解にも。彼海瀛音。小細竹也とあり。さて彼浪は。志賀の地の大名なること。既に云り○諸罪人。近江朝廷にては忠臣なるへけれど。天皇に射向ひ奉りし處を以。罪人と書たらんは。もごよりなり。故次には犯状とも重罪とも書り○乙卯は二十日なり○不破宮。考本には宮を營とあり○捧大友皇子頭。釋紀に捧字なし○獻于營前。持統紀に。七月美濃軍將等。與大倭榮家。誅大友皇子。傳首

詣不破宮。とあり。この事に付て。或人云。按に一年にても。後大率宮を印食し天皇の御首に。刀を觸奉しこと。あなかしこ。古今例を聞かざる愚事にて。誰か畏敬息せざらん。今其故由を尋ねるに。不破郡藤下村と云に。自宮々々云ふ地あり。其處に凡一丈五尺餘の一本杉ありて。山神と稱し。七人は大友皇子の御首塚と傳云り。其より東南一町許にして。若宮八幡社と申し。皇子を祭れるよしなり。其隣村を松尾村と云。村神は天武天皇を祭れり。と云。しかるに此二村。古來併り合はず。若宮の結ありても。障りを生し。必ず離るるに至ると云り。なることあるべし。

八月庚申朔甲申。命高市皇子。宣近江群臣犯狀。則重罪八人。坐極刑。仍斬右大臣中臣連金於淺井田根。

八月。按に扶桑略記に。八月天皇幸野上宮。立年號爲朱雀元年。大宰府獻三足赤雀。仍爲年號。とあり。水鏡も同じ。當時大宰帥は栗隈王なり。既に上に見えたり。然れども年號のことは。未偏く天下に行はれざりしか故に。此紀には。こゝに漏したるなるへし。されどたしかに年號ありしことは。續紀神龜元年の詔に。白鳳以來朱雀以前。年代玄遠。とあれは。扶桑略記水鏡も。誤にはあらず。されはこれよりは。まことに天皇の元年なること。疑ひなきを。次なる二年を以。元年なりと云る説は私なり。○甲申は。二十五日なり。さて大友皇子の御事ありし。去七月壬子二十三日より。三十三箇日に當れり。其間さま／＼掟て始め給へる事のありしなるへきを。本紀に載られず。○重罪八人坐極刑。近江群臣の。朝廷に對し奉りて。重罪なることは本よりなれば。極刑に坐ふと書たるは當然なり。これを甚しき貶言なりと。信友の云れたるは。天皇の御爲に。かへりて甚しき貶言なりといふへし。○斬右大臣

中臣連金。此金連は。右の重罪八人の中ときこゆ。信友云。こゝに中臣連字無きは。脱たるにか。亦疎なりしか。下文にか。あなかしこに記者を誘れるより。○淺井田根。水戸本并下郡字あり。和名抄近江國淺井郡田根多禰。本に禰を保かざる疎漏なる説も起れるにこや。○田根庄見えたり。秘閣本兼水本文明本中臣。本。根字なきは誤なり。

是日。左大臣蘇我臣赤兄。大納言巨勢臣比等。及子孫。并中臣連金之子。蘇我臣果安之子。悉配流。以餘悉赦之。

是日云々。類史配流部。天武天皇元年七月癸丑云々。是日左大臣云々。とありて。七月の事とせり。癸丑は二十四日なり。この事はなほ次に云。○蘇我臣赤兄。集解云。土佐人谷垣守。嘗語。余曰。赤兄子孫。今在安藝。世以安藝爲氏。相傳。赤兄流于安藝。子孫因家焉。とあり。この事安藝人などによく問へし。何れの郡郷にやあらん。○巨勢臣比等。此名上文には人とあり。○果安之子。父果安は軍中して死たりき。○配流。令義解に。凡配流之人。官位勳位皆悉追取。とあり。既に云り。さて此に出たる人々は。天智十年紀に。十一月丙辰。大友皇子在內裏西殿織佛像前。左大臣蘇我赤兄臣。右大臣中臣金連。蘇我果安臣。巨勢人臣。紀大人臣侍焉。大友皇子手執香爐。先起誓盟曰。六人同心。奉天皇詔。若有違者。必被天罰。云々。とありし人なり。さていくほとなく十二月三日に。天智天皇崩給へり。信友云。かく誓盟たる五

臣の中に。紀大人臣一人は。その後。紀中に記せる事なく。又此に罪せられたる事見えす。また其子孫配流の事もきこえざるは。御軍の事起れるころより。心變じて。竊に吉野に心よせして。隱に告じ謀らひたる事などのありけるか。時を窺ひて逃匿れて在しなるへし。其は紀氏系圖に。大口臣子大人。大納言。天武十五六三薨。と記せるを。詳なる證なる。群書類従本に。天武を天智とあるは誤なり。今一本による。かくて大人の子のゆくへは。續紀に。慶雲二年七月。大納言正三位紀朝臣麻呂薨。近江朝御史大夫贈正三位大人子也。と見えたり。贈字。一本又此麻呂朝臣。はやく持統紀七年六月に。直廣肆を授給へる事見え。續紀大寶元年三月。授中納言直廣貳紀朝臣麻呂正三位。又爲大納言。是日罷中納言。と見えたり。今推考るに。この大人臣は。そのかみ陽こそはありけれ。陰には壬申の功臣の徒なれば。御許をうけて世を没へ。其子の麻呂朝臣。世にいて。ときめきたる官をさへに賜はり。父にも位を贈給ひたりしなるへし。正三位は。大寶元年に改制給へる位號なれば。文武天皇の御世か。さらすは。元明天皇の御世の贈位なること決し。さて又これも群書類従本の系圖に。大人の子園益。その子に諸人。その子に麻呂と系りて書るも誤なり。一本に大人の長子に麻呂。二子に園益と系りて書るを。元明紀の傳にも合ひ。麻呂朝臣の世ころも叶ひてそきこゆる。又比登臣の子のゆくへは。續紀に。天平勝寶五年三月辛未。大納言從二位。兼神祇伯造宮卿巨勢朝臣奈氏麻呂薨。小治田朝小徳大海孫。淡海朝大納言大紫比登之子也。と見えたり。此奈氏麻呂卿の事。公卿補任に。天智天皇五年丙寅生。天平勝寶五年三月三十日薨。八十八。と見えたりは。壬

申年は七歳の時なり。稚くて罪せらるゝ事を免れたるなるへし。續紀に。天平元年三月。正六位上より外從五位下に叙されたる事。始て見えたり。と云り〇以餘悉赦之。信友云。此事ともを。扶桑略記には。尙七月に係て。二十七日丙辰。右大臣中臣金連被誅。左大臣蘇我宿禰配流。時年五十。自餘左遷。其員甚多。同日依其功勞。各叙官位。とありて。この紀の此のさし次なる。丙戌二十七日の下の事を記さす。水鏡にも。二十七日に右大臣殺され。左大臣流されにき。其外の人々。罪蒙るもの多く侍りき。やかて其日軍に力をいれたる人。つかさ位ともを給はせしなり。と見えたるは。此紀のこのさし次に。丙戌二十七日に云々と載られたる事も。こもりてきこえ。編年記にも二十六日云々。翌日依功勞任官位。と見ゆ。時勢かならず然そありけん。おもひやらるゝを。此紀に七月二十三日。大友天皇の御事ありしより。三十日餘を経て。かく八月二十五日二十七日に係て載られたるは。日次前後の差ありけなりと云り。さる事なり。

先是。尾張國司守少子部連鉏鈎。匿山自死之。天皇曰。鉏鈎有功者也。無罪何自死。其有隱謀歟。丙戌。恩勅諸有功勳者。而顯寵賞。九月己丑朔丙申。車駕還宿伊勢桑名。丁酉。宿鈴鹿。戊戌。宿阿閉。己亥。宿名張。庚子。詣于倭京。而御島宮。癸卯。自島宮移岡本宮。

鉏鈎有功者也。二萬衆を率て來歸せしこと。前文に見えたり。此事は既に上に信友の説を出して云り
○丙戌。二十七日也○丙申。八日なり○宿伊勢桑名。路程をもて考るに。不破の行宮より發給へる
なるへし○丁酉。九日なり○戊戌。十日也○阿閉。本に阿を河に誤る。今訂せり。和名抄伊賀國阿拜
郡なり○己亥。十一日なり○名張。伊賀國也。上に出○庚子。十二日○御島宮。四宿にして。大和の
古京なる島宮に着せ給へり。さて此宮は離宮なるへし。天皇前に皇太子を辭て。吉野に入給へる時に
も。此宮に次り給へる事。上に見えたり。又御世知食して後。五年紀にも。正月御島宮宴之と見ゆ
○癸卯。十五日なり○移岡本宮。島宮に三宿し給ひてなり。岡本宮は。大津に遷都ありて後。古京に
離宮の如くにもものじて。遣し置れたる宮なるへし。此宮を假宮として。姑くおはしましけるなり。と
信友云り。

是歲營宮室於岡本宮南。即冬遷以居焉。是謂飛鳥淨御原宮。

飛鳥は。地名なり。淨御原とは。大宮の美稱なるへし。大和國十市高市兩郡古述考池原卷六十に。高
市郡上居村は。淨御村なり。人皇四十代天武天皇の皇居也云々。舊都趾要覽云。高市郡高市村大字阪田
字都。高市村大字上居（上居）と云るによらは。宮名の地名になれるなり。さて淨御原と申す名の義は。信友
云。此天皇の御名を大海人と稱し。後に天淳中原瀛真人と稱し奉りて。共に海に由ありてきこゆるは。

生ませる時などに。海原なる海人に據たる。祥瑞のありけるに依て。御名とし給へるにやあらむ。さ
て日嗣知食しける上の御名の淳中原は。天之海原を。言便のいきほひに。阿米奴奈波良といはるゝを。
御名の唱とし給へるなるへし。又其を天淳中原と。物遠き書さまなるは。此より前に敏達天皇の御名
を。淳中倉太珠敷と稱し奉りて。即ち書紀にも記されたり。御名にも例ある好字なれば。撰ひ用ゐさ
せ給ひたるなるへし。さて瀛は海原の瀛なり。真人は良人の義なるへし。おきの真人と連ねて唱すへ
し。かくておきの真人とは。初の御名の大海人と申たると同じかるへし。然れば天ぬなはらおきのま
ひこゝ申すは。大海人と申すを。うるはしく稱へ奉りたる言ときこえたり。かくておもへは。宮號の
淨御原も。清海原の義にて。これも御名と同じく。海に由ありて。稱へ給へるなるへし。しからは海原
清海原の例にて。キヨナハラと云ふへきか如くなれど。此は清海と引合せて。言を連ねたるなるへし。
此御世の頭書るものに。淨原また清原とも書るは。清淨等の一字を。キヨミと訓へく書るなり。萬葉
集には。飛鳥之淨之宮とも書り。又尊卑分脈に見えたる。天武天皇の皇子。舍人親王の裔の清原氏も。
彼大宮の號をとりて賜ひたるにて。舊はキヨミハラと唱たるなるへし。また其清原氏の系譜には。海
宿禰（キヨミ）と見えたり。その海も宇美と唱て。清海（キヨミ）の海に依れる稱なりしなるへし。おもひ合すへし。又此
天皇紀の十三年に。八色姓を定て。其次第を一日真人。二日云々。と見えたり。其八色姓の中に。真人
の姓は。八姓の上首にて。今度新に制め給へる稱なり。姓氏錄序に。真人是皇別之上氏也。並集京畿。

以爲一卷。附皇別上首。と謂はれたるか如く。皇族を親しみて。ことさらに賜へる姓オノミと聞えたり。然るは御名の末の眞人と申すをもて。寵親みて賜へる御意はへにてそおはしけむ。と云れたり。

冬十一月戊子朔辛亥。饗新羅客金押實等コムツツ於筑紫。即日。賜祿各有差。十二月戊午朔辛酉。選諸有功勳者。增加冠位。仍賜祿小山位コノミ以上。各有差。壬申。船一隻。賜新羅客。癸未。金押實等罷歸。

辛亥は二十四日なり○新羅。文武王十二年なり○辛酉は四日なり○仍賜祿。本に祿字なし。今考本に據る○各有差。二年紀にも。二月乙酉。有功勳一人等。賜爵有差。次の御世。文武天皇大寶元年六月庚午。太上天皇統持幸吉野離宮。七月辛巳。車駕至自吉野離宮。壬辰勅親王已下。推其官位。賜食封。又壬申年功臣。隨功等第。亦賜食封。並各有差。又勅先朝論功行封時。賜村國小依百二十戸。云々十一人各一百戸。云々四人各八十戸。凡十五人。賞雖各異。而同居中第。宜依令四分之一傳子。と見ゆ。先朝とは。この天皇の御世の事に當れり○壬申。十五日なり○癸未。二十六日なり。

是月。大紫韋那公高見薨。

韋那公。已に出○高見。孝德紀白雉元年に出。威奈大村墓誌銘に云く。卿諱大村。棺前五百野宮御宇天

皇四世。後岡本聖朝。紫冠威奈鏡公之第三子也。とあるを。この高見鏡同人として。高見を加賀美と訓へしと云る説。嚶々筆語に載たれど。信かたし。ましてこの高見を。二年紀以下に見えたる鏡王と。同人と云る説などは。諸王諸臣を一にしたる經言なれば。言にも足らず。大紫また紫冠とあるにても。諸王にあらぬことあきらけし。諸王ならば。諸王二位とか。諸王三位とかあるべきなり。○さて此壬申年を以。此天皇の元年としたるは。當時の御定にて。論ふべき事もなきか上に。正統記には。壬申のとし即位。大倭の飛鳥淨御原の宮にまします。とさへあり。これに即位と云るは。後に所謂踐祚の御式ありしを云るなるへし。古は即位と踐祚と別なかりしならめと。中世以後。先帝崩し給ひて。嗣君先つ位を嗣給ふを踐祚といひ。後に更に。其正式の大禮を行はせらるるを。即位と云り。文德天皇の御世頃よりは。またかに分れたること。史に見えたり。此御世のさまを思ふに。中世以後の御事に。いとよく似たり。されは此天皇の元年なること疑なし。なほこの事は。次の二年紀に委く云を見るへし。

日本書紀卷第二十八終

中臣本に終字なし。

日本書紀通釋卷之六十五

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十九

天淳中原瀛真人天皇下 天武天皇

二年春正月丁亥朔癸巳。置酒宴群臣。二月丁巳朔癸未。天皇命有司設壇場。即帝位於飛鳥淨御原宮。立正妃爲皇后。皇后生草壁皇子尊。先納皇后姊大田皇女爲妃。生大來皇女。與大津皇子。次妃大江皇女。生長皇子。與弓削皇子。次妃新田部皇女。生舍人皇子。

二年。按に。本紀に壬申を以。元年と爲たる事は。既にも云る如く。營宮室於岡本宮。即冬遷以居焉。是謂飛鳥淨御原宮。とありて。此年天皇踐祚し給へること明らかし。且扶桑略記等の書にも。於野上行宮。既立三年號爲朱雀元年。と云こと。八月に在り。又朱雀二年三月。備後國進白雉。仍改白鳳元年。と云ることあり。水鏡。編年。記。亦同し。しかるに後に議ありて。朱雀白鳳の年號を廢し給へれば。壬申を

天武天皇
二年癸酉

以元年とし。癸酉を二年と爲給へること。自然の理と申すへし。然るに後の議者。かの樂師寺塔擦銘に。即位八年庚辰之歲とある文を以。據として。癸酉を元年として。壬申をは大友帝に屬たるは。甚非なり。七月以前は。實に近江朝に係くべきこと。本よりなれど。八月以後は。近江朝既に亡ひて。天武天皇踐祚し給ふ。いかてかこれを元年と謂はざるへけん。况や此年十一月。新羅貢調等の事ある。これを元年に係けずして。何れの年にか記さん。塔擦銘の如きは。庚辰歳の。天皇御即位の八年に當れるを以て。書るのみにこそあれ。紀元を改めし文にはあらず。なほいは。持統天皇は。四年庚寅を以。位に即給ひしかとも。なほ丁亥歳を以。元年と爲したるにあらずや。みな當時議ありて。定め給ひしことなれば。後世此を彼此と云へきよしなし。しかるに議者の説に。本書壬申を以元年とせしは。直に天武を以。天智の統に接せむかために。此曲筆を致ししものなり。と云るは。甚しき酷なる論なり。また信友か説の如きは。後人の日本紀を改削せしもの所爲と云り。何の明證ありて。さるあちきなき説をは立たる。ゆめく惑ふへからず。謹て本書の旨に従ひてあるへし。○癸巳は七日なり。○癸未は二十七日なり。○即位云々。踐祚は既に去年ありしかと。即位の禮を此時に行はせ給へるなり。さてこの御即位の時。神璽を十市皇女より受給ひけん云云。信友の説あり。されど去年の八月より。天皇の御許にありしことは明らかに。この時まで皇女の御許にありしにはあらず。かゝる事は。まことの推測することにて。知へきよしなし。無用の論ともなり。○皇后生。本に皇字なし。今京極本

考本に據る○草壁皇子尊。釋紀には日下部太子ともあり。この皇子。太子に立給ひし御稱を。續紀に日並知皇子と申し。萬葉には。日雙斯皇子命また日並皇子とも申せり。此は此皇子の御名にはまゝす。太子に立給ひし故の御稱なり。粟原寺塔婆銘には。日並御宇東宮とも申奉れり。さてこゝに尊字を添たるは。通證に。當時特貴故曰尊。と云れたれど。これにはなほ深き旨ある事なるよし。信友の説あり。其は持統紀に引て云り。併せ見るへし。天平寶字三年八月に。追尊して岡宮御宇天皇と稱奉れり。○大田皇女。考本に大を太に作れり。天智皇女にます。上に出○大來皇女。齊明紀に大伯に作る。此皇女。齋宮に立給ひし事。二年に見えたり。其時御歳十四なり。さて朱鳥元年に。十四年に當りて。京師に還給へることも見えたり。萬葉二。大津皇子竊下於伊勢神宮。上來時。大伯皇女御作歌二首あり。大津皇子とは。御同母兄弟なれば。こゝにむつまじくおはしまして。皇子の御謀叛のこと。この皇女にも相語賜はむとて。伊勢へは竊に下り給ひつらむ。續紀大寶元年十二月。大伯内親王薨。とあり。此皇女の御事も既に出○大津皇子。天皇の第三子に坐り。既に出。なほ持統紀に詳なり○大江皇女。天智の皇女にます。既出○長皇子。長を那賀にも作れり。乳母の姓に依れる御名と聞ゆ。是直あり續紀靈龜元年六月。一品長親王薨。天皇第四之皇子也。とあり。續後紀には。第二皇子二品とあり。さて此皇子の裔に。文室氏。姓氏長谷氏。三諸氏。續三山氏。後紀。三有澤氏。續後磯原氏。續後などあり○弓削皇子。乳母の姓に依給へる御名か。續紀文武三年七月。淨廣貳弓削皇子薨。天皇第六之皇子。とあり○新田

部皇女。天智の皇女にます。既出○舍人皇子。乳母の姓に依れる御名なるへし。別は。六帖に。とねりのわうじとあるに據へきか。續紀三に。舍人親王封二百戸。同六。二品舍人親王益封二百戸。同八。賜一品舍人親王内舍人二人。大舍人四人。衛士三十人。益封八百戸。通前。二千戸。十二に。天平七年十一月。知太政官事。一品舍人親王薨。遣從三位鈴鹿王等。監護葬事。其儀准太政大臣。命王親男女。悉會葬事。遣中納言正三位多治比真人縣守。就第宣詔。贈太政大臣。天淳中原瀛真人天皇之第三皇子也。廢帝天平寶字三年六月。詔追尊先考舍人親王。爲崇道盡敬皇帝。とあり。弘私記序には。第五皇子也とあり。按に持統紀に。大津皇子を第三子とあるに。續紀に舍人親王を第三子とあるは不審なり。公卿補任を考るに。舍人親王薨年六十。此に據れば。親王は天武帝白鳳五年丙子に生給へり。大津皇子の薨は。朱鳥元年年二十四とあれば。天智帝二年甲子に生坐り。親王より十二年長し給へり。さて此皇子の裔は。清原氏。後中原氏。文德岡氏。姓氏。御長氏。續島氏。續山邊氏。續などあり。

又夫人藤原大臣女水上娘。生但馬皇女。次夫人水上娘。弟五百重娘。生新田部皇子。次夫人蘇我赤兄大臣女大難娘。生一男二女。其一曰穗積皇子。其二曰紀皇女。其三曰田形皇女。天皇初娶鏡王女額田姬王。生

十市皇女。

藤原大臣は。鎌足公なり。氷上娘。萬葉二十に。此夫人天皇を戀奉れる歌あり。藤原夫人歌二首。原宣
御宇天皇之夫人也。字安佐欲比爾。禰能未之奈氣婆。夜伎多知能。刀其己呂毛阿禮波。於母比加禰都毛。可之故
曰。氷上大刀自也。伎也。安米乃美加度乎。可氣都禮婆。禰能未之奈加由。安左欲比爾之豆。とあり。和名抄丹波國氷上郡によ
れる名か。さて此夫人。十一年紀に卒れるよし見えたり。○但馬皇女。乳母姓によれるか。性氏縁に。但馬
三十一に。但續紀和銅元年六月。三品但馬内親王薨。とあり。此皇女の御事。萬葉二。但馬皇女在。高市皇子
馬公見ゆ。宮一時。思。穗積皇子。御歌。秋。田之。穗向乃所縁。異所縁。君爾因奈名。事痛有登母。また勅。穗積皇子。
遣。近江志賀山寺。時。但馬皇女御作歌。遺居而。戀管不有者。追及武。道之阿回爾。標結吾背。また但馬皇
女在。高市皇子宮。時。竊接。穗積皇子。事既形而後。御作歌。人事乎。繁美許知痛美。己母世爾。未。渡。朝
川渡。といふ事見えたり。此皇子皇女は。御母の異なる御兄弟にして。かゝる御密事もありしなりけ
り。○五百重娘。萬葉八。藤原夫人。明日香清御原宮御宇天皇之夫人也。字曰。大原大刀自。即新田部皇子
之母也。霍公鳥。痛莫鳴。汝音乎。五月。玉爾。相貫左右二。とあり。同二に。天皇賜。藤原夫人。御歌あり。
藤原夫人奉和歌もあり。御製に大原乃古爾之郷とよみ給へるを見れば。此大原大刀自なるべし。大原は。
平神德元年十月辛未。行。幸紀伊國。云々。是日到。大和村市小治田宮。壬申。車駕巡。歷大原長谷。臨。明日香川。而還。と見えて。今も飛鳥の
西北の方に。大原村といふありて。即藤原といふことなり。皇居の藤原は異地なり。然るを多武峯記に藤原宮へ大原也。とあるはたかへり。

鎌足大臣の本居にて。夫人の生給ひし處なれば。○新田部皇子。續紀一に。授。新田部皇子。淨廣貳。同六。二品新田部
このほど。ここに夫人の下り居給ひしなるべし。親王封。一百戸。同八。天平七年九月。一品新田部親王薨。天皇第七子也。とあり。御墓は。添下郡伏見東
陵北にあり。冢上に小祠あり。と云り。皇子裔は。氷上氏。三原氏あり。姓氏録に見えたり。皇子御子
鹽燒王。孝謙帝時に氷上真人を賜へること。補任に見ゆ。○大姪娘。姪を奴と訓るは。玉の義なり。舊
事紀。天姪槍。三代實錄。隱岐國姪若酢神などあり。本居野云。姪字玉義なし。もしくは玉を古姪に作れるより。誤れ續
るか。環口字書玉也とあり。と云り。考へし考本には姪に作れり。紀。神龜元年七月庚午。夫人正三位石川朝臣大姪比賣薨。とあり。○穗積皇子。御名御乳母の姓か。持統紀
五年。淨廣貳皇子穗積五百戸。續紀六。靈龜元年七月。知太政官事。一品穗積親王薨。天皇第五子也。とあ
り。○紀皇女。乳母の姓によれるか。此皇女の御事。萬葉二。弓削皇子思。紀皇女。御作歌。芳野河。逝漸之
早見。須曳毛。不通事無。有巫勢濃香毛。吾妹兒爾。戀作不有者。秋芽之。咲而散去流。花爾有猿尾。暮去
者。鹽滿來奈武。住吉乃。淺香乃浦爾。玉藻前手名。大船之。泊流登麻里能。絶多日二。物念瘦奴。人能兒
故爾。この竟の御歌によれば。紀皇女は。既に人に娶れ給ひしを。弓削皇子の思はししにや。此二柱
も異母の御兄弟なり。また同十二。紀皇女竊嫁。高安王。と云ふことあり。また同三。紀皇女薨後。山前王
代。石田王。作歌。なと見えたり。これによらば。石田王の御妻なりしと見えたり。○田形皇女。乳母高田首によれ
るか。續紀三に。三品田形内親王。侍。伊勢大神宮。十に。神龜五年三月。二品田形内親王薨。とあり。按
に萬葉八目錄云。笠縫女王。六人部親王之女。母曰。田形皇女。とあるを。一卷には身人部王に作れり。親

王は誤なるへし。系は詳ならねど。この王の御妻となりませりしなり。慶雲三年。幸難波宮一時の。此王の歌に。大伴乃。美津能濱爾有。忘貝。家爾有妹乎。忘而念哉。とある。家爾有妹とは。此田形皇女を指給へるなるへし。○鏡王女。本に女字を脱せり。今中臣本應永本類史釋紀に依る。さて鏡は地名か。近江國野洲郡に鏡山あり。和名抄攝津國菟原郡豐美あり。かくて此王の系詳ならず。しかるに萬葉二に。天皇賜鏡王女御歌。鏡王女奉和御歌ありて。そこに鏡王女又曰額田姫王。とあり。此鏡王女の歌を。一の傳には。額田姫王の歌と傳へしとあるへし。さて其次に。内大臣藤原卿娚鏡王女一時云々。と云此二王を。同人なりと云るにはあらざるへし。このこと次に云。さて其次に。内大臣藤原卿娚鏡王女一時云々。と云事も見えたり。又同四に。額田王思近江天皇作歌。次に鏡王女作歌ともあり。注者此萬葉なる鏡王女を。みな鏡王女の誤としたれど。しかことく誤るへきにあらす。これはなほ本のまゝにて。鏡王女を。鏡王女と。當時申しし御名とするより外なし。さて王女は。天皇の直の御子を。皇女と申すに對したる。孫王の稱とすへし。されはこの王女は。此紀の王女とあるとは。異なる云々。まゝ見てありぬへし。さて此に疑はしき事あるは。下文に天皇幸鏡姫王之家。訊病。とある鏡姫王の事なり。つらく按に。鏡姫王と申すは。鏡王女にて。父王の許に住給へれば。同じ御名を申し給へるなるへし。さて此王女。額田姫王とは姉妹にまじて。二王とも。天智天武の二帝に娚されてまじるか。鏡姫王の方は。天智の御子も持給はぬか故に。紀にも載られず。額田姫王の方は。天皇の御子を持給へりければ。こゝにも載られたるなり。扱此二王の事を。まづ申さむに。鏡姫王はじめ天智帝

にめされ給へりしことは。右に云る萬葉二なる。天皇賜鏡王女御歌。妹之家毛。繼而見麻思乎。山跡有。大島嶺爾。家母有猿尾。鏡王女奉和御歌。秋山之。樹下隱。逝水乃。吾許曾益目。御念從者。また四に。額田王思近江天皇作歌に次て。鏡王女作歌に。風乎太爾。戀流波之。風小谷。將來登時待者。何香將嘆。とあるにて。此女王の天智帝に娚され給ひしこと。明らかし。さらは萬葉集にも。鏡姫王とか。鏡女王とかあるへきに。姫王とも女王とも記さす。但し千載集には。此を鏡女王と書て載たり。これ其採りし本。書のまゝに出せるなるへし。興福寺緣起にも。鏡女王とあり。王女と書れたるは。上にも云る如く。孫王を。王女とも。女王とも。姫王とも。稱せしか故に。其本書に記しとまゝに。載たるものにて。更に異意味ありしにはあらざるなり。さて此姫王。後に内大臣鎌足公に。娚はれたることは。昌泰三年に作りたる。興福寺緣起に。内大臣嫡室鏡女王。とあるにて明らかし。故下文十二年に。天皇幸鏡姫王之家。訊病。とあるは。既に藤原氏の室となりてありしか故に。其家に訊に幸ましたるなり。此姫王。天皇にめされし事を見えず。さて其御妹額田姫王は。はじめ天武天皇に召されて。十市皇女を生まし。後にまた天智天皇の妃となりましたる事は。上に引る萬葉に。額田王思近江天皇作歌あり。また一卷に。天皇遊獵蒲生野一時。額田王作歌。茜草指。武良前野遊。標野行。野守者不見哉。君之袖布流。皇太子答御歌。天智天皇。紫草能。爾保敵類妹乎。爾苦久有者。人嬌故爾。吾戀目八方。とある御歌にて。其頃は既に天智の御妻と。人嬌故なりてまじし事。明らかし。扱其後には。再天皇の夫人となり給ひしなり。この事は此に詳せず。信友か長。かく鏡姫王と。額田姫王とは。正しく一人にまますを。萬葉二に。鏡

王女又曰「額田姫王」とあるは。甚まごはし。この事上に云るを考へ併すべし。もし此文のまゝに心得んには。鏡姫王又鏡女王の録足公の妻とある人と。額田姫王とある人とを。一人と見されは叶はず。誤なることは決なし。然るに近き頃。ある人。この御父の鏡王を。女なりとして。鏡姫王とあると。一人とせし説あり。其説云。其父の傳を洩し。又額田姫王の御父をも洩しつれば。鏡王は額田王の御母なることしるじ。萬二に。近江大津宮御宇天皇賜「鏡女王」御歌などあれば。此鏡王には。天智天皇契給ひ。又其御女額田王にも契給ひしは。同書に。額田王思「近江天皇」作歌とて。君待登。吾戀居者。とあるにてしるじ。略解に。鏡女王は則鏡王の女にて。額田女王姉とみゆ。宣長云。此父主は。近江野洲郡の鏡里に住給ひし故に。鏡王と申しならん。其女王もよと。父の郷に住給ひし故。鏡王と呼へるなり。しかれども。父とまざるへき時は。女の方をば。鏡女王とはいひて。分ちたるならんと云り。按に此説とも。論にたらぬ作言ともなり。其父主の名をさへ作出。且其母子の間を。姉妹に説なし。生國を作云る。すへて僻説の甚しきなり。名義は何れも母の姓と見てあるへし。以上或人説と云れたるは。却りて甚しき非なり。紀中に后妃また夫人等の母を擧て。其女某と出せる例なし。それいご上代のことにて。父の名の知られず。母の名のみ知られたらんには。さもありぬへけれど。此紀撰へる頃の父王の名を置て。母王の名を出すへきよしあらんや。例もなくことわりもなき説を立られたるは。甚杜撰なり。略解の説は。鏡女王を鏡王女と訓へき事を。思はれざるまでの非なることは。既に云るか如し。本居翁の説は。鏡

王を近江の鏡里に住給ひし人と。見られたるまでにて。其も然か定められたるにもあらず。さのみ咎め出へきこともなきを。論に足らぬ作言など。属るへき非説にもあらず。母子の間を姉妹と取なし云々。など云るも。己か説を立むとして。中々に非事なるをもおはさるなり。すへて此論は。あたらしる事ともなり○額田姫王。額田は地名によれる御名なるへし。此女王は。いと雅ひたる詞藻まじく。其詠み給へる歌とも。萬葉集に多し。天智天武に娶され給へるに附て。信友か委しく考へ云ることあるを出さは。額田姫王の。兩天皇に娶されたまへる。本末の趣を。その二天皇紀。懷風藻。また萬葉集にみえたる御歌ともに。併せて證し考るに。姫王はじめ。大海人皇子に竊にめされて。十市皇女を生み奉り。其後中大兄皇子天智に婚されて。御世の涯仕奉り。大友天皇諱事ありて。天武天皇御世知しめして後。更にこの天皇にめされて。仕奉り給へるなり。しか考定たるは。まづ大海人皇子。はやく額田姫王を娶して。十市皇女を生じ給ひ。この皇女。大友皇子の妃となりて。萬野皇子を生み給ひたりき。いまその皇子の享年によりて。推考るに。齊明天皇御世。七年の誕なまに當りたまへり。此年をしはらく。十市皇女の十五歳の時として。推考るに。大友皇子は十四歳御父大海人皇子三十九歳中大兄は四十八歳の時に當れり。この前の年ころより。大海人皇子竊に額田姫王に婚給ひて。十市皇女は生れたまへるを。密に計らひて養まかし給へるほど。御兄中大兄皇子。それきことに知しめさすてや。またじらすかほつくりてにもやおはしけむ。姫王に御情をかけ給ひけるに。姫王もあたじころのいてきて。かたへには從

ひ給ひけるを。大海人皇子も。うけはりたる御中にあらされは。中大兄皇子は。御兄とますかうへに。太子かねにてさへおはしましける御勢なりければ。いかくはせんにておはじつとも。なほねたくそおもほしこめたりけむ。中大兄皇子の三山の歌よみたまへるも。此ほどの事なるへし。しかありけるほごに。かの阿善の神だちて。御中のことこしらへまをせる人の出来などして。つひに露顯アサツキに妃の例にめじて。任奉らせ給ふ事とはなりしなるへし。さるにあはせて。御弟皇子の。みそか行も自らはるけ。事解けて。さる御中にいてきたまへる十市皇女をしも。大友皇子の妃とせさせ給ひたりしなり。さるは御弟皇子の御ころをとり給ひ。はた姫王のねき言をも。きかせ給ひたりしにもやありけん。上に云へる如く。大友皇子十四の御年にて。皇子いてき給ふばかりに。十市皇女を配偶せたまひ。また御女大田

皇女同母妹の御野皇女。また大江皇女。新田部皇女四人を。ともに大海人皇子の妃に参らせ給ひつるなど。なへてならぬ御事なりき。かくて齊明天皇崩まし。中大兄皇子。御代を受繼たまひて。大海人皇子を皇太子に立て給ひ。姫王もこの如く。妃に仕奉りて。蒲生野の御蔭にも侍ひ給ひけるか。なほ皇太子と御情をかよはして。彼紫野のいろくじき歌をさへに。よみかはし給ひたるを思へは。もてはなれ給へるはしめより。互に御情をかよはし給ひたりしなりけり。さるほごに天皇崩り給ひ。皇太子即ち御世を受嗣せ給ひつれど。ほごなく壬申の甚じき亂いてきて。大海人皇子御世を知じめたりき。此時十市皇女は。御夫に忠ならぬ御ふるまひおはしけるを。諱事ありければ。やかくて御父尊の御許に。御子萬野皇子を率て。逃去たまひたりき。武野云。これらの事は。さるははしめより。十市皇子の下に云。

御母額田姫王と。御心を合せ給ひたりしなるへし。かくりければ。額田姫王も召納れて。更に妃とし

給ひたりとぞ聞えたる。そもくいもせの道は。上つ世はおのつから神なからに。おほらかなる定りありて。後の御世の令のごとく。厳しくはあらざりけれど。この御兄弟の。また此姫王のごとき。まほならぬ御行は。をさくきこえす。されはまごとは。かの三山の喩歌の事にはしまりて。御兄弟の御中の。したには親睦からず。つひに壬申年の。ゆくじき諱事も。それにきさせるにはあらしかごさへに。かじくも押測奉られてなん。と云れたり○十市皇女。天皇の御長女にます。御名地名に據れるならん。信友云。十市皇女は。天武天皇の末皇子ときこえける時の御女にて。大友天皇も皇子におはしましける時。夫人に娶給ひて。萬野皇子を生じ給ひけり。此皇子の養給へる時の齡によりて考るに。然御父天皇の十四の御時に降れたまへり。

るに大友天皇御世を嗣給ひて。明る壬申の年の大事の萌けるころ。密に御書をもて。吉野宮に告し給ふ事ありける。此事は扶桑略記に云。世傳云。大友皇子之妃。是天武天皇女也。故竊以謀事。隱通消息也。と記せり。水鑑愚管抄等にも。其由見えたり。宇治拾遺物語には。父のころされ給はむ事かなしみ給ひて。いかてこの事つけ申さむとおほしけれと。すへきやうなかりけるに。思ひわひ給ひて。餅のつらみやきのありける腹に。ちひさくふみをかきて。押入て奉り給へり。と云り。此下にいへることゝもは。いと謬れる説なから。件の説は實なるへし。近江の湖には。殊れて大なる鮒あるところなれば。事のさまもかなひて聞ゆ。新撰六帖に。鮒を題にて。藤原家良公の。いにしへはいともかじこ堅田鮒。寒焼なる中のたまつさ。とよみ給へるは。くたりの古事にそへ給へりときこえたり。かくて

大友天皇。吉野方の軍に堪させ給はで。御みづから崩り給ひけるに。妃さしも坐ける十市皇女は。いかにしてかは。遁出給ひたりけん。つひに御父天皇の御許になん。いたりておはしましける。天皇の神時皇女の執り齎出奉られたりけん。然るは。父のみことには。孝なる御ことろおきてなるへかめれど。天皇にて御夫にさへおはし坐御事には。いとも忠貞ならぬ御行になんおはしましける。と云れたり。さて此皇女。七年紀夏四月薨給ふよし見ゆ。なほそこに云事あり。

次納^{メシテ}智形君德善女尼子娘。生高市皇子命。次完人臣大麻呂女概媛娘。生二男二女。其一日忍壁皇子。其二日磯城皇子。其三曰泊瀬部皇女。其四曰託基皇女。乙酉。有勳功人等。賜爵有差。

智形君德善。本に智を凶月二字に誤れり。今諸本に據て訂せり。智形君既に出。重胤云。此氏外戚の威に依れりと見えて。十三年紀十一月戊申朔。智方君賜姓曰朝臣。とありて。八色の姓の第二に登させたまへり。式に大和國城上郡宗像神社三坐とある御社に。仕奉るに就て。已く筑前より分れたりしものと見えたり。姓氏錄左京皇別。高階真人。出自諡天武皇子淨廣壹太政大臣高市王也。とある其外戚は。智形君德善なり。然るを三代實錄元慶五年十月。大和國城上郡。從一位勳八等宗像神社。准筑前國本社。置神主。以高階真人氏人爲之。と有を考へし。と云り○尼子娘。尼子地名か。詳ならず○高

市皇子命。持統紀四年。太政大臣。六年增封二千戸。七年淨大壹。十年七月後皇子尊薨。とあり。此皇子も儲位に坐しければ。後皇子尊と稱して。前の皇子草壁に對へ稱せるなり。されはこども尊とあるへきに。命と書るは。信友説あり。持統紀に出す○穴人臣。崇峻紀に出○概媛娘。本に概を擬に作れり。考本に概に作れり。されとは概なるへし。本の傍に。概とあるは。何の字の誤にや知かたし。字書に概。木名とあり。雜略紀には。概。また類史諸本に概に作れり。或は敷にも。或は。按に概は敷に木篇を加へたる字なるへし。名義は木名に依れるか。地名とは通えず○忍壁皇子。姓に依れるか。又地名に依れるか。倭名抄。攝津國有馬。さて此御名。續紀には刑部。萬葉には忍坂部とあり。續紀。大寶三年正月壬午。詔三品刑部親王知太政官事。慶雲二年五月。三品忍壁親王薨。天皇第九皇子也。とあり。此皇子の裔に。清瀧氏。御高氏などあり。史に見えたり○磯城皇子。乳母の姓に據れるか。續紀慶雲元年正月。四品志紀親王益封百戸。又和銅元年正月。授四品志貴親王三品。などありて。天智皇子に同名の親王とせしませは。いとまさらはし。文字も互に番。姓氏錄左京皇別。三國真人。出自天武皇子淨廣壹磯城王之後也。不載。笠原真人。三國真人同祖。とあり。また三代實錄貞觀四年五月。正六位上坂井王。賜姓清春真人。磯城親王五代之孫也。ともあり。萬葉集二。靈龜元年歲次乙卯秋九月。志貴親王薨時作歌。とあり。此親王は天皇の皇子なるへし。此事は續紀に。いか。さて續紀に。其翌年靈龜二年八月甲寅。二品志貴親王薨云々。親王天智天皇第七之皇子也。とあるは。正しく天智の皇子とあれは。まかひなし。さて萬葉の歌に依れば。此磯城皇子は。添上郡高圓山の近き傍に住坐りしなり○泊

瀬部皇女。乳母の姓によれる御名か。又長谷部とも書り。續紀。靈龜元年正月。長谷部内親王益封一百戸。天平十三年三月。三品長谷部内親王薨。とあり。萬葉二に。或本曰。葬河島皇子。越智野之時。獻泊瀬部皇女歌とて。人麻呂朝臣の詠るに據るに。此皇女は。河島皇子天皇の御妻にてまじ坐けり。然るに本文に。此歌を柿本朝臣人麻呂獻泊瀬部皇女忍坂部皇子歌とあるは。誤なり。或本曰とある方正しきなり。○託基皇女。託基又多紀。當者に作る。地名に據れるか。大和志吉野郡宇智郡瀧村あり。續紀。文武二年九月。遣當者皇女侍于伊勢齋宮。天平勝寶三年正月。一品多紀内親王薨。とあり。皇祖紀運録に。紀皇女を多紀皇女と爲るは誤なり。○天皇の御子等の數。扶桑略記に。王子男十人女十人あり。こゝと合はず○乙酉。二十九年なり。

三月丙戌朔壬寅。備後國司。獲白雉於龜石郡。而貢。乃當郡課役悉免。仍大赦天下。是月聚書生。始寫一切經於川原寺。

壬寅。十七日なり○龜石郡。倭名抄神石郡加女志○而貢。扶桑略記に。朱雀二年三月。備後國進白雉。仍改爲白鳳元年。白鳳合至三十四年。とある即ち是なり。水鏡編年記亦同じ。皇年代略記。皇代記。紹運錄に。此年を以。白鳳二年と爲したるは誤なり。○課役。賦役令に。損八分以上。課役俱免。義解謂。課者調及副物田租之類也。役者庸及雜徭之類。とあり○書生。釋秘訓にテカキとあり。學令に。凡書學生以寫書上中以上者聽貢。義解謂。其書生。唯以筆迹巧秀爲宗。不以習解字樣爲業。與唐法異也。とあり。推古紀十年書生とあるは。即學

生にして。此の書生とは異なり○一切經。三代實錄に。一切經三千四百三十二卷。大乘經二千二百十四卷。大乘律五十卷。小乘律五百三十卷。とあり。中臣本傳に。支那經自唐玄宗始。天武四年當玄宗時とあり。○川原寺。高市郡川原村にあり。一名弘福寺。元亨釋書に。天武皇帝二年。勅於川原寺。寫大藏經。沙門智藏督役。故任僧正。扶桑略記に。智藏任僧正。吳學生福領僧正在俗時子也。とあり。

夏四月丙辰朔己巳。欲遣侍大來皇女于天照大神宮。而令居泊瀨齋宮。是先潔身稍近神之所也。

己巳。十四日なり○欲遣侍云々天照大神宮。年中行事秘抄に。天武天皇白鳳元年四月十四日。以大來皇女。獻伊勢神宮。依合戰願也。とあり。略記も。此より前。舒明天皇の御世より五代。齋宮を奉られさりけるを。再もて興して。然皇女を奉り給へるは。今度の神助の御報賽なりけり。また四年二月丁亥。十市皇女阿閉皇女。參赴於伊勢神宮。とも見えたり○泊瀨齋宮。大和志に。城上郡泊瀨齋宮。古蹟在泊瀨氣波比坂下。とあり。これ後世野宮の權輿なり。齋宮式云。凡天皇即位者。定伊勢大神宮齋王云々。凡齋内親王定畢。即卜宮城内便所。爲初齋院。祓禊而入。至于明年七月。齋於此院。更卜城外淨野。造野宮。畢。八月上旬卜定吉日。臨河祓禊。即入野宮。自遷入日。亦至明年八月。齋于此宮。九月上旬卜定吉日。臨河祓禊。參入於伊勢。とあり。此御代より祭式等嚴重に定給ひしなるへし。

五月乙酉朔。詔公卿大夫及諸臣連并伴造等曰。夫初出身者。先令仕大舍人。然後選簡其才能。以宛當職。又婦女者。無問有夫無夫及長幼。欲進仕者聽矣。其考選。准宮人之例。癸丑。大錦上坂本財臣卒。由壬申年之勞。贈小紫位。

五月の上。本に夏字あるは衍なり。今集解に因て削る。○初出身者。通證云。詳見選叙令。唐詩出身仕漢羽林郎。仕官を宮仕と云は。萬葉一に。大宮仕。伊勢物語に。宮仕のはしむなどあり。○大舍人。雄略紀に見えたり。令義解に。謂大舍人。是供奉之人云々。職原抄に。掌宮中驅使事。などあり。○簡其材能。本に其字なし。今中臣本京極本に據て補。○當職。通證に。謂適當其才之官職也。と云るか如し。○無夫。本に夫を更に誤れり。今中臣本考本に據る。○欲進仕者聽矣。後宮職員令云。凡諸氏々別貢女。皆限年三十以下。十三以上。雖非氏名。欲自進仕者聽。義解謂。氏別貢一人之外。別欲進仕也。とあり。○考選は。品定なり。品は位階の上下を。上つ品下つ品など云へれば。其を定むるなり。考課令義解謂。考者考校功過也。選叙令義解謂。選者選擇。言選才授官也。とあり。○准宮人之例。本に宮人をツカサアルヒトと訓るは。官人と書る本もありしなるへし。されどこゝはなほ宮人なり。後宮職員令に。宮人。義解謂。婦人仕官者之總號也云々。右諸司掌以上。皆爲職事。自餘爲散事。各每半月。給休暇三日。其考叙法式。

一准長上之例。謂考者考課之年限。叙者選叙之階級。既稱准長上。東宮宮人。及續以上女堅准此。謂宮人女堅。不制。其宮人考課者。春宮大夫京之。女堅者。宮内省掌之。據以上家事。宮内省一故也。とありて。こゝも婦女の進仕を詔給へる條なればなり。然るに。大日本史に。さる本もありしにや。又は訓に據て。とか改めしにや。おはつかなし。○癸丑は二十九日なり。○坂本財臣卒。此人は上卷に。坂本臣財等。次子平石野云々。財等自高安城降。以渡術我河。與韓國戰于河西。などあり。○贈。續後紀八卷詔に。在唐天。身能太留判官藤原豐竝乎毛。哀感賜比。追天冠位賜久度詔不。と見えたり。通證云。贈追賜也。紀原曰。兩漢逮今。人臣有追贈之制。とあり。

閏六月乙酉朔庚寅。大錦下百濟沙宅昭明卒。爲人聰明叡智。時稱秀才。於是天皇驚之。降恩以贈外小紫位。重賜本國大佐平位。壬辰。耽羅遣王子久麻藝。都羅。宇麻等。朝貢。己亥。新羅遣韓阿湊金承元。阿湊金祇山。大舍霜雪等。賀騰極。并遣一吉湊金薩儒。韓奈末金池山等。吊先皇喪。其送使貴于寶。眞毛。送承元薩儒於筑紫。戊申。饗貴于寶等於筑紫。賜祿各有差。即從筑紫返于國。

庚寅は六日なり。○沙宅昭明。天智紀に見えたり。天智紀。懷風藻。昭を紹に作る。○秀才。ヒトカトは人

才の義なり。才を古くカトと云り○外小紫位。外位の事は。元年内小七位とある下に云り。内位は尋常の位を云。外位はそれに對ひて級劣れり。通證云。文武紀大寶元年。外位始直冠正五位上階。終進冠少初位下階。合二十階。宜與上卷内位併考とあり。按に令には。四位以上には外位なし。當時の制とは異なり。さて紫位は。後の三位にあたり。三代實錄に。古之小紫位准從三位とあり○大佐平位。東國通鑑に。百濟古爾王二十七年。置六佐平之職。並一品とあり。佐平の事は。既に齊明紀に出。彼國の大臣の位にあたり○壬辰。八日なり○久麻藝。都羅。宇麻。通證云。三王子之名。釋爲一人。恐不是。と云るか如し。久麻藝。天智紀及下文四年紀に見えたり○己亥。十五日なり○韓阿凌。本に阿を河に誤る。今中臣本考本に據る。通證に。疑是大阿凌。見東國通鑑。と云へれど。按に通鑑に。六日阿凌。六等なり五日大阿凌。五等なりとありて。一階異なり。韓と云るは。奈麻を韓奈麻と云か如し。通證の説は非なるへし○大舍は。通鑑に。十二日大舍とあり○賀騰極。去年八月より。天皇踐祚し給ひし。其御賀使なり。然るに信友云。此賀騰極使は。大友天皇の御位を賀奉り。弔先皇喪とは。天智天皇の崩給へるを。弔奉れるなり。然れば大友天皇の諱事ありて。天武天皇の御世知食れつるは。書紀の元年壬申の。七月末よりの事なれば。其頃はさらなり。明る二年の春の頃などは。いまた韓國へ告らせ給ふべき。御世のさまにあらされは。六月に。新羅の賀使弔喪使の。參渡り來へきにあらず。實は大友天皇に奉れる使なりけるを。天武天皇の代りて。騰極の賀を受給ひ。弔喪使を召されさりつるなり。故殊さらに。天皇新平天下。初之即位。と辭善けに詔まひ。また除賀使以外不召。則汝等所見。と詔ひつけ給へるものなる事著し。此をおもひわくへきなり。と云れたるはいかゞ。去年八月に御世治しめして。年號を立給ひ。飛鳥淨御原宮に遷都し給ひて。其十一月に。新羅客を筑紫に饗し。十二月に船を賜ひて。其年のうちに。客等罷歸るとあるものを。明る二年の春の頃などは。いまた韓國へ告らせ給ふべき御世のさまにあらされとは。何事ぞ。また六月に。新羅の賀使弔喪使の參渡り來へきにあらず。實は大友天皇に奉れる使なりけるを。天武天皇の代りて。騰極の賀を受給ひしなど。推測の私言なり。朝廷の御上に。さる曖昧なることありなんや。つとめて此御代の史を貶むと思ふ非心から。かゝる強言も云はるゝなり○一吉凌。通鑑に。七日一吉凌○韓奈末。本に末を末に誤る。今中臣本に依る。續紀に韓奈麻とあり。通鑑に。十日大奈麻○注一曰調使。本に使を訣に誤る。今正せり○貴子寶。眞毛。釋云。二人名○戊申。二十四日なり○大日本史に。秋七月始置不破關。一代要記。帝とあり。

秋八月甲申朔壬辰。詔在伊賀國。紀臣阿閉麻呂等。壬申年勞勳之狀。而顯寵賞。癸卯。高麗遣上部位頭大兄邯子。前部大兄碩子等。朝貢。仍新羅遣韓奈末金利益。送高麗使人于筑紫。戊申。喚賀騰極使金承元等。中

客以上二十七人於京。因命大宰。詔耽羅使人曰。天皇新平天下。初之即位。由是唯除賀使。以外不召。則汝等親所見。亦時寒波嶮。久淹留之。還爲汝愁。故宜疾歸。仍在國王。及使者久麻藝等。肇賜爵位。其爵者大乙上。更以錦繡潤飾之。當其國之佐平位。則自筑紫返之。

壬辰。九日なり。○伊賀國紀臣阿閉麻呂。本に麻呂二字を。臣の一字に作る。今京極本考本に據る。上卷に。七月二日。○天皇遣紀臣阿閉麻呂云々。率數百衆。自伊勢大山。越之向倭。とあり。また東道將軍紀臣阿閉麻呂とあれども。伊賀國に在しことを載せず。此人は紀大人臣の子にて。當時伊賀國阿閉郡に。故有て住居しにやあらむ。さて阿閉麻呂とは稱せしにや。○癸卯。二十日なり。○上部位頭大兄那子。高麗十二等の中に。第一等を太兄と云。次を大兄。次を小兄と云ること。隋書八十一高麗傳に見えたり。かゝれば太兄大兄は。第一二等の官なる故に。位頭大兄と云るなり。さて通證に。那子校本寒師とあり。中臣本にも寒に作れり。○頃子。活字本に子を作干。考云。舊訓コンカンと云假名もあり。然らば欣干と書てあるへし。と云り。○朝貢。集解に。按東國通鑑。唐咸亨四年夏閏五月。唐總管大將軍李謹行。破高句麗餘衆於孤濱河。俘獲數千人。此年當天皇二年。猶有高麗餘衆。可知也。とあり。○戊申。二十五日なり。○大宰は。太宰府なり。○耽羅は。信友云。新羅の誤なるへし。耽羅は新羅の屬國

なれば。本のまゝにては通えかたし。と云り。今按に。これはなほ耽羅の事として見へし。次にいふ。○在國王。此には疑あり。もしくは王下。子字を脱するか。次に云。○大乙上は。第十九階なり。後の六位に當る。○以錦繡潤飾之は。冠を潤飾れるなり。集解云。按大乙上第六位也。黑冠。武鄉云。大乙上下小乙たるか故に。以車形錦。裁冠之線。言錦繡潤飾者是也。と云り。○當其國之佐平位。通證云。言大乙上當佐平位也。然以此爵。賜其在國之王者。未審。必是唯言賜使者之爵也。或有脱誤歟。と云り。さることなり。故按に。國王とあるは國王。子ならんか。と上に云り。なほ考へし。さて佐平位は。百濟國のなるを。今耽羅國の使人に賜ひしを思へば。耽羅も百濟も。爵は同制なりしを知へし。さて此に佐次に自筑紫返とあるにて。新羅使にはあらぬ事知へし。新羅と耽羅とは。爵位同しからず。また新羅客は。京に喚すと云るを。自筑紫返とあるにて。信友の耽羅を新羅の訛なりと云れし説の。非なるを知へし。

九月癸丑朔庚辰。饗金承元等於難波。奏種々樂。賜物各有差。冬十一月壬子朔。金承元罷歸之。壬申。饗高麗那子。新羅薩儒等於筑紫大郡。賜祿各有差。十二月壬午朔丙戌。侍奉大嘗。中臣忌部及神官人等。并播磨丹波二國郡司。亦以下人夫等。悉賜祿。因以郡司等。各賜爵一級。戊戌。以小紫美濃王。小錦下紀臣訶多麻呂。拜造高市大寺司。今大官。時知

事福林僧。由老辭知事。然不聽焉。戊申。以義成僧爲小僧都。是日更加佐官二僧。其有四佐官。始起于此時也。是年也。太歲癸酉。

庚辰は二十八日なり○壬申は晦日なり○筑紫大郡。考本に大を小とあり。又同本一に大野ともあり。筑紫大郡詳ならず。通證云。疑大同中置大宰府之所。持統紀筑紫小郡とあり。なほ考へし。大野とあるによらば。筑前三笠郡にあり。天智紀に詳なり。續紀文武帝二年五月。令大宰府繕治大野基肆鞠智三城とあり○丙戌。五日なり○侍奉大嘗。扶桑略記に。十一月大嘗會。丹波播磨。供奉其事とあり。皇年代私記に。白鳳二年癸酉十一月丁卯大嘗。丁卯十六日也とあり。さて大嘗は神祇令に。凡大嘗者每世一度とありて。こゝなるは大祀の大嘗なり○神官人等。秘閣本に。官を宮に作るは誤なり。神官は。倭名抄神祇官加美豆加佐とある。これなり○二國郡司。所謂悠紀主基の國郡の郡司なり。大嘗式に。其年預令所司。下定悠紀主基國郡とあり。なほ悠紀主基の事下に云ふ○戊戌。十七日なり○紀臣訶多麻呂。傳じられす。下には堅麻呂とあり○高市大寺司。注今大官大寺是。本に官を宮に作るは誤なり。今秘閣本中臣本考本等に據る。大和志云。高市郡廢大官大寺。在小山村東。礎石尙存と云り。大安寺緣起に。飛鳥淨御原宮御宇天皇二年。歲次癸酉。十二月壬午朔戊戌。造寺司小紫冠御野王。小錦下紀臣訶多麻呂二人任賜。自百濟地始。院寺家入賜七百戶封。九百三十二町墾田地。卅萬束論定出舉稻。六年歲次

丁丑。九月庚申朔丙寅。改高市大寺。號大官大寺。三代實錄に。百濟大寺。子部大神在寺近側。含怨屢燒。皇塔。天皇遷立高市郡。號曰高市大官寺。施封七百戶。聖武天皇降詔。遷造平城。號大安寺。東齊。大安寺。天平元年。遣律師因先帝遺東齊。造立之。移唐四明寺結構。模造之。などあり。なほ舒明紀に詳かなり。大官と云るは。官にて治め給ふよしなり。然るに集解に。大宮とあるに據て。大宮謂百濟大宮。以下與大宮同地。故有此稱と云るは。甚しき非なり○知事は。字の如し。知太政官事など。准知へし。通證云。代醉編曰。梵云羯磨陀。此云知事僧。塔叢抄曰。都維那。翻云寺護。又云知事。とあり○戊申。二十七日なり○小僧都。考本に小を少とあり。さて小僧都始て出。僧官雜例集と云書に。此下に以道光爲律師とあり。此には漏たるなるへし○佐官二僧。令義解に。佐官謂僧綱之錄事也とあり。寺の略。朱鳥元年紀に。大官大寺知事佐官とあり。これまで佐官二人なりしを。此時より更に二僧を加へしとなり。然るに僧官雜例に引るは。佐官二僧とあり。下なるも同じ。これ。○有四佐官。通證に。就高市大寺而言。とあるか如し。此寺に限りて。四人の佐官ありとなり○太歲癸酉。年代記を考るに。當唐高宗咸亨四年。

三年春正月辛亥朔庚申。百濟王昌成薨。賜此小紫位。二月辛巳朔戊申。紀臣阿閉麻呂卒。天皇大悲之。以勞壬申年之役。賜大紫位。

庚申。十日なり○百濟王昌成は。義慈王の孫。禪廣の子なり。續紀天平神護二年六月。刑部卿從三位百

濟王敬福薨。其先出自百濟國義慈王。高市岡本宮。取宇天皇御世。義慈王遺其子豐璋王及神廣王。入侍。泊于後岡本朝廷。義慈王兵以降唐。其臣佐平福信。尅復社稷。遠迎豐璋。紹興絕統。豐璋纂其基之後。以譜橫殺福信。唐兵聞之。攻州柔。豐璋與我救兵拒之。救軍不利。豐璋駕船。遁于高麗。神廣因不歸國。藤原朝廷賜號曰百濟王。卒賜正廣。子百濟王昌成。幼年隨父歸朝。先父而卒。飛鳥淨御原御世贈小紫。子良廣云々。とあり。敬福は其子なり。○此小紫位。通證云。此者此間也。以百濟王故曰此。或曰。此當作外。と云り。或人云。百濟王系譜に。此を外に作れりと云り。此系譜と云もの。己未見す。まことにさる書あらは。其字に従ふへし。○戊申。二十八日なり。○賜大紫位は。賜は贈の誤なるへし。

三月庚戌朔丙辰。對馬國司守忍海造大國言。銀始出于當國。即貢上。由是大國授小錦下位。凡銀在倭國。初出于此時。故悉奉諸神祇。亦同賜小錦以上大夫等。

丙辰。七日なり。○忍海造。神功紀天智紀に見ゆ。○銀始出于當國。三代實錄十一。貞觀七年八月。太宰府言。對馬島銀穴。在下縣郡。自高山底。穿鑿巖。漏入四十許丈。白晝執炬而得。入云々。朝野群載に引。對馬實錄記に。島中珍貨充溢。白銀鉛錫。眞珠金漆之類。長爲朝貢。其採銀之地。極以險難。多年穿墳中漸

深。自口入底。二三許里。日月之光。不得照之。三人連手。以爲一番云々。などあり。神名式。對馬島下縣郡銀山上神社。銀山神社。或人云。銀山上神社は。今ギンサンシヤウと音讀すれども。シロカチヤマカミの神社とよむ。古此なり。これ白風中。對馬より白銀出。○銀在。本に在を有に作る。今考本に據る。○亦同。中臣本同を周に作る。

秋八月戊寅朔庚辰。遣忍壁皇子於石上神宮。以膏油瑩神寶。即日勅日。元來諸家貯於神府寶物。今皆還其子孫。冬十月丁丑朔乙酉。大來皇女。自泊瀨齋宮。向伊勢神宮。

庚辰。三日なり。○膏油。令義解。謂脂爲膏。自餘爲油。延喜兵庫式に。猪膏五合。瑩刀料。胡麻油一合。洗刷料。などあり。○瑩神寶。垂仁紀に見ゆ。○即日。本に日を日に誤る。今考本集解に依る。○今皆。本に今を令に作る。今中臣本に依る。○乙酉。九日なり。○大來皇女。本に皇女を皇子に訛る。今中臣本集解類史等に依る。○向伊勢神宮。齋宮式に。凡齋内親王。在京齋齋三年。即每朔日。著木綿盤。參入齋殿。遙拜太神云々。齋終之後。乃向伊勢太神宮。とあるは。此御代の泊瀨齋宮の例にならへるものなるへし。

四年乙亥

四年春正月丙午朔。大學寮諸學生。陰陽寮。外藥寮。及舍衛女。墮羅女。百

濟王善光。新羅仕丁等。捧藥及珍異等物進。丁未。皇子以下。百寮諸人拜朝。戊申。百寮諸人。初位以上進薪。庚戌。始興占星臺。壬子。賜宴群臣於朝廷。壬戌。公卿大夫及百寮諸人。初位以上。射于西門庭。亦是日。大倭國貢瑞鷄。東國貢白鷹。近江國貢白鷄。戊辰。奉幣諸社。

大學寮。オホツカサとあれども。舊本の訓にフムヤとあり。官位令の訓にもしかみえ。日中行事。釋奠條にもふむやのつかさあり。 學生を。フムヤワラハ。またフムワラハと推古紀 あれは。其方宜し。職員令。大學寮頭一人。掌節試學生。及釋奠事。學生四百人。掌分受經業。とあり。○陰陽寮。倭名抄於辛夜字乃豆加佐とあり。舊訓にウラノ寮とよめるもみえたり。○外樂寮。職員令に。典樂寮頭一人。掌諸藥物疾病。及樂園事。とあるこれなり。集解云。按中務省所管。有内樂司。對内稱外也。此時制。謂典樂寮。為外樂寮。可知也。と云れたるか如し。○舍衛女。孝德紀に見ゆ。○墮羅女。耽羅に同じ。齊明紀に出。○百濟王善光。本に光を先に誤。今秘閣本中臣本考本類史等。及前紀に據る。即禪廣王なり。天智紀に出。○捧藥。通證云。延喜式元日獻屠蘇酒。尚藥執御盞。率女孺昇殿。令藥司童女先嘗。然後供御。次白散。度障散。三朝而畢。公事根源曰。御藥儀式。始于弘仁中。今按當以此紀為始也。延曆儀式帳曰。朔日白散御酒供奉。代醉編曰。唐孫思邈。有屠蘇酒方。蓋取菴名。以名酒。後人遂以屠蘇為酒名矣。蓋真人之撰千金方。在此前年とあり。

年中行事歌合に。供屠蘇白散。春ことに今日なめむる藥子は。わかえつゝ見ん君かためとか。○丁未。二日なり。○戊申。三日なり。○進薪。私記に薪美加末伎と訓り。雜令に。凡文武官人。毎年正月十五日。並進薪。長七尺。以二十株為一擔。又云。凡進薪之日。辨官及式部兵部宮内者。共檢按貯納主殿寮。江次第に。年中所用御薪。諸司並五畿内國司供進。見主殿寮。儀式帳に。十五日禰宜内人等。御寇木六十荷奉進。などあり。按に進りし日は。古今沿革あり。禮記月令曰。季冬命四監。收秬秠。薪柴。以之。如廟及百祀之謂也。とあり。 年中行事歌合。御薪。もくしきの百の官のみかま木に。民のかまともにはひにけり。○庚戌。五日なり。○占星臺。唐書百官志に。司天臺。掌天文。稽天文歷數。凡日月星辰風雲氣色之異。率其屬占。とあり。按に後に天文臺と云る。即此占星臺におなし。○壬子。七日なり。○賜宴群臣。類史。大同二年正月戊子。曲宴。賜五位已上衣被。文德實錄。齊衡四年正月乙丑。禁中有曲宴。預之者。不過公卿近侍數十人。昔者上月之中。必有此事。時謂之子日態也。今日之宴脩舊迹也云々。公事根源に。子日遊。是はむかし人々野へに出で。子日するこて。松を引けるなり。朱雀院圓融院三條院などの御時にも。此御遊は有けるにや。とあれど。此曲宴を子日の始なるへき。○壬戌。十七日なり。○射于西門庭。正月射禮。孝德紀九年正月に行はれたる。これ始なり。次に天智紀九年正月十七日に。正しく大射字見えたり。公事根源に。正月射禮を。十七日と記せるは。此御世の此事を例とせしにや。○白鷹。倭名抄羽族部。鷹。廣雅云。一歲名之黃鷹。二歲名之撫鷹。三歲名之青鷹白鷹。今按俗說鷹白者不。雌雄皆名之良太。實。 ○戊辰。二十三日なり。○奉幣諸社。本

に奉を祭に作る。今京極本に據る。通證云。据公事根源。則是新年殺。二十二社奉幣之濫觴也。官史記曰。天武天皇四年二月甲申。祈年祭。延喜式有祝詞。とあり。祈年祭とは。新年殺とは。本は異なれども。其本は同じ。故公事根源に。祈年祭四日の下に。是は大神宮以下。三千一百三十二座の神をまつらせ給ふ。其座のたしかならざるもあり。國々におのづから幣をつけらる。諸國にも。年こひの祭を行ふなり云々。天武天皇四年二月に。はじめて此祭あり云々。また祈年殺奉幣の下に。是日二月七月二たひあり。よき日して奉らる。二十二社なり云々。天武天皇四年正月。諸社に幣を奉らる。とあり。年行事歌合も。右に同じ狀を記せれと。本紀二月條に。其事見えす。もしくは此二月の文を。祈年祭なりと誤れるか。今按。年中行事秘抄。祈年祭條に。官史記云とて。右の説を出されたり。公事根源年中行事歌合は。是れによれりと見えたり。今官史記と云書なし。惜むへし。祈年祭の事は。北山抄二月四日祈年祭條に見えたり。

二月乙亥朔癸未。勅大倭河内攝津山背播磨淡路丹波但馬近江若狹伊勢美濃尾張等國曰。選所部百姓之能歌男女。及侏儒伎人。而貢上。丁亥。十市皇女。阿閉皇女。參赴於伊勢神宮。己丑詔曰。甲子年。諸氏被給部曲者。自今以後除之。又親王諸王及諸臣。并諸寺等所賜。山澤島浦。林野陂池。前後並除焉。癸巳詔曰。群臣百寮及天下人民。莫作諸惡。若有犯者。隨事罪之。丁酉。天皇幸於高安城。

癸未。九日なり○淡路。本に淡を涉に誤る。今改む○能歌男女は。其國曲の風俗歌を。能く諳ふ男女なり。萬葉古今集等に。東歌部を立られたる。みな其國風なり。十四年紀に。九月詔曰。凡諸歌男歌女笛吹者。即傳己子孫。令習歌笛。とあるに依れば。歌男歌女のならず。歌笛もありて。古來傳習の歌笛を。世襲の業として。國々に多くありしなり○侏儒伎人は。俳優の態を侏儒に爲さしむる。これも上古よりの風俗にて。國々に傳習せしなり。さて今それらの人を貢上らしめ給ふは。此に見えたる十三國は。大嘗會の由機主基の御卜に預る國等にて。かねて其國々の風俗を。聞食看行はさむとなるへし○丁亥。十三日なり○十市皇女。上に出。萬葉一に。十市皇女。參赴於伊勢大神宮。時。見波多横山巖。吹黃刀自作歌。河上乃。湯都磐村。草武左受。常丹毛翼名。常處女表手。と詠るを見れば。此皇女の若きをこめて。いさうつくしき御姿に坐けるを。よめるなりけり。但し阿閉皇女も。共に參り給ふなるを。この皇女のみを舉じは。よみ人の此皇女に仕奉る女なればにや。と考に云り○阿閉皇女も。天智紀に阿倍皇女とあり。即元明天皇にます○參赴。この皇女等を。神宮に參らせ給ふも。戰勝の御賽に依れるなるへし○己丑。十五日なり○甲子年は。天智天皇三年なり○諸氏被給部曲云々。天智紀三年。天皇命大皇弟。定氏上民部家部等事。とあり。ここに部曲とあるは。即民部家部なり○除之。水戸本に。除上に皆字あり。さて今除給ふは。栗田寛云。彼時定め給へる部曲は。假初の事なれば。此御世に悉く收擧たりと見ゆ。と云れたるか如し。此時に至りて。始て郡縣の御制度の御目途を。立給ひ

しなり。なほ天智紀併
せ見るへし。○親王諸王。親王の名目初てこゝに見えたり。記傳云。この記傳の統は。中巻日子皇王の
下の注なり。それを既く。此紀の座坐王の下に引たる文のつゞきな。親王と云ふ號は。漢國にて。隋唐の制なるを。取られたるなり。此號。天武紀
り。されば彼皇引合せて知へし。親王と云ふ號は。漢國にて。隋唐の制なるを。取られたるなり。此號。天武紀
四年の處に。始めて見えられたるも。正しく其時始まれるさまには非ず。然れども。此御世に始まれる
ことゝは思はるゝなり。さて此號は出來つれども。其をやかて御名の下に附て。某親王と申すことは。
彼此世には未有さりしことゝ見えて。舍人皇子。新田部皇子など。其餘もみな。書紀には。某皇子と
のみあり。續紀に至て。みな某親王とは記されたり。さて親王を美古と申す故に。其に分て。諸王を
は某意富伎美と唱る定まりなれども。意富伎美と申す御稱は。天皇を始奉りて。親王諸王までにわた
る御稱にて。まつ主とは。天皇を申すなれば。諸王に限りての稱の如くなれるは。當らぬことなり。
又云。繼嗣令に。凡皇兄弟皇子皆爲親王。以外並爲諸王。自親王五世。雖得王名。不在皇親之限。
選叙令に。凡蔭皇親者。親王子從四位下。諸王子從五位下。其五世王亦從五位下。子降一階。庶子又降
一階云々。續紀六。靈龜元年九月詔に。皇親二世准五位。三世以下准六位。とあるは。蔭位をも賜はぬ
以前。もとよりの品を云なり。准字にて知へし。同紀三。慶雲二年二月。制七條。其七に。准令五世之
王。雖得王名。不在皇親之限。今五世之王。雖有王名。已絕皇親之籍。遂入諸臣之例。願念親親
之恩。不勝絕籍之痛。自今以後。五世之王。在皇親之限。其承嫡者。相承爲王。自餘如令。とあり。右
引る隋唐制と云るは。貞觀政要注。唐因。右に云る如く。古は天皇の御子等を。惣て親王内親王と稱しを。後世に
附制。皇叔兄弟皇子爲親王。とあり。

は。殊更に親王の宣旨ありて。親王と稱し。宣旨なきを。諸王の列とす。なほ親王宣旨の式は。江次
第十七に見えたり。さて諸王は。推古紀に大臣及諸王諸臣と見えたり。上代に諸王と稱しは。皇親を
惣たる稱なりしを。後に天皇の御子等。兄弟姉妹を親王と稱し。自餘を諸王と申て。五代を限とし。
或は六七世までも。王名を廢せざるもあり。右の繼嗣令に見えたるか如し。又文德實錄八にも。其事
見えたり○癸巳。十九日なり○莫作諸惡。水戸本には。諸惡莫作とあり○丁酉。二十三日なり。
是月新羅遣王子忠元。大監級喰金此蘇。大監奈末金天冲。弟監大麻朴武
麻。弟監大舍金洛水等。進調。其送使奈末金風那。奈末金孝福。送王子
忠元於筑紫。

新羅。文武王十五年なり○大監。官號なり。東國通鑑。新羅眞平王五年條に。新羅始置船府署。大監弟
監各一員。なごあり○級喰は。級伐喰なり。第九に當る。級伐喰と云るを略て。彼國にても級喰と云り。
東國通鑑に。級喰緋衣並牙笏とあり○金此蘇。釋紀秘訓に。此を比に作る。中臣本卜家本に。此蘇を
比謨に作る○弟監。官號上に云り○大麻は。大奈麻の略稱なり。十等に當る○大舍は。第十二等なり
○送使。本に送を逐に誤る。今中臣本考本に據る。

三月乙巳朔丙午。土左大神。以神刀一口。進于天皇。戊午。饗金風那等。於筑紫。即自筑紫歸之。庚申。諸王四位栗隈王。為兵政官長。小錦上大伴連御行。為大輔。是月。高麗遣大兄富干。大兄多武等。朝貢。新羅遣級。滄朴勤脩。大奈末金美賀。進調。

丙午は二日なり○土左大神は。式に土佐國土佐郡土佐坐神社大。今高賀茂大明神とまをす。土左國風土記に。土佐郡々家西去四里。有土左高賀茂大社。其神為一言主神。一説曰。味鋌高彦根尊云々。とあり。狩谷氏曰。按風土記前説。以高鴨神。為一言主神者誤。當據後説。為正。與雄略紀所載一言主神之事。自別。不可混。と云り。なほ此事は。雄略紀四年の下に詳に云り○神刀云々進于天皇。祠官より神告を以て進れるなり。禁秘御抄に。寶劔壽永入海紛失之後。被用清涼殿御劔。此劔普通時繪也。吉記曰。祭主親時朝臣。依神宮夢告。奉銀劔於院。とあるの類なり○戊午。十四日なり○庚申。十六日なり○栗隈王。本に隈を限に誤る。今中臣本考本釋紀に據る。○兵政官長は。即後の兵部卿なり。職員令に。兵部省卿一人。掌内外武官名帳。考課選叙。位記。兵士以上名帳。朝集。祿賜。假使。差發兵士。兵器。儀仗。城隍。烽火事。大輔一人。少輔一人云々。とあり。倭名抄兵部省。都波毛乃乃都加佐。とあり○大伴連御行は。十四年紀。持統紀五年。同十年。續紀一に見えたり。續紀。大寶元年正月。大納言正廣參大伴宿

禰御行薨。宣詔贈正廣貳右大臣。御行難波朝右大臣大紫長徳之子也。とあり。補任に第五子とあり。此人の妻。紀音那の貞節なることも。續紀五に見えたり○大輔。本に輔を補に誤る。今正せり○大兄富干。本に干を子に作る。今考本に據て改む。

夏四月甲戌朔戊寅。請僧尼二千四百餘。而大設齋焉。辛巳。勅小錦上當摩公廣麻呂。小錦下久努臣麻呂二人。勿使朝參。壬午詔曰。諸國負稅。自今以後。明察百姓。先知富貧。簡定三等。仍中戸以下。應與貸。癸未。遣小紫美濃王。小錦下佐伯連廣足。祠風神于龍田立野。遣小錦中間人連大蓋。大山中曾禰連韓犬。祭大忌神於廣瀨河曲。

戊寅は五日なり○辛巳は八日なり○當摩公廣麻呂。此人卒ること。十四年紀に在り。本に麻を摩とあり。下文に據て改○久努臣麻呂。本に努を奴に作る。今中臣本京極本及下文に據る。朱鳥元年紀には。阿部久努朝臣麻呂とあり。續紀和銅五年十一月。從三位阿部朝臣宿奈麻呂言。從五位上引田朝臣連閉云々。從七位下久努朝臣御田次。少初位下長田朝臣大麻呂。无位長田朝臣多那留等六人。實是阿倍氏正宗。與宿奈麻呂無異。但緣居處。更成別氏云々。俱蒙本姓。詔許之。とあり。久努地名なるへし。國造

本紀久努國造あり。倭名抄遠江岡山名郡久努。天孫本紀に。火明命十五世孫。尾治知々古連久努連祖。とあるは異姓なり。また物部大小市連公。佐夜部直久奴直等祖とも。物部印岐美連公。久努直。佐夜部直等祖。ともあるも異なり。姓氏錄に。佐夜部直。伊香我色雄命之後也。とあるも物部氏なり。○壬午。九日なり○貸税。孝徳紀貸税訓同し。貸税のこと。雜令に見えたり。巳に孝徳紀に云り○三等。ト戸中戸下戸を云。田令義解謂。凡戸上中下者。計ニ口多少。臨時量定。其餘條。稱ニ上上戸中々戸等。亦准ニ此例一也。とあり。通證に。上戸中戸下戸。猶言。上段天中農夫小農夫。と云り。○仍。本に仍を乃に作る。今中臣本類史に仍る○癸未。十日なり○龍田立野。風神は神代紀に詳なり。御社は。延喜式大和國平群郡龍田坐。天御柱國御柱神社二坐。並名神大。龍田比古龍田比女神社二坐。とあるこれなり。今立野村にあり。大和志に。平群郡立野村屬邑七。龍田村屬邑六。とあり。此地の事も。御社の事も。既に云り。神祇令に。風神祭。謂ニ廣瀨龍田二祭也。欲令診風不吹。稼穡滋登。故有此祭。とあり。此御祭の始まりし事は。崇神天皇の御世の事にして。式の風神祭の祝詞に。其旨委し。既に崇神紀に出せれば。此にいはず○間人連大蓋。本に連大二字を脱せり。今考本集解本に據る。此氏孝徳紀間人連鹽蓋の下に出○曾禰連韓犬。本に犬を大に作る。今活字本及下文に據る。姓氏錄左京神別。曾禰連。石上同祖。右京。曾禰連。神饒速日神六世孫。伊香我色雄命之後也。和泉。曾禰連。采女臣同祖。陽成紀。阿波國那賀郡人。從七位上椋部眞影等十九人。復ニ本姓曾禰連。とあり。氏族志云。後世蓋改賜宿禰。堀河帝時。有肥後權大目曾禰宗行。見除目大成鈔。とあり。曾禰は地名なり。和泉國和泉郡曾禰神社。北曾禰村にあり。饒速日命を祭ると。和泉志三才圖會各所圖會等に云り○大忌神。式に大和國廣瀨郡廣瀨坐。和加宇加賣命神社。名神大月次新嘗。

とある神社此なり。此社今川合村にあり。次云。式に廣瀨大忌祭祝詞あり。重胤云。此社を祠る事の物に見えたるは。此を始にて。翌五年に。夏四月戊戌朔辛丑。祭ニ龍田風神廣瀨大忌神。秋七月丁卯朔壬午祭云々。と有は。例年四月四日に。此神を祭らるゝ起元と聞えられた。毎年四月に龍田廣瀨神は。諦しく崇神天皇九年四月なること。既に其紀に考證せるか如し。廣瀨社縁起と云書に。當社者。人皇十代崇神天皇御宇。大和國廣瀨郡河合村出現。給。と記せる社家の傳來は。眞説なりけり。御紀に。四月甲午朔己酉。依ニ夢之教。祭ニ墨坂神大坂神。とある己酉は誤にて。丁酉には非るか。武知云。墨坂神大坂神を祭給ふとあるか。此大忌神を祭給ふ根源なるよし。御傳の誤ありて。既に云り。若然もあらは。天武天皇御世より。定來る大忌祭の。四月四月七月四日なるも。由有けなり。四時祭式に。四月七月に。此祭の有る由なるか。其は本朝月令。四月四日。廣瀨龍田祭事條云。弘仁式云。大忌神一座。廣瀨社。七月准之。風神祭二坐。龍田社。七月准之。右二社云々。又云。大忌風神二社者。四月七月四日祭之。と見ゆ。尙神祇令集解なる。風神祭の釋に。廣瀨龍田祭也。草木五穀等。風吹而枯壞之。此時不知彼神心。即天皇齋戒。願覺ニ夢中。即覺云。龍田廣瀨祭ニ二社云々とあるは。崇神天皇御世の事を云るなり。又天武天皇より以來の紀を閲るに。祭ニ廣瀨龍田神。とも。祭ニ廣瀨大忌神。與ニ龍田風神。とも每も有るは。其祭禮の同日なる故に。合せ記さるゝ耳ならず。初て齋奉初られし崇神天皇の御世より。何事も同等同事ならむ故なり。然れば其詞も。此彼と相通して。思合すへき事少からずと知へし。大忌神と申は。物忌の義なり。其は此廣瀨に坐。和加宇加賣命の亦名なるか。少意得あるへし。和加宇加賣命と申す時は。衣食住の神と

申す事にし有を。大忌神と申す時は。天宮にて。皇大御神の御饌神と。仕奉始給へる御職の號なる者なり。其證は。豐受宮儀式帳に。天照坐皇大神云々。御饌都神等由氣大神乎云々。と詔へるは。我御饌を主る神と申す意なり。若て度會宮に鎮定り給へる時に。宮中に御饌殿を造奉れるは。豐受大神より。天照大御神へ。朝夕の大御饌を。奉らせ給はむ料に。造奉れる由なり。武郷云。なほ神宮雜事記。後醍醐世記。皇大神宮儀式帳の文をも引て。委く云れたる也。此豐受大神の又名。和加宇加賀命を。大忌神と申す所以は。上件の如くにて。大忌は大物忌と申すも同事なるか。忌は上にも往々説るか如く。忌清め慎しみ敬ふ由なり。中當社神階の事は。文徳實錄嘉祥三年七月。大和國若宇賀乃寶神。加_三從五位上。とあるは。神位の物に見えたる初なるか。授と記さるへきを。加と有れば。前に從五位下を授奉給ひけむを。紀に洩たるなるへし。同錄。仁壽二年七月。加_三從四位下。同十年十月從三位。三代實錄貞觀元年正月。奉_レ授_三正三位。とありて。此餘は見えず。龍田神此祭の事は上に云る如く。崇神天皇九年四月に。墨坂神大坂神を初て祭らるゝ時より。此廣瀨龍田兩社の御祭は。有初つらむを。其後は其四月の中にて。何日といふ定も無し故に。後れなども爲つるか。終には止て過にし年なとも有つる故に。其よりは唯臨時に行るゝ耳なりしを。此四年に再興爲させ給ひて。其より恒例の神事とは。定りけるものなるへし。但しこゝなる癸未は十日なるか。翌五年四月戊戌朔辛丑に祭られしは。四月四日に定られたる禮輿なるへきか。同年七月丁卯朔壬午に祭られしは。七月の祭の始と通えたるに。壬午は十六日なり。然れば未此時四日と云ふ御定も疑に立さ

りしにや。但此は四月七月四日に祭らるゝ起元の。知ま欲さに。如此く^{ウカトキ}聖説たるにこそ有けれ。同御紀より。持統天皇御卷まで讀通るに。實に四日と云ふ御定にては無く。ト食などにて定られたるにか。詳ならず。弘仁式に。大忌風神二神。四月七月四日祭之。とあるを思ふに。弘仁造式の年に當て。定られたりとも見えさるか上に。神祇令に。常例の御祭例に記されしより。後の御紀に記されざるを思へは。大寶の御定と通えたり。令義解に。大忌祭。謂_二廣瀨龍田二祭_一也。令_下山谷水變成_三甘水_一。浸_二潤苗稼_一。得_レ其全稔。故有_二此祭_一也。と見えて。集解に。廣瀨龍田祭。自_二山谷下水_一矣。甘水成而。爲_レ令_二五穀成熟_一祭也。差_二五位已上_一。充_レ使也。古記無_レ別。跡云。祈年祭祭_二甲神_一。大忌祭祭_二乙神之類_一。依_二別式_一也。とあるか如く。大忌祭謂_二廣瀨龍田二祭_一也。と有て。大忌祭風神祭は。二にして一なる者なり。其は義解に。風神祭。謂_二亦廣瀨龍田二祭_一也。欲_レ令_二涉風不_一吹。稼穡滋登。故有_二此祭_一也。と有て。大忌祭に風神祭を兼。風神祭に大忌祭を兼たる者なり。公事根源にも。廣瀨龍田祭。是兩社は和和國に在。祭日は廢務なり。年に二度行はる。使は前日遣つ。大忌風神祭と云これなり。風水の難を除きて。年殺の豊なるを祈申さるゝにや。と有り。廢務の事の有なご。甚重き神事なり。然るに貞觀儀式。及江家次第に。此式を載られさるは。漏たるには非ず。違例の事なければなり。とあり。なほ委しき事は。本書を披見るへし。○廣瀨河曲。此社の縁起に。大忌廣瀨社。若宇加乃賀命。伊勢外宮分身也。當社者。崇神天皇御宇。大和國廣瀨郡河合村出現給云々。さて此社は。考に今在_二廣瀨河合村_一。泊瀨河倉橋川此地。と云り。

丁亥。小錦下久努臣麻呂。坐對捍詔使。官位盡追。庚寅。詔諸國曰。自今以後。制諸漁獵者。莫造檻穿。及施機槍等之類。亦四月朔以後。九月三十日以前。莫置比滿沙伎理梁。且莫食牛馬犬猿鷄之完。以外不在禁制。若有犯者罪之。

久努臣。本に久を文に誤る。今上文に據て訂せり。○對捍詔使。名例律八虐。六曰大不敬。對捍詔使。而無人臣之禮。注謂奉詔出使。宜布四方。有人對捍。不恭詔命。而無人臣之禮者。詔使者奉詔定名。及令所司差遣者是。とあり。○官位盡追。本に盡を書に作る。今類史に據る。さて説文に追逐也とあり。逐斥の意なり。解官追位。爰に始て見えたり。○庚寅。十七日なり。○檻穿。機槍。本に穿を率に誤る。今中臣本考本に據る。檻は色葉字類抄にヲリとあり。漢書五行志に。豕出困云々。古今著聞集に。件のをりは。細き木を土に打立てあるものにて云々とあり。雜令云。凡作檻穿。及施機槍者。不得妨徑。及害人。義解謂。檻者困。穿者穿。並所以捕獸者也。通證云。後漢宋均傳。設檻穿。而猶多傷害。注檻爲機以捕獸。罪謂穿地陷之。施機二字。出吳越春秋。機槍見唐律釋文。とあり。機槍をフムハナチと訓は。踏發の意にて。此處を踏時は。彼處の機發さて。獸の墮入るより。負せたる名なれども。なほこれは神武紀なる機記に押機とありにて。今世に云於登志なり。故此機槍をも於志と訓へし。と記

傳に云れたり。○比滿沙伎理梁は。通證に。遮障之義。荀子注。石絶水爲梁。所以取魚也。と云り。中臣本には滿を滿に作れり。さらは又異意あるにや知かたし。○牛馬犬猿雞之完。續紀天平十三年二月詔曰。馬牛代人勤勞養人。因茲先有明制。不許屠殺。今聞國郡未能禁止。百姓猶有屠殺。宜其有犯者。不問陰贖。先決杖一百。然後科罪。とあり。さて牛馬は。神代に保食神の耕作の爲にとて。生し給へる畜にて。本より食物とすへきにあらぬ事は明らかきを。犬猿雞。また人民の食とすへからざる習慣は。神代なからに自ら定りつらんを。たしかなる明文なし。然るに。皇國の事を記したる。全浙兵制録日本風土記に。餽饌以鹿脯魚物爲常品。海味甚多。不食鷄。謂鷄乃德信之禽。無牛脯。以爲牛代力之牲。不忍食。とあるにて。鷄をも忌たりしことは知られたり。犬猿の事はものに見えず。法苑珠林。畜生部。迦意。犬勤。夜吠。鷄競。曉鳴。牛弊。田農。馬勞。行陣。又猿類人。故不食。見涅槃經とあり。かゝる故にもやあらむ。今知へからず。されど此中にも。猿類人故不食などは。あまり理めきたり。されど此時の詔。はた佛經の意より出たらんも知かたければ。さる意にてもあらんか。○以外不在禁例。此後孝謙天皇御世に。以猪鹿之類。永不得進御。とあるは。全く佛意より出たる詔なれど。此時なるは。猪鹿など。なほ禁し給はぬを見れば。ひたふるに佛經に因給へるにはあらて。世人の忌むへき限りを。詔出させ給ふか本なるへし

自筑紫貢唐人三十口。則遣遠江國。而安置。庚寅詔曰。諸王以下初位以上。每人備兵。是日。相摸國言。高倉郡女人。生三男。十一月辛丑朔癸卯。有人登宮東岳。妖言而自刎死之。當是夜直者。悉賜爵一級。是月。大地動。

癸酉。三日なり。○一切經。二年紀に云り。元亨釋書云。是時未備也。とあり。○庚辰。十日なり。○丙戌。十六日なり。○貢唐人三十口。通證云。唐劉仁軌大破新羅。在此歲。とあり。新羅にて俘虜せし唐人なるへし。○遠江國。倭名抄城飼郡鹿城加良古とあるは。此時の由に縁れるか。又良は誤か。たつぬへし。○庚寅。二十七日なり。○初位以上。此時諸臣の位に。初位と云はあらぬを。こゝにかくあるは。大建小建を初位とも云りしにや。○高倉郡。倭名抄に相摸國高座郡。○生三男の上。一字を脱せしにや。續紀文武三年には。一産二男二女。慶雲三年には。三産六兒。初産二男。次産二女。後産二男。などあり。○癸卯三日なり。○妖言。妖は妖に同じ。オヨツレト。天智紀にみえたり。史學指南。欺罔姦邪之言。謂之妖言。○直者。殿居人なり。文選注。直謂宿禁中。備非常。とあり。此夜かく直者に爵をしも賜ひは。おほらけならぬ妖言にて。甚く宮中にて。驚かせ給ひしなるへし。叛者などありけるにや。

天武天皇
五年丙子

日本書紀通釋卷之六十六

飯田武郷謹撰

五年春正月庚子朔。群臣百寮拜朝。癸卯。高市皇子以下。小錦以上大夫等。賜衣袴。褶。腰帶。脚帶。及机杖。唯小錦三階。不賜机。丙午。小錦以上大夫等。賜祿各有差。甲寅。百寮初位以上。進薪。即日悉集朝廷。賜宴。乙卯。置祿射于西門庭。中的者。則給祿有差。是日。天皇御島宮。宴之。甲子。詔曰。凡任國司者。除畿內及陸奥長門國以外。皆任大山位以下人。

百寮の下。本に朔字あるは衍なり。今考本類史に據る。また拜朝の下。考本に庭字あり。○癸卯。四日なり。○褶。衣服令に。皇太子禮服。深紫紗。褶。義解謂。褶者所。以加袴上。故俗云。袴褶也。とあり。褶の事も其名義も。既に推古紀に云り。○腰帶は。所謂石帶なり。これも衣服令に。一品以下五位以上。金銀裝。腰帶。六位七位八位。烏油腰帶。延喜彈正式に。刻鏤金銀帶。及唐帶。五位以上並聽着用。裝束要

領抄に。腰帶或云宛腰アチコとあり○机杖は。机と杖と二種なり。本に二字をオシマツキと訓るは誤なり。古寫本にオシマツキ云と訓り。秘閣本には杖机とあり。されどそれは誤なるへし。漢書吳王濞傳に。賜吳王几杖老不朝とあり。さて机は。和名抄調度部に。几器也。西京雜記云。漢制。天子玉几。公侯皆以竹木爲几。於之爲節。今案。几通又有。器也。凡也。象形。釋名。几。腰也。所以。物也。下。脚木。几下有。亦作机三字。按廣韻。几。或作机。蓋几用木造。故後人從木作机。與机文字。名机字。混無別。然漢書。似以几爲几案。以机爲几案。亦作机三字。恐後人所增。非源有之。昌平本下抄本。有和名二字。既明机。夾膝又案机。天。などあり。夾膝の事は。既。さて几は今云脇息なり。杖は賜與杖などの杖とは異にて。其官位ある人の燕居を。優待し給ふか爲に。几に附て杖をも賜ふなり。然るを考云。机杖とは。節會の時など。腰を懸らる事なり。其將机を御免と見えたり。杖は兵杖にて。弓矢刀を帶するなるへし。と云れたるは信かたし。○不賜机。與清云。机下杖を脱するかと云り。されど机と杖とは二種なり。杖は机よりは。やゝ重きを知らせたるなり。一物とは爲すへからす○丙午。七日なり○甲寅。十五日なり○進新。大日本史。按前年正月三日。百寮献新。據三年中行事公事根源。後世正月十五日献新。蓋始于此とあり。通證云。後世以此日爲定式とあり○乙卯。十六日なり○置祿射云々。置は積置なり。さて賭弓の祿に錢を用ひしこと。増鏡に見えたれば。この祿も錢なりしなるへし。通證に引る。史。孫子傳。與王及諸公子。逐射千金。正義云。隨逐而射。賭千金。世說新語曰。相支出射。有劉參軍。與川參軍。期賭。などある文に基つけるものなるへし。さて賭弓は。後世は十八日なり○中的者。本に者字なし。今類史に據る○給祿有差。通證云。式法定淳和天皇長元年とあり。類史第七十三。天皇元年正月十七日。射禮賭射附出下。成兵賭射。右近衛射禮之時とあり。公事根源射禮十七日の下云。是は建禮門にて行侍る事なり。代の始には豊樂院にてあり。十五日に先兵部省手つがひといふ事有て。射手をととのへさたむる儀式あり云々。

又射禮イコノのあくる日は。射遣イコノとて有。其は昨日射禮に參せざる四府左右近衛。左右兵衛に。けふいさしむるかゆるに。射のこしとは申なり。弘仁二年正月に此事はじまる。また賭弓十八日下云。是は天子弓場殿にのそみて。弓を御覽するなり。仲春に弓をみる事は。禮記などにも侍るにや。期をつきのをかけて。左右の近衛。左右兵衛。四府の舍人どもの射侍るなり。左右の大將射手を奏せらる。勝のかたは。まけの方に罰酒を行ふ。又勝の方は舞樂を奏す。大かた近衛の管領にてあれは。事はて後大將射手に慶をたふ。是をかへりあることいふなり。かへりあるし行はぬ大將は。左右なく參内せぬことにて。度々の召につきてまゐるとかや。又殿上の賭弓とて。臨時に弓を御覽する事あり。それは殿上の侍臣どもの射侍るなり。新井君美云。此事天武天皇五年正月より始なといへど。賭射といふ事國史に見えし所は。淳和天皇天長元年正月に行れしをや始と申すへきと云り○宴之。國史十六踏歌の下に出せり。踏歌節會は。公事根源云。踏歌といふは。正月十五日の男踏歌の事に侍へし。近頃行はれ侍るは女踏歌なり。それは十六日なり。延喜式。中宮正月十六日踏歌。女四十六人。踏料云々。などあり。光源氏の物語などにも。おほくは男踏歌の事を申侍る云々。天武天皇三年正月に。大極殿に渡御なりて。男女わかつ事なく。開夜に踏歌の事有と見えたり云々。此紀三年に。この事見え。疑ふへし。これ。は以呂波字類抄に。本朝事始を引て云り。なほ踏歌の事は持統紀云○甲子。二十五日○陸奥長門國云々。陸奥は邊要の地たること。延喜式に見え。長門は關國なること。衛禁律に見えて。他國よりは其任の重きか故なり○大山位以下人は。後の五位以下に准す。國司位階。後世よりは軽く定め給へる

二月庚午朔。朝拜。癸巳。耽羅客賜船一艘。是月。大伴連國麻呂等。至自新羅。夏四月戊戌朔辛丑。祭龍田風神。廣瀨大忌神。倭國添下郡鰐積吉事。貢瑞鷄。其冠似海石榴華。是日。倭國飽波郡言。雌鷄化雄。辛亥勅諸王諸臣。被給封戶之稅者。除以西國。相易給以東國。又外國人。欲進仕者。臣連伴造之子。及國造子聽之。唯雖以下庶人。其才能長。亦聽之。己未。詔美濃國司曰。在礪杵郡。紀臣阿佐麻呂之子。遷東國。即為其國之百姓。

朝拜。本に朝字なし。今水戸本に據る。○癸巳。二十四日なり。○辛丑。四日なり。○鰐積吉事。鰐積氏系未詳。○瑞鷄。本に瑞を端に誤る。今正す。○冠。通證云。冠訓佐加。今云登佐加。倭名抄。鷄冠菜。土里佐加乃里。式文用鳥坂苦。○飽波郡。倭名抄。平群郡飽波阿久奈美。大和志云。已廢。存安堵村。東安堵村屬邑。其一曰飽波。大安寺緣起に。小治田宮御宇太帝天皇。召田村皇子。以遣飽波葦崎宮。令問厩戶皇子之病云々。又退三箇日間。皇子私參向飽波。問御病狀。續紀。神護景雲三年十月己酉。幸飽波

宮。なごあり。○辛亥。十四日なり。○封戶之稅。續紀天平十一年五月。詔曰。諸家封家之租。依令二分入。官。一分給主者。自今以後。全給其主。運送備食。割取其租。十九年五月。太政官奏曰。封戶人數級有。多少。所輸雜物不。等。是以官位同等所給殊差。准法准量。理實不堪。請每一戶。以正丁五六人。中男一人。為率。則用鄉別課口二百八十。中男五十。擬為定數。其田租者。每一戶。以四十束為限。不令合。加減。奏可之。なごあり。○外國人。海外の國を云には非ず。畿外の國を云。持統紀にも見ゆ。三代格に。畿内外國と云事も見ゆ。なほ是行紀に。邦外之。とある處にも云り。○才能長。長の訓イサセ詳ならず。假名本にもいさせとあり。○己未。二十一日なり。○礪杵郡。和名抄土岐郡とあり。○紀臣阿佐麻呂。中臣本阿佐。詞に作る。詳ならず。集解に。按阿佐麻呂。蓋近江朝人。配流在於美濃也。非大人及阿閉麻呂之族。續紀養老二年。有無位紀臣龍麻呂等十八人。賜朝臣姓。蓋是此黨也。と云り。信友は。壬申の役。近江方紀大人族かと云り。なほ考ふへし。

五月戊辰朔庚午。宣進調過期限。國司等之犯狀云云。甲戌。下野國司奏所部百姓。遇凶年飢之。欲賣子。而朝不聽矣。是月。勅禁南淵山細川山。並莫芻薪。又畿内山野。元所禁之限。莫妄燒折。六月。四位栗隈王得病薨。物部雄君連。忽發病而卒。天皇聞之大驚。其壬申年。從車駕。

入東國。以有大功。降恩賜內大紫位。因賜氏上。是夏大旱。遣使四方。捧幣帛。祈諸神祇。亦請諸僧尼。祈于三寶。然不雨。由是五穀不登。百姓飢之。秋七月丁卯朔戊辰。卿大夫及百寮諸人等。進爵各有差。甲戌。耽羅客歸國。壬午。祭龍田風神。廣瀨大忌神。是月。村國連雄依卒。以壬申年之功。贈外小紫位。有星出于東。長七八尺。至九月。竟天。

庚午は。三日なり○進調過期限。賦役令に。凡調庸物。毎年八月中旬起輪。近國十月三十日。中國十一月三十日。遠國十二月三十日以前納訖。とあり。此御世のもの。大方さることなりしなるへし。さて此下に云云とあるは。文長くして略したるか。又はたゞ云々とのみ云ひて。中古の記録文體に。添へしものにもあるへし○甲戌。七日なり○欲賣子。通證に。賣子爲奴婢也。とあり。戶令賊盜律等に見ゆ○南淵山細川山。南淵山用明紀に見ゆ。大和志に。在高布郡稻淵村。とあり。細川山。同志に在細川村。とあり。萬葉七に。南淵之細川山立。檀云々。契沖云。南淵は地廣くして。其中に南淵山細川山もあるならん。さて萬葉に。南淵之細川山とは詠るならむ。と云り○燒折。野を燒き木を折るなり。本に折を折に誤る。今中臣本考本に據る○四位栗隈王。本に隈を限に誤る。今中臣本考本に據る。上文には諸

王四位とあり。こゝは省きしものか○物部雄君連卒。前紀には朴井連とあり。中臣本に。御本に莫とありと云り○從車駕入東國。天皇の吉野を發て。東國に入給ひし時。元從者の一人たりしこと。そこに見えたり○賜内大紫位。考本賜を贈に作る○賜氏上。この事天智紀に見ゆ○祈諸神祇。延喜式臨時祭式に。祈雨神祭八十五坐を載せたり○祈于三寶。此は佛を指て云るなり○戊辰。二日なり○百寮。本に寮の上姓字あるは衍なり。今中臣本考本に依る○甲戌。八日なり。京極本に一作辛巳とあり。辛巳は十五日なり○壬午。十六日なり○祭龍田風神云々。神祇令。孟夏大忌祭。風神祭。孟秋大忌祭。風神祭。とあり○村國連雄依卒。天皇吉野を發し給ふ時。男依等に詔して。急に塞不破道。かじめ給ひしに。天皇伊勢郡家に至り給ひし時。男依乘驛來奏曰。發美濃師三千人。得塞不破道。於是天皇美雄依之務云々。また息長横河。或は安河濱に戦ひ。瀬田に至り。粟津岡下にて。大友皇子を走らせ奉れるなど見えたり○有星。彗星なり○長七八尺。本に長字を脱せり。今京極本中臣本に依る○竟天。中臣本云。假名本天を失に作るこあり。

八月丙申朔丁酉。親王以下。小錦以上大夫。及皇女姬王。内命婦等。給食封各有差。辛亥詔曰。四方爲大解除。用物。則國別國造輸祓柱。馬一匹。布一常。以外郡司。各刀一口。鹿皮一張。鐮一口。刀子一口。鎌一口。矢

一具。稻一束。且毎戸麻一條。

丁酉。二日なり。○皇女姬王。按に皇女は親王にあたり。姫王は諸王にあたり。持統紀五年には。内親王女王とあり。また此女王を王女と書ることもあり。已に云り○食封。孝徳紀に出○辛亥。十六日なり○大解除。解除に二季大祓あり。續紀養老五年七月。始令文武百官。率妻女姉妹。會於六月十二月晦大祓之處とあり。神祇令。凡六月十二月晦日大祓云々。百官男女聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部爲解除云々。これ二季の大祓なり。また記。仲哀天皇崩後。取國之大奴佐。爲國之大祓。と云事あり。これ臨時大祓なり。こゝに四方爲大解除とあるは。即爲國之大祓。と同じ事なり。みな臨時に事ある時定むる所なり。續紀十一に。遣使諸國大祓。とあるは。大嘗を行給ふ爲なり。此時の大解除は。いかなる事ならむと思ふに。或人の。彗星に依て臨時に行はれしなりと云へり。さることにもやありけん○祓柱は。祓具なり。これ國之大奴佐なり○馬一匹。通證に。江次第。御贖物持來。祓物牽立畢。又詳見貞觀儀式。西宮記等とあり。馬を祓柱に牽るは。神に奉る幣帛の料なり。布羅刀子矢を幣帛の料なり。深き由縁ある事なるへけれど。今知かたし。重胤云。解除に馬を牽く事は。神祇令に。凡諸國須大祓者。國造出馬一疋云々と有るを。已に天武天皇紀五年八月詔に云々とあれば。其頃の御定かと思ふに然らず。古き事なり。雄略紀十三年三月。狹穗彥立孫齒田根命。以馬八匹大刀入口。祓除罪過。

既而歌曰云々と有るは。古くより祓柱に出せりし例を以て。馬を令出給ひし者なり。孝徳天皇紀。牝馬孕。於己家。使使祓除。其馬云々などの事は。悪行には違ひ無き物から。古祓柱に馬を出せりしを以てなり。四時祭式六月晦日大祓十二月條に。馬六疋を祓柱の中に載られ。儀式大祓儀には。其日午四尅。神祇。宮内。縫殿等官省寮。候延政門外。百官會集祓處。先此神祇官。陳祓物於朱雀門路南とある。細書に分置六處。但馬在南方。北向と見えたり。江次第には。馬六疋牽立朱雀門橋上云々。御贖物持來。祓馬牽立畢と有り。借他祓柱は。大川道に持出て流すを。馬は唯神等の耳聴く聞食む表物として。出す所なれば。祓事畢て後に。馬寮に收らるゝなるへし。以上大祓。詞讀義。と云り。按に。馬は唯神等の耳聴く聞食む表物として。出す所なれば云々とあるは。大祓詞に。高天原爾耳振立。聞物止馬牽立氏とあるに依られたるなれど。馬を牽立る事は。祓に馬を出す事のある。其を表物として言を成せるなり。出雲國造神賀詞にも。馬を献る事を。白御馬能。前足爪後足爪。踏立事波。大宮能内外。御門柱乎。上津石根爾踏堅米。下津石根爾踏疑之。振立流事波。耳能爾高爾。天下乎所知食左牟事志。太米と云るか如し。其か爲に馬を祓に出すにはあるへからし。神壽詞の文も。御門柱を踏堅米踏疑之云々の爲に。馬を献るにあらぬと同一。是も國造か馬を献るよりして。其を表物として。文をなせること。大祓詞におなじ。○布一常。賦役令義解。布一丈三尺。是爲一常とあり。常は段に同じ。通證に引る廣額の額は用なし。○鐙。通證に當て鐙とあり○刀子。小刀なり○矢一具。三代格延暦二十年文に。以三十隻爲一具とあり○麻一條。中臣本考本。及本書傍書に。條を把に作る。訓に依るに。把ヒロシキの方は似たり。さて麻一條とあるには。木綿と麻との二種を。合せたるなるへき事。記傳に云り。さて神祇

令に。凡諸國須大被者。每郡出刀一口。皮一張。鐵一口。及雜物等。戶別麻一條。其國造出馬一匹。とあり。聊異なり。

壬子詔曰。死刑。沒官。三流。並除一等。徒罪以下。已發覺未發覺。悉赦之。唯既配流。不在赦例。是日。詔諸國。以放生。

壬子。十七日なり。○死刑沒官三流。本の訓は甚しき非なり。こゝは死刑を一項とし。沒官を一項とし。三流を一項として見るべきなり。其證は。續紀十四。天平十三年正月甲辰。逆人廣嗣與黨。且所捉獲。死罪二十六人。沒官五人。流罪四十七人。徒罪三十二人。杖罪一百七十七人。とあるにて知へし。さて死刑は死罪なり。沒官は官を沒る罪なり。獄令また續紀に見ゆ。三流は流罪なり。次に云○並除一等。中臣本に除を降に作る。右の三項の罪に。各等級あるを云。さるは死罪に絞斬あり。三流に遠中近あり。續紀九。神龜元年。伊豆安房常陸佐渡陸奥土佐六國爲遠。東方は遠。越前安藝爲近。とあり。延喜式に四方を信濃と爲す。沒官に除名あり。免官あり。免所居官あり。官當あり。右等の差あれば。其等差に従ひて罪を減するなり。されは本に除とあるよりも。降とある方よろし。然るに本の非訓に據て。通證に。日。死刑者沒入爲官奴婢也。と云るは。更に聞かたし。集解また其辭に循へれば。云に及はす。○徒罪以下。史學指南云。徒奴也。蓋奴辱之。とあり。一年より三年に至る五等あり。以下は杖笞なり。○配流不在赦例。名例律云。凡流配人。在道會赦。計行程。過限者。不得以赦原。とあり。○放生。始て見えたり。又續紀一にも見ゆ。通證云。放生會。定養老

四年。拾芥抄曰。八月十五日石清水放生會。文獻通考禮樂合編。亦載此事。とあり。政事要略二十。三に見えたり。

是月。大三輪眞上田子人君卒。天皇聞之。大哀。以壬申年之功。贈内小紫位。仍諡曰。大三輪眞上田迎君。

大三輪眞上田子人君。上卷に三輪君子首に作れり。續紀に神麻加牟陀君兒首に作る。考本には。ここをも兒首とあり。○壬申年之功。上卷に伊勢國司介三輪君子首云々。率數萬衆。自伊勢大山。越之向倭云々の事あり。續紀二。大寶元年七月勅。先朝論功行封。時賜神麻加牟陀君兒首十一人。各一百戸云々。同居中第。宜依令四分之一傳子。とあり。○諡の訓。推古紀に稱をタトへと訓り。令義解云。諡者累生時之行迹。爲死後之稱號。とあり。諡號の例は拾芥抄に見えたり。○眞上田迎君。眞上田も迎も共に諡號か。詳ならず。按に眞上田は。なほ姓にて。迎と云か諡號にもあるへし。なるにて。迎と云義詳ならず。或人は平の延かと云れど。いかとあらむ。さて此を臣下に諡を賜へる始なるへし。

九月丙寅朔。雨不告朔。乙亥。王卿遣京及畿内。授人別兵。丁丑。筑紫大宰三位屋恒王。有罪流于土左。戊寅。百寮人。及諸蕃人等。賜祿各有差。

不告朔。儀制令。凡文武官初位以上。每朔日朝。各注當司前月公文。五位已上。送著朝廷案上。大納言進奏。若遇雨失容。及泥潦竝停。辨官取公文。納中務省。太政官式。凡天皇孟月臨軒視朔。國史。桓武天皇延曆十九年夏四月己巳朔。御太極殿視朔。淳和天皇天長元年夏四月庚辰朔。御太極殿視告朔事。弘仁式。每月晦日勘錄。少納言每月四日進奏。とあり。公事根源云。視告朔。一月三日條。是は百官の行事上日をしるして。此紀上。日とあり。月毎に天子の御覽せらるる也。告朔の文を見そなはずと申心なり。天子太極殿に出御なりて見給。天武天皇五年九月には。雨によりて告朔なしと。日本紀にあれば。此時より前に始りぬとは知へし。論語にいへるは。月毎に朔を廟につくるといへり。それをも告朔といへり。字はおなじけれども。心は替たり。言惣意別と申は。かやうの事にや。此事或は一日にあり。又四日などなり。視告朔をかきて。たうかうさくと。二文字によむか。口傳にて侍なり。こくさくとは不讀なりとあり。年中行事歌合判詞も。大凡同じ。但し歌に視告朔をたにどのことおまけるからくこのひつしのおとをなほや。さてこの事。たつねん。女房。かくよまれたるはたかへり。されどそれを告めいぬに。意ありしなるへし。これは序に云。寛平以後は行はれざりしこと。年中行事に清涼記を引て云り○乙亥。十日なり○按人別兵。本に按を授に作る。今は京極本中臣本に據る○丁丑。十二日なり○屋恒王。類史諸本及釋紀等に。屋垣王に作れり。考本には一本。八垣王とあり。○戊寅。十三日なり。

丙戌。神官奏曰。爲新嘗卜國郡也。齋忌。則尾張國山田郡。次。此。齋忌。此云。齋既。

云須。丹波國訶沙郡。並食卜。是月。坂田公雷卒。以壬申年功。贈大紫位。

丙戌。二十一日なり○神官。神祇官なり○奏曰は。新嘗の爲に。悠紀主基の國郡を定めて。豫め神祇官をして。卜はしむるか故に。其由を奏せるなり○齋忌次の事は。大嘗祭式に。凡在京齋場者。預分設二兩處。悠紀在左。主基在右云々。其宮。東西二十一丈四尺。南北十五丈。中分東爲悠紀院。西爲主基院。宮垣正南開二門。内樹屏離云々。とありて。正殿の東西に。悠紀主基二院を建て。其殿にて。天皇御自ら神饌を供へ。神を祭り給ふ。これを悠紀主基と申すなり。其悠紀主基の二院を造るより始めて。此行事の儀式等は。委しく貞觀延喜等の式に載たり。さて大嘗祭式云。凡踐祚大嘗云々。其年預令所司卜定悠紀主基國郡。奏可訖。即下知。依例准擬。又定檢校行事。とある。これは踐祚大嘗の事なれども。此御世には。年々の大嘗にも。なほ悠紀主基の國郡を定め給ひしものなるへし。神祇令に。凡大嘗者。以外每年行事。とある如く。上代は踐祚大嘗に限らず。國郡卜定ありしを。今の時に至りて。毎世一年と定められしものと見るへし。但令以後とも。毎年の新嘗にも。右の如く齋忌次の國郡をこそ。踐祚大嘗の如く定められ。新嘗會御按禮の國郡を立らるる事なり。宮内省式に。凡新嘗祭所。供。官田稻及粟等。毎年十月二日。神祇始史各一人。率。卜部。省丞各一人。率。史生。共同。大炊寮。卜定。應。進。稻粟。國郡卜了。省丞以。奏狀。進。内侍。内侍。下。官。官。即。下。と見えたるか如し。官主。秘。事。口。傳。抄。なる。應。長。元。年。の。文。書。に。十。月。一。日。大。炊。寮。拔。穂。三。十。束。山。城。國。宇。治。郡。供。御。粟。三。斛。云々。とあり。粟。と。口。糧。と。爲。た。る。稻。を。云。なり。と。頂。嵐。云。れ。たり。さて。齋。忌。次。と。云。名。義。は。古。來。さ。ま。ま。に。い。ひ。て。一。定。の。説。な。し。按。に。齋。忌。は。此。に。あ。る。か。正。字。に。て。齋。忌。み。清。ま。は。り。仕。奉。る。御。膳。の。名。なる。へ。し。次。も。字。は。借。た。る。もの。に。て。清。々。しく。清。ま。は。れる。名。義。に。て。齋。忌。に。か。は。る。こと。な。し。

田中頼川は。悠紀は齋酒。主基は清酒にて。神に備ふる酒の名なるを。酒を云て。御饌を兼たるものなりと云り。されど酒の事のみにはあらしとおもはるゝは。太神宮儀式帳。朝夕御食之湯貴之神祭物。四百六十二口。湯貴御饗漁時祭。用物毎十二口。九月神嘗供奉。拔穂稻卅束。三節祭湯貴神清酒料二百四十束。湯貴御饗探海往。禰宜内人小内人。及祝部等。荒祭宮湯貴清酒料稻六十束。などありて。湯貴之神祭物。湯貴御饗。湯貴神清酒。などあれば。酒のみには限らぬ名目なること知られたり。さて右の如く。神宮の書に湯貴とは多くあれど。主基と云事の見えぬは。主基も名義は同じけれど。此名目は。大嘗にのみ云稱なればなるへし。されば主基も。清忌の御膳の名と心得てあるへし。矢野玄道云。神代紀口訣に。悠紀主基の義を解て。以齋讀由者。如齋庭之穂。言潔齋之辭也。清淨而祭天神。以云悠紀。後度神供祭地神。以云主基也。と見えたるは。忌部氏に傳はれる古傳なること疑なし。此に考合すへきは。集古遺文に載る。地藏院古記に。大嘗祭は。神代より興りて。世々に行ひ給ふ事。國史に見えたり。然るにユウキに天神を祭り。スキに地祇を祭る事は。天武天皇始めて。世々の例となれり。とある。天武天皇御世よりなりと云は。信られねど。決めて古傳にて。後鳥羽天皇御記。また永和記にも。近き御世まで仕奉り坐し祝詞御文にも。よく符ひ。泰山集に。大嘗會天下諸神一神不遺とも。大嘗會祭三千餘座。只用兩社。と説るも。由ある傳と所思ゆればなり。卜家なる名法要集にも。天神をユキ。地祇をスキと見ゆ。古史傳二十九と云れたるは。いとめつらしき説なり。さてしか天神地祇と。別て祭

らせ給ふと見ても。悠紀主基の名目は。上に云るか如くにて差支なし。然るに。池邊風機か古語拾遺注に云く。由紀主基。名義は。由紀曰齋庭。主基曰女にて。兩宮同狀に造らる。事なり。悠紀に齋忌次。私記曰。古稱。頭支。師說。女。於齋忌。今稱。主基。名義。先師說曰。謂。悠紀。者。湯貴也。是則浴湯齋忌之義也。と云る。大字を解たるはよろしきを。由紀を齋忌の意としたるはいまたし。又玉勝詞に云。今略くと云れたるもあらす。大は即助の意にて。ものを介することを。古くはスキとも。スケとも云るなり。この大は。齋庭に若し穢なるとのあらむ時の助に造らるるにて。同狀なるは。同事を行はむ料のものなる故なり。大人は次の字にのみなつまれて。むつかしく云れたるなり。假令其族ならむにも。主基は助の料ならで。何とかせん。一段にても事足るべきをや。淵源を言とせらるゝか故に。しか處に。二方には設らるゝにこそ。と云れたるは。甚しき推測なり。○山田郡。和名抄。尾張國山田郡。後春日部郡に併たり。○訶沙郡。倭名抄。丹波國加佐郡。續紀和銅六年四月。割丹波國五郡。始置丹後國。とあり。○食卜。令義解に。謂凡卜者。必先墨畫龜。然後灼之。兆順食墨。是爲卜食。さて卜定國司。京に參上りて。其事に奉仕すること。貞觀儀式に見えたり。○坂田公雷。此氏は繼體皇子仲王之後。本紀に出。雷詳ならず。上にも見えず。

冬十月乙未朔。置酒宴群臣。丁酉。奉幣帛於相嘗新嘗諸神祇。甲辰。以大乙上物部連麻呂爲大使。大乙中山背直百足爲少使。遣新羅。

宴群臣。類史歲時部二孟に出。二孟とは。二孟句儀とて。四月十月の朔に行はるゝなり。公事根源云。是は天子夏冬の季の改まるはじめに。臣下に御酒をたひ。政をきこしめす義なり。おほよそ句には色々あり云々。この夏冬のをば。二孟の句とも申すなり。十月一日には。先御衣かへあり。掃部寮夏の御裝束を撤して。冬のに改め給ふ。天皇南殿に出御有て。節會あり。是を孟冬の句とは申なり。二献

の後。氷食を群臣にたまふ。孟夏の旬には扇を給ふ。大かたの儀は孟夏におなじ云々。とあり。なほこの二孟夏の事は。江次第年中行事歌合に見えたり○丁酉。三日なり○奉幣帛。本に奉を祭に作る。今京極本に據る○相嘗新嘗。本には上の嘗字脱たり。今京極本水戸本に依る。これは相嘗と新嘗との二祭の名目なり。必嘗字あるへし。神祇令に。仲冬上卯相嘗會。下卯大嘗祭。義解謂。相嘗祭謂。大倭。住吉。大神。穴師。恩智。意富。葛木。鴨。紀伊國日前神等類是也。神主各受官幣帛。而祭。延喜四時祭式に。相嘗神七十一坐。公事根源に。ちかき頃は。絶てきたなし。とあれば。其比は既に絶しなりけり。延喜講書私記曰。調庸荷前。先祭神祇。號相嘗祭。後奉山陵。號荷前也。とあり。さて相嘗の訓は。公事根源にあひむへの祭とよむなりと云へれど。アヒニへ。又アヒナメなどよむへし。新嘗は上に見えたると同じ。仲冬下卯に祭り給ふへき神等に。まつ幣帛を奉らるゝなり。然るに重胤は。ここに相新嘗とある本に據て云れけるは。續紀第三十八段に。大新嘗乃續其比云々とあり。相嘗大嘗と云事なるを。爾用に當て。新嘗の字を書けたり。と云れたるはよからず。○甲辰。十日なり○山背直百足。元年紀に。山背直小林と云人あり。

十一月乙丑朔。以新嘗事不告朔。丁卯。新羅遣沙喰金清平請政。并遣汲喰金好儒。弟監大舍金欽吉等。進調。其送使奈未被珍那。副使奈末好福。送清平等於筑紫。是月。肅慎七人。從清平等至之。癸未。詔近京諸國而放生。甲申。遣使於四方國。說金光明經仁王經。丁亥。高麗遣大

使後部主簿河于。副使前部大兄德富。朝貢。仍新羅遣大奈末金楊原。送高麗使人於筑紫。是年。將都新城。而限内田園者。不問公私。皆不耕悉荒。遂不都矣。或本無是年以下不都矣以上廿五字。注十一月上。

不告朔。今月新嘗祭の事あるいそぎに附て。告朔を止められたるなり。去月の相嘗新嘗。諸神祇奉幣の事にはあらず。さて此月新嘗祭ありしこと。本紀に漏されたり○丁卯。三日なり○遣級喰。本に級を汲に作る。今釋紀に據る○金好儒。本に儒を濡に作る。今考本に據る○金欽吉。欽の訓オムとあるによらは。飲の誤にもあるへし○癸未。十九日なり○甲申。二十日なり○金光明經。金光明最勝王經十卷。金光明經四卷○仁王經。三藏目錄。仁王護王般若波羅密經一卷○丁亥。二十二日なり○後部主簿。本簿を博に作る。今集解に據て改む。後漢書高句驪傳云。凡有五族。有消奴部。絶奴部。順奴部。灌奴部。桂婁部。本消奴部爲王。稍微弱。後桂婁部代之。其置官。有相加。對盧。沛者。古部。大加。主簿。優台。注按高驪五部。一曰内部。一名黃部。即桂婁部也。二曰北部。一名後部。即絶奴部也。三曰東部。一名左部。即順奴部也。四曰南部。一名前部。即灌奴部也。五曰西部。一名右部。即消奴部也。古部大加。高驪掌賓客之官。如鴻臚也。とあり。按續紀考證卷三。此文を引て。後部王博阿子に作り。其説を爲すは非なり。○河于。中臣本釋紀等に。河を阿に作る。人名なり○新城。十一年にも。地形を見せしめ給ひしことあり。大和志に。添上郡新木村。舊作新城。

とあり。持統紀三年八月にも。監新城とあれば。其頃には。宮室をも營築し給ひしなるへし。さて續紀三十に。新城乃大宮爾。天下治給之。同三十三に。幸新城宮とあるは。平城宮を稱せり。さらばこの城の舊名にもやあらむ。よく考へし。○限内田齒者。考本に。限上に一本除字あり。とあり○遂不都矣。遂上然字などあるへきなり。さて此下に。無是年以下不都矣以上廿五字注十一月上。の十八字。本には脱字あり。今不字矣字は京極本に據る。廿五の二字。本に學一字に作る。今考本に據て訂せり。されど此注本より後人の撥入なることは明らかし。中臣本には。此注御本に无とあり。一本には家本无とあり。集解には削れり○扶桑略記云。五年丙子。自春不雨。天下大飢。勅諸國講讀最勝仁王等經。親王以下内命婦等。各給食封とあり。本紀には漏されたり。

六年丁丑

六年春正月甲子朔庚辰。射于南門。二月癸巳朔。物部連麻呂至自新羅。是月。饗多禰島人等。於飛鳥寺西槻下。三月癸亥朔辛巳。召新羅使人清平。及以下客十三人於京。

庚辰。十七日なり。大日本史云。自是以後。本書比年書十七日射。其爲恒例明矣。とあり○南門。類史に西門に作れり○多禰島。通證云。周匝百七十四里。距大隅百八里。續日本紀曰。天平五年。多禰島熊毛郡大領安志託等。賜多禰後國造姓。益救郡大領加理伽等多禰直。類聚三代格。弘仁十五年九月。停多

嶺島。隸大隅國。能滿合於馭謨。益救合於能毛。四郡爲一。倭名抄。大隅國馭謨郡熊毛郡とあり。この熊毛と云々。上代の多禰島にて。今も種子島と書り。なほ十年八月の下合考へし。唐書作多尼。皇明世法錄作多禰。全唐兵制日本風土記。種島作尼。抄にも。亦此文を載たり。此に入へし○辛巳。十九日なり。

夏四月壬辰朔壬寅。村田史名倉。坐指斥乘輿。以流于伊豆島。乙巳。送使被珍那等。饗于筑紫。即從筑紫歸之。

壬寅。十一日なり○村田史。系詳ならず。秘閣本中臣本類史釋紀に。村を材に作る。京極本釋紀一本等には。代に作る。いつれかまことならむ。知かたし○指斥乘輿。本に斥を厓に作る。今類史考本釋紀等に依る。後漢書注に。斥指也とあり。通證に。一作斥。厓斥也。とあるもわろし。名例律云。八虐。六曰大不敬。指斥乘輿。情理切害。唐律疏議曰。此謂情有缺望。發言謗毀。指斥乘輿。情理切害者。若使無心怨天。唯欲誣構人。罪自依反坐之法。不入三十惡之條とあり。さて天子を乘輿と申す事は。蔡邕曰。天子至尊。不敢渎瀆言之。故託於乘輿也。とあり○乙巳。十四日なり○被珍那。本に被字なし。今上文に據て補。

五月壬戌朔。不告朔。甲子。勅大博士百濟人率丹。授大山下位。因以封

三十戶。是日。倭畫師音檮。授小山下位。乃封二十戶。戊辰。新羅人阿喰朴刺破。從人三口。僧二人。漂著於血鹿島。己丑。勅天社地社神稅者。三分之一。爲擬供神。二分給神主。是月旱之。於京及畿内雩之。

不告朔。其故を記さす○甲子。三日なり○大博士は。大學博士なり。懷風藻目錄に。大學博士守部連大隅を。本文には大博士に作れり。職原抄に。大學寮博士一人。中古以來。清中兩家。依位次任之。號大博士。とあり○率丹。中臣本釋紀に。丹を母とあり○倭畫師音檮。姓氏錄左京諸蕃。大岡忌寸。出自魏文帝之後安貴公。大泊瀨幼武天皇御世。率四衆歸化。男龍一名辰貴。善繪工。小泊瀨稚鶴天皇。美其能。賜姓首。五世孫勳大一惠尊。亦工繪才。天命開別天皇御世。賜姓倭畫師。亦高野天皇神護景雲三年。依居地。改賜大岡忌寸姓也。輔文造同上。とあり。音檮。義詳ならず。持統紀に入口朝臣音檮あり○戊辰。七日なり○從人。本に従を徒に作る。今秘閣本中臣本に據る○己丑。二十八日なり○天社地社。神武紀に天神地祇。或は天社國社に作る○神稅。神祇令に。凡神戶調庸。及田租者。並充造神宮及供神調度。其稅者。一准義倉。皆國司檢校。申送所司。義解謂。准義倉者。不出舉也。とあり○神主は。祠官なり○雩之。通證に。月令注。雩。吁嗟求雨之祭也。拾芥抄。祈雨十一社。應和三年七月十五日。大雷。水主。木島。乙訓。已上山城。平岡。恩智。已上河内。廣田。生田。長田。坐摩。垂水。已上攝津。とあり。

六月壬辰朔乙巳。大震動。是月詔東漢直等曰。汝等之黨族。自本犯七不可也。是以從小墾田御世。至于近江朝。常以謀汝等爲事。今當朕世。將責汝等不可之狀。以隨犯應罪。然頓不欲絕漢直之氏。故降大恩。以原之。從今以後。若有犯者。必入不赦之例。

乙巳は。十四日なり○大震動。類史に大下地字あり○汝等之黨族。本に等下之字。族下に入る。今京極本に據る○七不可は。今知へからねど。通證集解にも云れたるか如く。崇峻天皇五年に。東漢直駒の天皇を弑し奉れる。皇極天皇四年に。漢直等眷屬を總聚めて。蝦夷に黨せる。孝德天皇大化元年に。倭漢文直麻呂か。古人皇子ととも謀反せるなど。紀に見えたり。其七の不可も推て知るべきなり○小墾田御世。推古天皇なり○謀汝等は。汝等か所行を見て。慮り給ふ意なり○今。本に令に作る。中臣本に據る○從今。本に従を徒に作る。今改む。

秋七月辛酉朔癸亥。祭龍田風神。廣瀨大忌神。八月辛卯朔乙巳。大設齋於飛鳥寺。以讀一切經。便天皇御寺南門。而禮三寶。是時詔親王諸王及群卿。每人賜出家一人。其出家者。不問男女長幼。皆隨願度之。因以

會于大齋。丁巳。金清平歸國。即漂著。朴刺破等。付清平等。返于本土。戊午。耽羅遣王子都羅朝貢。九月庚申朔己丑。詔曰。凡浮浪人。其送本土者。猶復還到。則彼此並科課役。冬十月庚寅朔癸卯。內小錦上河邊臣百枝。爲民部卿。內大錦下丹比公麻呂。爲攝津職大夫。

癸亥は。三日なり○乙巳。十五日なり○賜出家一人。其縁邊の人に。僧となることを願へば。一人に一僧を許し給ふなり○丁巳は。二十七日なり○金清平。本に金を全に作る。今中臣本考本に據る○朴刺破。本に刺を判に作る。今考本及上文に據る○戊午。二十八日なり○己丑。晦日なり○浮浪。天智紀に出。桓武紀には浪人とあり○癸卯。十四日なり○内小錦上。内は外位に對へたるのみ。本位を内位と云へるなり。例多し。既に云○河邊臣百枝。天智紀に出○民部卿。倭名抄には。民部省多美乃都加佐とあり。カキへの稱も古し。兩様に唱けるにや。職員令に。民部省卿一人。掌諸國戶口名籍。賦役孝義。優復蠲免。家人奴婢。道橋津濟。渠地山川。敷澤諸田事。とあり。通證云。職原抄。唐名戶部尙書。杜氏通典曰。隋初有度支尙書。開皇二年。改度支爲民部。唐修隋志。謂之戶部。廟諱故也。とあり○丹比公。宣化紀に出○攝津職大夫。職員令。攝津職。帶津國。大夫一人。掌祠社戶口簿帳。字義百姓。勸課農桑。糾察所部。貢舉孝義。田宅良賤訴訟。市廛。度量輕重。倉廩租調。雜徭。兵士器仗。道橋津濟。過所

上下。公使郵驛傳馬。關遺雜物。檢按舟具。及寺僧尼名籍事。とあり。大夫は長官なり。倭名抄。職曰。大夫加美。とあり。國造本紀に。攝津國造。據准法令。謂攝津職。初爲京師。柏原帝代。改職爲國。倭名抄。延曆十三年。停職爲國。とあり。三代格記略に。此事見えたり。攝津志に。天武六年置攝津

十一月己未朔。雨不告朔。筑紫大宰獻赤鳥。則大宰府諸司人。賜祿各有差。且專捕赤鳥者。賜爵五級。乃當郡々司等。加增爵位。因給復郡内百姓。以一年之。是日。大赦天下。己卯新嘗。辛巳。百寮諸有位人等。賜食。乙酉。侍奉新嘗。神官及國司等。賜祿。十二月己丑朔。雪不告朔。

不告朔は。雨の故か。または此月新嘗あるか爲か○獻赤鳥。治部式に。赤鳥爲上瑞。とあり。さて通證に。九年有朱雀。年號之朱鳥蓋出于此。と云るは。此赤鳥を。朱鳥の年號の出所と見たりにや。おほつかなき注なり。さらすは。こゝに用なき注なり○各有差。本に有字脱たり。今類史中臣本に據る○給復。職員令義解に。復除也。とあり○一年之下。京極本考本に給字あり。税字の誤なとにや○己卯。二十一日なり○辛巳。二十三日なり○賜食。式に巳日召五位已上給饗。とあり。食はもじくは饗字の書の缺しものにや○新嘗。神祇令。仲冬下卯大嘗祭。義解。若有三卯者。以中卯爲祭日。とある

は。此御世の今年を例とせしにや○乙酉。二十七日なり○侍奉。本に侍を待に作る。今中臣本考本に依る○神官及國司等。神官は神祇官の人なれば。大嘗に仕奉れること。もとよりなれども。國司の預る事は。踐祚大嘗に限ることなり。然るにこゝにかくあるは。上にも云る如く。當昔は年々の大嘗にも。なほ國司の仕奉りしこと。此文にても知られたり。

七年戊寅

七年春正月戊午朔甲戌。射于南門。己卯。耽羅人向京。是春。將祠天神地祇。而天下悉被禊之。豎齋宮於倉梯河上。夏四月丁亥朔。欲幸齋宮。卜之。癸巳食卜。仍取平日時。警蹕既動。百寮成列。乘輿命蓋。以未及出行。十市皇女卒然病發。薨於宮中。由此鹵簿既停。不得幸行。遂不祭神祇矣。己亥。霹靂新宮西廳柱。庚子。葬十市皇女於赤穗。天皇臨之。降恩以發哀。

甲戌。十七日なり○己卯。二十二日なり○被禊。本に祓を祓に作る。今考本に據る○齋宮。此齋宮は神功紀なる齋宮と同じ。天皇御自ら神事を行給ふ間。齋籠り坐す所なり○倉梯河上。大和志云。十市郡倉梯河上齋宮古蹟。在所未詳。とあり○略記に。二月地震。因幡國貢稻一莖。中有八千粒とあり。

こゝに入へき文なり○癸巳。七日なり○平日。纂要平日曉時。とあり○警蹕。又云。警者肅戒也。蹕止行人也。とあり。北山抄節令曰。稱警蹕事。其程則天皇起御座。離倚子三尺許之程稱之。但出給之度。立御倚子前。欲居給了程耳○十市皇女。本に十を千に誤る。今秘閣本中臣本考本に據て改む○卒然。本に卒を乎に作る。今中臣本考本に據る○薨於宮中。此皇女のかく卒然に薨し給へるに附て。信友か説に。察ふに天皇の。日を卜へて。さはかり嚴重き神祭に。ものし給ふ期に及びて。皇女の卒に薨給へるは。おのつから時にあひたるにはあらで。もはら大三輪神の御祟にそありけん。さるは萬葉集に。十市皇女薨時。高市皇子尊。皇女の御弟なり。御作歌三首とある。第一に。三諸之神之神須疑。已目耳矣。自得見管本名不寐夜叙多。武知云。此は誤字多くして。古來よみかたし。懸居翁か。かゝる。とよみ給へるは。前に皇女の。大三輪神の御事也。御心なるへくおもほせる。不祥御夢み給ひて。忌し給へる由を。語給ひたりしに。然怪しく畏きさまにて。薨給へるによりて。真に其神の祟なりし事を。覺り畏み給ひ。かつ慕ひ給ひ。おもひ寐の夢には。三輪の神杉のみ見えて。快寐し給ふ夜の無きことなるへし。また第二に。神山之。山邊眞蘇木綿。短木綿。如此耳故爾。長等思伎。これも云々。武知云。此二首のおもむきをもて。大三輪の神の祟を受給ひたりけんとは。おしはかり奉らるゝなり。など論れたるは。此皇女。御夫とます大友皇子に。忠貞ならぬ御行ありと。おもひ奉れる心から。かゝる推測の説を立て。皇女をおしさまに強たるは。此人の例の僻にて。あらぬ論なり。よしやさる事ありしにもあれ。萬葉集の歌に

ては。更に其意味通えす。今論ふへくもあらぬ事ながら。後に見ん人の爲にとて。此に記しおくになん。○函簿。御行の列なり。令義解云。函楯也。簿文籍也。言簿割楯函。以爲部隊也。とあり。韻會。車駕次第曰。函簿。○己亥。十三日なり。○新宮。詳ならず。十年紀にも。天皇居新居井上。とあり。或人云。是は上に將都新城。とある地にて。都を遷し給はざりしかと。行宮を造給ひけん云云。さもあるへし。○庚子。十四日なり。○赤穂は。式大和國添上郡赤穂神社。是は春日の地なり。大和志云。廣瀬郡仁基墓。十市皇女。天武天皇七年四月。葬于赤穂。墓畔小冢。在赤部村。とあり。

秋九月。忍海造能麻呂。献瑞稻五莖。每莖有枝。由是徒罪以下。悉赦之。三位稚狭王薨之。冬十月甲申朔。有物如綿。零於難波。長五六尺。廣七八寸。則隨風以飄于松林及葦原。時人曰。甘露也。己酉詔曰。凡内外文武官。每年史以上。屬官人等。公平而恪勤者。議其優劣。則定應進階。正月上旬以前。具記送法官。則法官校定。申送大辨官。然緣公事。以出使之日。其非真病及重服。輒緣小故而辭者。不在進階之例。

忍海造。天智紀に出。○三位稚狭王。未詳。○飄。ヒ、ル。飛ぶ事に多く云り。こゝは飄へるさまの。虫などの飛ぶ狀に似たるを以て訓るか。詳ならず。又はヒルカ。○甘露。白虎通に。甘露美露也。降則物無し。不美盛矣。本草にも見えて。文德實錄二。嘉祥三年七月。石見國獻甘露。味如飴餠。式因幡國巨濃郡甘露神社。集解云。明和三年丙戌十月。自二十二日至二十四日。天晴雨綿。隨風飄揚。著木葉。則釋。時謂之甘露。とあり。考云。甘露は木葉によくふり付くものにて。とけぬものにて。味甚甘しといふ。こゝの甘露とは。やうすことなり。と云り。○己酉は。二十六日なり。○内外文武官。考課令に。凡内外文武官。義解謂。依公式令。在京諸司爲京官。自餘皆爲外官。又五衛府軍團。及諸帶仗者爲武。自餘並爲文。とあり。以下考課令と相同し。○史以上屬官人等。史は主典なり。屬官人は。考課令義解に。謂次官以下也。とあり。○公平而恪勤者。考課令に。公平可稱者爲一善。義解謂。背私爲公。用心平直。假如趙武舉。以私贊。祁奚薦。以己子之類。公平也。又恪勤非懈者爲一善。謂恪敬也。盡力日勤。假如馮豹奏事。通霄伏閣。巫馬從政。戴星居官之類。恪勤也。とあり。○議其優劣。又云。議其優劣。定九等第一。選叙令に。凡應叙者。以下也。本司八月三十日以前校定。式部起十月一日。盡十二月三十日。太政官起正月一日。盡二月三十日。皆於限内。處分畢。其應叙人。本司量程。申送集省。示叙階之高下。及令按選中抑風。集於式部兵部也。とあり。なほ考課令にも見えたり。○送法官。法官は即式部なり。○法官校定。選叙令に。式部起十月一日。盡十二月三十日。とあるこれなり。校定は。義解校定

謂三計考結階。とある是なり。此事後に。二月列見。八月定考と云式あるは。此より起れるものなり。さて其定考を字のまゝにはよまず。逆讀することは。この按定の文字によれるものか。また宋史の選舉志。帝親取貢士卷考定。とあれば。それらによれるか。公事根源。二月十一日列見條云。上卿弁少納言外記史などまわりて。太政官にておこなへる公事なり。六位以下の藝能ある者をえらひて。式部兵部の二省より率^ツしてまゐれるを。上卿のそれをめじよせて。器量容儀を見る意なり。朝所并に宴穩座につきて。儀式あり云々。くはしき事は。定考の所にしるし侍へし。また八月十一日定考條云。是は昔し六位以上の加階をする人は。かの藝能行跡恪勤をえらひて。榮爵を給れるなり。上卿官の東の廳の座につきて事を行ふ。次に朝所^{アヤツ}に就て三獻の儀式あり。次に宴穩の座につく。又おの／＼三獻あり。かさしの花を上卿以下の冠にさす。大臣は白菊云々。大かたは二月の列見に同じ。式兵の兩省より。諸司の輩の上日^{ウツヒ}を選成する事を列見と云。それをかきあつめて奏するを。擬階の奏といふ。この人々を撰ひ出して。定め侍るを。定考とは申すなり。定考と文字にはかきて侍れと。考定とさかさまによみ侍るが。口傳にて侍るなり。遷叙令に委しき事はのせたり。其儀などは次第にみえたり。十一日は。また小定考^{カウヂヤウ}とて。大弁以下の人。東の廳に着て行ふ事あり。と云り○申送大辨官。職員令に。左大辨一人。掌^ツ管^ツ中務式部治部民部。受^ツ付庶事。糺^ツ判官内。署^ツ文案。勾^ツ稽失。知^ツ諸司宿直。諸國朝集^ツ若右弁官不在。則併行^ツ之。右大弁一人。掌^ツ管^ツ兵部刑部大藏宮内。餘同^ツ左大弁。右中弁一人。掌同^ツ

右大弁。左少弁一人。掌同^ツ右中弁。右少弁一人。掌如^ツ右中弁。とあり。倭名抄。大弁於保伊於保止毛比。と云り。按に。此和名抄の讀は誤なり。古くは於保止毛比と云り。西宮記。北山抄。小右記に。大輛火之官とあり。さて此官上古には見えされとも。名のさまを思ふに。必後世の官名にはあるへからず。八省を管^ツし。諸司の宿直。諸國の朝集等を知るは。所謂大率^{トキ}なり。古^コ昔^コに物を率^ツる事を。アトモヒと云り。上古の大弁も。大凡はかゝるさまにて有けらし。さて又本の一訓に。オホイカワフリ。○重服。軍防令に。上番年。雖^レ有^レ重服。義解謂^ツ。父母喪也。とあり。

十二月癸丑朔己卯。臘子鳥蔽^ツ天。自^ツ西南^ツ飛^ツ東北。是月。筑紫國大地動之。地裂廣^ツ一丈。長^ツ二千餘丈。百姓舍屋。每村多^ツ仆壞。是時百姓一家。在^ツ岡上。當^ツ于地動夕。以^ツ岡崩處^ツ遷。然家既全。而無^ツ破壞。家人不知^ツ岡崩家避。但會明後。知^ツ以大驚焉。是年。新羅送使奈末加良井山。奈末金紅世。到^ツ于筑紫。曰。新羅王遣^ツ級^ツ倉金消勿。大奈末金世々等。貢^ツ上當年之調。仍遣^ツ臣井山。送^ツ消勿等。俱逢^ツ暴風於海中。以^ツ消勿等皆散之。不知^ツ所^ツ如。唯井山僅得^ツ著^ツ岸。然消勿等遂不^ツ來矣。

己卯。二十七日なり○臘子鳥蔽天。臘中臣本臆に作る。欽明紀に出。本に蔽を弊に作る。今京極本中臣本に依る○筑紫國大地動。豐後國風土記云。五馬山。昔者此山有土蜘蛛。名曰五馬媛。因曰五馬山。飛鳥淨御原御宇天皇御世。戊寅年。大有地震。山岡龜裂。此山一峽崩落。溫泉處々而出。湯氣熾盛。炊飯早熱。但一處湯。其穴似井。口徑丈餘。無知深淺。水色如紺。常不流。聞人之聲。驚慄騰淫。一丈餘許。今謂温湯是也。とあり。此年の地震なり○新羅王は。文武王八年なり○級後。本に級を汲に作る。今改む○以消勿等。集解以字衍として削れり。

八年己卯

八年春正月壬午朔丙戌。新羅送使加良井山。金紅世等向京。戊子詔曰。凡當正月之節。諸王諸臣及百寮者。除兄姉以上親。及己氏長。以外莫拜焉。其諸王者。雖母非王姓者莫拜。凡諸臣。亦莫拜卑母。雖非正月節。復准此。若有犯者。隨事罪之。己亥。射于西門。二月壬子朔。高麗遣上部大相桓欠。下部大相師需婁等。朝貢。因以新羅遣奈末甘勿那。送桓欠等於筑紫。甲寅。紀臣堅麻呂卒。以壬申年之功。贈大錦上位。乙卯詔曰。及于辛巳年。檢按親王諸臣及百寮人之兵及馬。故豫貯焉。是月。

降大恩。恤貧乏。以給其飢寒。

丙戌。五日なり○戊子。七日なり○凡當正月之節。續紀。文武天皇元年。禁正月往來行拜賀之禮。如違犯者。依淨御原朝廷制。決罰之。但聽祖兄及氏上者。儀制令云。凡元日不得拜親王以下。唯親戚家令以下。不在禁限。とあり○兄姉を。文武紀に祖兄とあり。祖は親なり○氏長を。氏上とあり○非王姓者莫拜。通證に。唐史。公主下嫁者。舅姑拜之。婦不答。とあり。似たることなり○己亥。八日なり○大相桓欠。考一本に。桓上師字あり。欠。京極本旁に文に作れり。中臣本に父に作れり。下も同じ○甲寅。三日なり○新羅遣奈末甘勿那云々。集解云。東國通鑑云。唐儀鳳二年。新羅文武王十七年。春二月。唐以故高句麗王滅。爲遼東州都督。封朝鮮王。遣歸遼東。安輯餘衆。東人先在中國諸州者。皆遣。與滅俱歸。仍移安東都護府於新城。以統之。滅至遼東。謀反。潛與靺鞨通。按儀鳳二年。當天皇六年也。とあり○紀臣堅麻呂。水戸本云。二年十二月。作紀臣詞多麻呂。蓋同人也。とあり。されど上文には。小錦下とあれば。聊疑はし。此人の事詳ならず○辛巳年。十年なり。

三月辛巳朔丙戌。兵衛大分君稚見死。當壬申年大役。爲先鋒之。破瀬田營。由是功。贈外小錦上位。丁亥。天皇幸於越智。拜後岡本天皇陵。己

丑。吉備大宰石川王病之。薨於吉備。天皇聞之大哀。則降大恩。云々。贈諸王一位。壬寅。貧乏僧尼。施純綿布。

丙戌。六日なり。○兵衛。考云。本にトチリの訓あり。宮門の衛にて。小錦上の贈官ある人は。舍人などにはなし。と云り。○稚見死。考本に一本卒とあり。喪葬令に。六位以下。達於庶人。稱死。と云り。稚見贈小錦上とあれば。卒と稱すへき位にあるへき人なり。但し兵衛は微官なり。本官辭免等の事ありしか。詳ならず。○破瀬田營。この事上卷に委く出たり。○丁亥は。七日なり。○越智。高市郡なり。○後岡本天皇陵。齊明天皇なり。續紀。文武天皇二年十月。越智山陵修造の事あり。既に前紀に詳なり。○己丑。九日なり。○吉備大宰は。吉備國守もあれと。なほ其上の總領なるへし。集解に。按吉備畿西之國。九州之衝。故置大宰。以諸王鎮焉。續紀。文武天皇四年十月。直廣參上野朝臣小足。爲吉備總領。とあり。續後紀に。陸奥出羽大宰と云も見えたり。○石川王。前紀に見えたり。山部王とよもに。鈴鹿關に來歸せる人なり。○諸王二位の事。既出。○壬寅。二十二日なり。○施純綿布。本に純字脱たり。今中臣本京極本に疎る。

夏四月辛亥朔乙卯。詔曰。商量諸有食封寺所由。而可加加之。可除之。是日。定諸寺名也。己未。祭廣瀬龍田神。五月庚辰朔甲申。幸于

吉野宮。乙酉。天皇詔皇后及草壁皇子尊。大津皇子。高市皇子。河島皇子。忍壁皇子。芝基皇子。曰。朕今日與汝等。俱盟于庭。而千歲之後。欲無事。奈之何。皇子等共對曰。理實灼然。則草壁皇子尊。先進盟曰。天神地祇及天皇證也。吾兄弟長幼。并十餘王。各出于異腹。然不別同異。俱隨天皇勅。而相扶無忤。若自今以後。不如此盟者。身命亡之。子孫絕之。非忘非失矣。五皇子以次相盟如先。然後天皇曰。朕男等各異腹而生。然今如一母同產。慈之。則披襟抱其六皇子。因以盟曰。若違茲盟。忽亡朕身。皇后之盟。且如天皇。丙戌。車駕還宮。己丑。六皇子共拜天皇於大殿前。

乙卯。五日なり。○定諸寺名。按に定額諸寺は。此時に定られたるものなるへし。續紀三十七。延暦二年勅曰。京畿定額諸寺。其數有_レ限。私自營作。先既立_レ制云々。又弘仁格政事要略等にも。此事見えたり。定額は惣て數定りたる公寺の事なり。○己未。九日なり。○甲申。五日なり。○乙酉。六日なり。○河島皇子。

本に河を阿に誤る。今中臣本考本等に據る。按に天智皇子に。河島皇子ありて。既に出。此なるは天皇の皇子に坐て。同名を稱へしものか。されど他には更に載せず。天智の皇子は。いと名高し。慎風藻に。河島皇子。もしくは此皇子も。實は天智の皇子に坐しか。故ありて天皇の御子と爲り給へるものか。又はもとより天皇の御子なるか。先に天智の皇子に爲給へるなどにもあるへし。恐らくは二柱に非し○芝基皇子。按に朱鳥元年紀八月の處に。芝基皇子。磯城皇子。と並載たるは。芝基の方天智の皇子。磯城の方天皇の皇子に坐すへきか如し。二年紀にも。天皇の御子磯城とあり。然れども。こゝは必天皇の御子なり。かくまきはしきよしは。既に二年の下に云り○庭は。吉野の宮庭にての事なり。天皇此宮に幸して。昔日の事に感し給ふ事や坐々けん。さて此宮庭にて盟はせ給ひしならん○十餘王。紹運錄に記せる男女十七王の中に。皇子は十柱なり。されどこゝにては。男女の皇子を。大凡に總へて指せりしものなるへし。必しも男王をのみ指給へるにはあらし○不別同異。本に別を列に作れり。今中臣本考本に據る○朕男等云々。此詔の詞を讀み奉りて。河島皇子の。天智の皇子ならざることをしられたり。然るに通證に。六皇子中。有_二天智兒_一。而並謂_二之朕男_一。以爲_二盟親_一之義至矣。と云るは強言なり。なほ其餘に云れしこと。○襟の訓。本にアリノヒモとあるは。アソノヒモの誤なり。兼夏本には。しかよみたり。神代紀には。衣帶をコロモノヒモと訓り。又二十八卷には。襟_{カクシ}とも訓り○抱其六皇子。幼稚の狀に書る文のみにはあらて。實にしか爲給ひしなるへし。清寧紀に。其二柱王子。坐_二左右膝上_一。とあるとは異なるへし○丙戌。

七日なり○己丑。十日なり。

六月庚戌朔。氷零。大如_二桃子_一。壬申。乙亥。大錦上大伴杜屋連卒。秋七月己卯朔甲申。壬辰。祭_二廣瀨龍田神_一。乙未。四位葛城王卒。八月己酉朔。詔曰。諸氏_{ツチ}貢_レ女人。己未。幸_二泊瀨_一。以_レ宴_二迹_ト。驚淵上_ト。先是詔_二王卿曰_一。乘馬之外。更設_二細馬_一。隨_レ召出之。即自_二泊瀨_一還_二宮之日_一。看_二群卿儲細馬_一於迹見驛家道頭。皆令_二馳走_一。庚午。綬造忍勝獻_二嘉禾_一。異_二畝_一同穎。癸酉。大宅王薨。

壬申。二十三日なり○乙亥。二十六日なり○大伴杜屋連。父祖詳ならず○甲申。六日なり○壬辰。十四日なり○乙未。十七日なり○葛城王。詳ならず。記及び紹運錄に據に。敏達皇子に同名あれど。天皇崩御より今年に至り。九十四年を経にければ。其_レは儘に云かたし。また通證に。葛城王適_二于陸奥國_一之時。國司祇承稔意。王不_レ悅。有_二前采女_一。詠_二安積香山歌_一。乃王意解。詳見_二萬葉集古今集_一。蓋此人也。橘諸兄公舊名葛城王。故世人爲_二公事_一。然考_二集錄之語意_一。及大寶二年陸奥勿_レ貢_二采女_一之勅。則非_レ公也必矣。と云り○諸氏貢_二女人_一。類史貢_二女部_一。天平七年五月。勅諸國所_レ貢_二力婦_一。天平寶字八年十月。詔令_二東海東山等國貢_二騎女_一。なほ後宮職員令に見えて。上に引出たり○己未。十一日なり○迹_二驚淵上_一。大和志云。

城上郡述鷲淵。在白川村。とあり。枕草紙に瀬の瀧あり。此とは異なり○迹見驛家。式城上郡登瀛神社あり。そこなり。今世に外山村といふ。此地の事は既に出○庚午。二十二日なり○縷造。本に縷を機に作る。今中臣本及下文に據て改む。縷は意に同じ。姓氏錄大和蕃別。縷連。出自百濟人貊之後也。とあり。十二年紀五月。縷造賜姓曰連。氏人は。續紀三十六。外從五位下縷連宇陀麻呂。續後紀二十。大和人外從五位下縷連道繼あり。さてまた舊事紀に。物部志連公。奄智縷連祖。弟物部竹古連公。三川縷連等祖。弟物部棕垣連公。城縷連。比尼縷連等祖。とあり。栗田寛云。縷と云を姓に負けん事。詳ならず。強ていはく。縷は上代に男女ともに。頭の飾に懸る物にて。眞拆縷。日影縷などあれば。蔓草を用ひし事著し。然るを後々には。其を摸して。絲また麻などにて。造れる事となりやしけん。然らば其を造る部の職も。あるへき勢なれば。即其部を率て仕奉りし故に。姓に負しにやあらん。さて姓氏錄大和蕃別に。縷連と云か有て。甚混らはしき故に。大和に住る縷連をば。奄智。城。といひ。和泉なるをば。比尼。なといひて。蕃別なるをば。たゞに縷連とのみ呼しものなるへし。さて十二年賜姓曰連。とみえたるは。蕃別の流ならんか。と云り○癸酉。二十五日なり○大宅王薨。この王詳ならず。さて京極本中臣本。薨を卒とあり。

九月戊寅朔癸巳。遣新羅使人等。返之拜朝。庚子。遣高麗使人。遣耽

羅使人等。返之共拜朝廷。冬十月戊申朔己酉。詔曰。朕聞之。近日暴惡者。多在巷里。是則王卿等之過也。或聞暴惡者也。煩之。忍而不治。或見惡人也。倦之。匿以不正。其隨見聞。以糺彈者。豈有暴惡乎。是以自今以後。無煩倦。而上責下過。下諫上暴。乃國家治焉。戊午地震。庚申。勅制僧尼等威儀。及法服之色。并馬從者。往來巷閭之狀。甲子。新羅遣阿食金項那。沙食薩藥生。朝貢也。調物。金銀鐵鼎錦絹布皮馬狗騾駝之類。十餘種。亦別獻物。天皇々后太子。貢金銀刀旗之類。各有數。是月勅曰。凡諸僧尼者。常住寺內。以護三寶。然或及老。或患病。其永臥陝房。久苦老病者。進止不便。淨地亦穢。是以自今以後。各就親族及篤信者。而立一二舍屋于間處。老者養身。病者服藥。

癸巳。十六日なり○庚子。二十三日なり○己酉。二日なり○暴惡者也。本に暴を異に誤る。今中臣本に據る○惡人の上に。暴字あるへし○戊午。十一日なり○庚申。十三日なり○威儀。職原抄に。傳灯大

法師位。威儀師。或凡僧。とあれども。こゝなるはさる名目にはあらず。訓の如く。たゞ其裝束の狀を云
○法服之色。僧尼令。凡僧尼聽_レ着_二木蘭青碧皂黃及壞色等衣。餘色及綾羅錦綺。並不_レ得_二服用。とあり○
馬從者。玄蕃式云。凡僧正。從僧五人。沙彌四人。童子八人。大少僧都。各從僧四人。沙彌三人。童子六人。律
師各從僧三人。沙彌二人。童子四人。威儀師各從僧一人。沙彌一人。童子二人。從儀師各沙彌一人。童子二
人。とあり○甲子。十七日なり○阿漉。本に阿を河に誤る。今改む○錦絹布。本に絹字なし。今中臣本
京極本に據る○騾。説文。驢父馬母所_レ生也。字鏡集。色葉字類抄に。ウサキウマとあり○太子。信友云。
古寫本には皇太子と作り。武烈云。京極本にしかあり。是年に係て太子とあるはいかゞ。もしくは新羅王。皇子等のお
はし坐る事を知れ_レは。必皇太子はおはしますへく。推量り奉れるにか。また外蕃へは。皇太子の立
ておはしませる趣に。示しおかせ給へるか故にてもあるへしと云り○常住寺内云々。僧尼令に。凡僧尼
非_レ在_二寺院。別立_二道場。聚_レ衆教化。并妄説_二罪福云々。依_レ律科_レ罪。とあり○陝房。玉篇陝不_レ廣也。亦
作_レ狹。とあり。考本には狹とあり。

十一月丁丑朔庚寅地震。己亥。大乙下倭馬飼部造連。爲_二大使。小乙下上
村主光欠。爲_二小使。遣_二多禰島。仍賜_二爵一級。是月。初置_二關於龍田山。大坂
山。仍難波築_二羅城。

庚寅。十四日なり○己亥。二十三日なり。類史百九十三。殊俗部高麗下に。八年十一月己亥文あり。し
かるに本紀に高麗事を載せず。脱たるなるへし○倭馬飼部造連。出自詳ならず。十二年紀九月。倭馬飼
造賜_レ姓曰_レ連。とあり。續紀天平十一年。對馬島目正八位上養德馬飼連乙麻献_二神馬。とあり。連は名な
り○上村主光欠。本に村をすど作り。今中臣本考本に據る。姓氏錄左京諸蕃。上村主。廣階連同祖。陳思
王植之後也。攝津同上。右京。廣階連同祖。通剛王之後也。和泉。廣階連同祖。東阿王之後也。とあり。按
に通剛王東阿王は。蓋し一なるへし。阿は。もしくは剛の誤にもあるへし。氏は。氏族志云。聖武帝
時有_二僧智光。河内人姓鋤田連。後改_二上村主。とあり。孝謙帝時。河内大縣郡人。從五位下上村主五百公賜_レ
連。紀清和帝時。相摸鎌倉郡人。太皇太后宮少屬。上村主真野。同姓從八位上秋貞等。改_二本居。貫_二大縣
郡。三代實錄とあり。なほ此他にも。正倉院古文書に。天平寶字二年四月十日下午に。上村主牛甘あり。ま
た續紀神護景雲二年三月。上忌寸生羽と云も見えたり。さて上村主氏人。廣階氏を賜へること。文德
實錄三代實錄等に見えたり。光欠名なり。秘閣本に欠を文に作れり。この上をウへと訓て。下文に字
閉直と一つにせし説はわるし。○小使。
水戸本に小を少とあり○遣多禰島。此は高麗に遣されたるにはあらしか。上に引る類史と合考へし。
多禰島に使はれんには。大使小使は似つかはしからず○龍田山は。大和志云。平群郡關屋趾。在_二立野
村。天武八年始置_二關於此。天文八年收_二立野關錢一事。見_二信貴山寺目錄。とあり○大坂山。本に坂を江に
作る。今中臣本活字本秘閣本に據る。通證云。大坂山。倭名抄寫上郡大坂。今屬_二下郡。所謂岩窟越也。關

屋。大坂。村里相隣。可_レ以證_レ矣。とあり。大江とあるに據て。倭名抄山城國乙訓郡大江。園大曆曰。於伊山。是也。萬葉集云。丹波道之大江乃山。小式部歌。大江山麓野乃路。即在丹波山城之堺。ト家本江作は。後山山城京になりて後の事なり。此御世なるは。なほ大坂の方なり。○羅城。三代實錄真觀十三年に。稱_レ羅城_一者。是周國門。唐京城門云々。とあり。考云。羅城門は都大路のはてにあるもの。今の總見付の如し。二重閣七間に作とあり。と云り。乘燭談に。唐書高宗時。築_レ京師羅郭。又通鑑唐懿宗紀注。羅城外大城也。子城内小城也。又朝鮮崔世珍訓蒙字會曰。郭俗稱_レ羅城。由_レ是觀_レ之。羅周羅網羅之義。謂_レ羅城門_一者。郭城門也。と云り。さて續紀十七。同三十四に見えたる羅城門は。平城京の羅城なり。

十二月丁未朔戊申。由_レ嘉禾_一。以親王諸王諸臣。及百官人等。給_レ祿各有_レ差。大辟罪以下悉赦之。是年。紀伊國伊刀郡。貢_レ芝草。其狀似_レ菌。莖長一尺。其蓋二圍。亦因播國貢_レ瑞稻。每_レ莖有_レ枝。

戊申は。二日なり○由嘉禾以。類史に禾を樂とあるは訛なり。以は集解に衍として削れり○大辟罪以下云々。令義解。辟者罪也。死刑爲_レ大辟_一也。とあり。もと周刑なり。さて續紀以下の史に。大赦行はるゝ毎に此語あり○伊刀郡。倭名抄伊都郡とあり○芝草。皇極紀に云り○按に。元正天皇此年誕生し給へり。天平二十年崩。年六十九歳にならせ給へり。

九年庚辰

九年春正月丁丑朔甲申。天皇御_于向_レ小殿。而宴_レ王卿於大殿之庭。是日。忌部首_子首。賜_レ姓曰_レ連。則與_レ弟色弗共悅拜。癸巳。親王以下。至_于小建。射_レ南門。丙申。攝津國言。活田村桃李實也。二月丙午朔癸亥。如_レ鼓音。聞_于東方。辛未。有人云。得_レ鹿角於葛城山。角本二枝。而末合有_レ完。完上有_レ毛。毛長一寸。則異以獻之。蓋麟角歟。壬申。新羅仕_丁八人。返_于本土。仍垂_レ恩。以賜_レ祿有_レ差。

甲申。八日なり○向小殿而。集解に。按謂_レ向。向_于正殿_一也。謂_レ小對正也。江次第所謂。小安殿大極殿之後房即是。詳_于十年紀注。と云れたるか如くなるへし。今按に。後世の殿稱に。西對東對と云る對も。即ち此向の義なり。さて本に而字なきを。今類史に據て補へり○大殿之庭。集解に謂_レ大極殿庭_一也。とあり。又按に。これもなほ向小殿の庭をかく云るにもあるへし○忌部首子首。本に子字なし。天武紀上文。及續紀四に子字あり。必脱たるなるへければ。今本居翁の説に據て補。この事は既に云り。上に忌部首子とあるによりて。こゝもしかむへし。然るに通證に。此の注に。私記曰。上讀_レ於此止。下讀_レ加字倍。今按上姓。下名。とあるは誤なり。○色弗。持統紀に色夫知に作れり。續紀大寶元年六月。正五位上忌部宿禰色布知卒。詔贈_レ從四位上。以_于壬申年功_一也。とあり。然るに此人。壬申紀に見えず。此氏特りかく

姓を改め給へるは。いかなる故にかあらん。軍功ならば。餘氏もあるべきを。もしくは先年大營に仕奉りし賞にもやあらむ。詳ならず○癸巳。十七日なり○小建。初位冠なり○丙申。二十日なり○活田村。倭名抄攝津國八部郡生田○癸亥。十八日なり○辛未。二十六日なり○鹿角。本に鹿を麟に作る。今中臣本及本書旁書に依る○麟角歟。本に麟を麟と作り。今釋紀に據る。集韻。麟馬。文とあり。毛詩周南麟趾。箋注曰。麟角。未有肉。示有武不用。とあり。略記にも二月得麟角とあり○壬申。二十七日なり。

三月丙子朔乙酉。攝津國貢白巫鳥。巫鳥。此云芝苦々。戊戌。幸于菟田。吾城。夏四月乙巳朔甲寅。祭廣瀨龍田神。乙卯。橘寺尼房失火。以焚十房。己巳。饗新羅使人項那等於筑紫。賜祿各有差。是月勅。凡諸寺者。自今以後。除爲國大寺二三以外。官司莫治。唯其有食封者。先後限三十年。若數年滿三十。則除之。且以爲飛鳥寺不可關于司治。然元爲大寺。而官恒治。復嘗有功。是以猶入官治之例。

乙酉。十日なり○白巫鳥。倭名抄羽族部。鴉鳥。唐韻云。鴉鳥名也。音巫。漢語抄云。巫鳥之止止。集韻曰。雀屬。按鶯雀。今俗曰。阿遠之止止。種類甚多。通證に。古語拾遺曰。片巫。志止鳥。金葉集云。雨降婆

雉毛志止爾成爾介利。今刀飾有鴉目。以其肖名之也。枕草紙所謂美古鳥。亦謂此乎。とあり。ことゝは。青みたる毛色にて。俗にアヲシとも云。黒焼にして。金創などの血を。よく止め治る藥なり。ことに白巫鳥とあるは。毛色の白きを珍しみて買れるなり。池邊真榛云。あをじめじろなど。みな志止々の類なり。あをじのみに限るへからず。刀劔の具に鴉目といふは。目じろの目の廻の白縁あるを以。號けたるなれば。ことゝも大方めじろなるへし。本草に鶯雀也と云るは。あをじか。鴉は字書に雀也とみえたり。あをじは鳴聲にあやなさを。めじろはあをじよりも世に多く。また鳴聲も雲雀なきとて。あやあるものなり。或人の説に。これは俗にヒタキといふ鳥なり。此鳥の聲にてトふことあるよし。きたることあり。和名抄に鴉鳥。また字鏡には鴉字をよめり。又名義抄に。鶯をカウナイシトと訓り。其カウナイは。巫の音便にて。巫ことゝと云義なれば。片巫のじことゝ鳥の占に由よりて聞えたり。漢字に鴉と作り。又巫鳥とも云るも。自ら片巫の占に相似てきことゝゆ。また枕草紙にみことりと云るも。巫鳥とことゝゆと云り。この鳥は。古語拾遺片巫の下に注せるを引り。なさて本に。ことゝの注に。巫鳥此言芝苦苦とある。言字は例にたかへり。今中臣本に據る○戊戌は。二十三日なり○菟田吾城。式大和國宇陀郡阿紀神社。萬葉集に安騎野とあり。同集に。皇太子。日豐新皇子と申す。即草壁皇子なり。をりく此野に御獵に行坐し事見えたれば。此時の御供にも。仕奉り給ひけん。さて幸とあれと。御獵なるへし○乙巳朔甲寅。本に巳字脱たり。今中臣本考本に據る。甲寅。十日なり○乙卯。十一日なり○橘寺。大和志。在